

サステナビリティ関連情報開示と企業価値創造の好循環に向けて

－「非財務情報の開示指針研究会」中間報告－

2021 年 11 月

非財務情報の開示指針研究会

（事務局：経済産業省 経済産業政策局企業会計室）

質の高いサステナビリティ関連情報開示実現のための4つの提言

—持続的な企業価値創造に資する対話を実現するために—

2021年11月12日

1. サステナビリティ関連情報開示¹における価値関連性の重視

サステナビリティ関連情報開示においては、企業価値との関連性（Value relevance）を重視することが必要。中長期的な時間軸の中で重要性（マテリアリティ）のある事項を特定し、経営判断・経営戦略の検討と一体のものとして、統合的かつ連続的に開示に取り組まなければならない。

（マテリアリティと価値関連性）

- サステナビリティ関連情報開示を通じた作成者と利用者の対話を効果的かつ効率的なものとするためには、企業価値²との関連性（Value Relevance）を重視した開示を行うことが必要となる。
- 加えて、中長期的な時間軸の中での企業価値のありようを表現することが求められるサステナビリティ関連情報開示においては、短期のみならず、中長期的に企業活動に影響を与える広範な事象について吟味を行った上で、企業活動の持続可能性にとって重要性（マテリアリティ）のある事項を特定することが必要となる。
- また、企業にとって重要性のある事項や、その企業価値との関連性は、資本市場や消費市場が企業を評価する視点の変化や、社会・環境・経済の変化などによって常に変化するものである。
- このため、サステナビリティ関連情報開示は、企業の持続可能性確保に関する高度な経営判断・経営戦略の検討と一体のものとして、統合的かつ連続的に取り組まなければならない。

（広範なステークホルダー向けの開示）

- 同時に、必ずしも企業価値との関係性は高くない情報を含めて、企業活動が社会・環境・経済全般に対して与えるより広範な影響について、積極的な開示を求める社会的要請に企業が応えていくことも重要である。
- 他方で、投資家、従業員、取引先、消費者等、より近接した関係性を持つステークホルダーとの対話のために行う開示と、更に広範なステークホルダー向けの開示については、誰に対してどのような情報の開示を行うのかという目的の違いを踏まえた開示を行うことが効果的かつ効率的と考えられる。

¹ この提言及び本報告書において、「サステナビリティ関連情報開示」とは、サステナビリティ項目（ESG 事項（環境・社会・ガバナンス）や戦略、リスクマネジメント等）のうち、企業価値に関連する情報の開示と捉える。

² この提言及び本報告書において、「企業価値」とは企業が将来に渡って生み出すキャッシュ・フローの見通しやその実現能力を、企業が環境・社会・経済に与える外部性に対する資本市場参加者等のステークホルダーからの評価も加味した価値と捉える。

2. サステナビリティ開示基準の適用におけるオーナーシップ（主体性）の発揮（規範性と独自性の適切なバランスの実現）

企業価値を伝達する開示を実現する観点から、企業は自らの開示内容についてオーナーシップ（主体性）を発揮することを通じて、開示情報の客観性・比較可能性確保と、独自性発揮とのバランスを取るための最適解を見出す必要がある。

- 企業がサステナビリティ関連情報開示を行う際は、その開示内容について客観性や合理性が求められる。他方で、サステナビリティ関連情報開示における過度な客観性、あるいは科学的根拠を追求するあまり、開示の消極化や開示の定型化（ボイラプレート化）を招くこととなれば本末転倒である。
- 特に、サステナビリティ関連情報開示においては、
 - ① 価値関連性を判断するために業種やビジネスモデル等の事業特性を踏まえる必要性が高く、企業ごとに重要性の判断が多様になり得ること。このため、開示についても独自性が生じやすいこと
 - ② それぞれのサステナビリティ情報の価値関連性は、経営者や取締役会が、自らの外部環境認識や、企業が目指す方向性に基づき、主体的に判断する必要があることなどを考慮する必要がある。
- また、5団体による「プロトタイプ」においても、IASB（国際会計基準審議会）の「概念フレームワーク」を引用する形で、
 - 財務情報に固有の目的適合性
利用者が意思決定を正しく行うためのものであり、将来結果の予測プロセスに利用でき、過去のフィードバックを提供するもの
 - サステナビリティ情報に固有の目的適合性
業界固有の測定基準に基づくものであり、企業のパフォーマンス向上、ひいては企業価値の向上を可能とするビジネスモデルの説明につながるものとして、財務情報とサステナビリティ情報の目的を区別して表現している。
- これらの背景を踏まえ、今後の ISSB（国際サステナビリティ基準審議会）における表示基準やテーマ別基準、業種別基準・指標の検討状況や内容を注視しつつ、その適用あるいは日本における基準の検討に際しては、開示の価値関連性を明確にするための企業の独自性・自由演技の幅を確保していくべきである。
- 他方で、開示情報の客観性の確保や定量化、比較可能性の確保について、段階的な開示の充実も含めて、企業の努力は重ねられていくことが望ましい。
- 従って、サステナビリティ開示基準の適用に際しては、企業は開示内容に対するオーナーシップ（主体性）を発揮し、「Apply or Explain（基準の適用か、説明か）」アプローチを原則とすべきである。
- その際、独自性の発揮を避けるために、単にチェックボックス的に基準に沿った報告を行うことは、開示の実効性・情報性の観点から望ましくない。
- また、Explain においては、開示基準とは異なるアプローチを採用している背景やその根拠、基準を適用（Apply）した開示に向けた今後の時間軸等について積極的に説明されることが望ましい。

3. 企業価値とサステナビリティ情報の関連性に関する認識の深化

どのようなサステナビリティ情報が企業価値や財務情報と高い関連性を有するかについては、作成者・利用者における共通理解の醸成の途上にある。今後、国際的な議論等において検討が重ねられていくことに加え、関連性に関する分析の深化も期待される。

- 提言第1項において指摘したとおり、サステナビリティ関連情報開示においては価値関連性を重視することが重要である一方、どのようなサステナビリティ情報が企業価値や財務情報と高い関連性を有するかについて、気候関連情報開示などの比較的先進的な分野を除いて、作成者と読み手双方における共通理解はまだまだ醸成されていないものと考えられる。
- この点、第2項において指摘したとおり、開示の規範性と独自性のバランスを維持する「Apply or Explain（基準の適用か、説明か）」アプローチを原則にしつつも、国際的な基準やガイダンス策定において、どのようなサステナビリティ情報の価値関連性が高いと考えられるかについて、一定の指針となる検討が重ねられていくことが期待される。
- 同時に、作成者たる企業や利用者たる資本市場参加者等のステークホルダー、あるいは研究者において、個別の企業におけるサステナビリティ情報が、どのような経路で企業価値に影響を与えているか、定性的な分析や考え方の提示に留まらず、相関関係の分析や、KPIのモニタリング・振り返りを含む経時的な変化についての分析等の努力が重ねられ、その結果が提供されていくことが望ましい。

4. 投資家・ステークホルダーとの「対話」に繋がるサステナビリティ関連情報開示の実施

持続的な企業価値創造を実現するためには、提言1～3の方向性に沿った開示を通じて、投資家・ステークホルダーとの連続的な対話を行うことで、サステナビリティ関連情報開示と持続的な価値創造の好循環を生み出すことが重要。

- 提言第1項から第3項の方向性に沿った開示を通じて、利用者との対話を深めていくためには、まず、投資家のみならず従業員、取引先、消費者等、自社にとって重要なステークホルダーを特定し、自社にとっての重要な事項について議論を深めることが必要となる。
- その上で、サステナビリティ関連情報開示の主たる利用者として想定される投資家との対話においては、投資家によって企業を調査・分析する際のスタンスや時間軸、考え方の違いがあることを念頭におく必要がある。即ち、それぞれの投資家の投資方針（パッシブ、アクティブ）や、出資者たるアセットオーナーの投資方針の違い、またその投資に携わる部門間の違いを念頭においた上で、投資家ごとにどのような情報が有用であるかを検討する必要がある。
- また、投資家においても、企業との対話に際して投資方針や考え方を明確に伝えることが、効果的な対話の実現のために重要である。そして、企業は対話から得られた示唆を経営方針・経営戦略に適時・的確に反映をさせていくことが求められる。
- これら投資家・ステークホルダーとの連続的な対話を通じて、サステナビリティ関連情報開示と持続的な価値創造の好循環を実現していくことが重要である。

目次

質の高いサステナビリティ関連情報開示実現のための4つの提言	1
はじめに	5
<サステナビリティ関連情報開示を巡る3つの揺らぎ>	5
第一章 非財務情報を巡る動向について	11
I. 主要な基準設定主体の動向	11
II. IFRS 財団の動向	15
III. IOSCO の動向	22
IV. 欧州の動向	24
第二章：個別分野におけるサステナビリティ情報の開示のあり方について	27
I. 気候関連開示～5 団体による気候関連の財務開示基準のプロトタイプ	27
II. 人的資本情報の開示	31
第三章：今後の検討について	38
I. 中間報告・提言の活用について	38
II. 国内外の議論の進展を踏まえた今後の検討について	38
Appendix 1: 非財務情報の開示指針研究会 開催実績	39
Appendix 2: 非財務情報の開示指針研究会 委員名簿	40
Appendix 3: 気候関連の財務開示基準のプロトタイプ	41
Appendix 4: 欧州 CSRD に基づく気候基準プロトタイプ	48
Appendix 5: IFRS 実務記述書第1号「経営者による説明」公開草案	68

はじめに

—サステナビリティ関連情報開示を巡る3つの揺らぎを乗り越えるために—

＜サステナビリティ関連情報開示を巡る3つの揺らぎ＞

- 近年、ESG（環境・社会・ガバナンス）情報等のサステナビリティ情報や「経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析」（MD&A）情報に代表される非財務情報の開示の重要度が世界的に高まりを見せている。
- その中で、11月3日に、IFRS財団による「国際サステナビリティ基準審議会（ISSB）」設立が正式に発表されるとともに、国際的なサステナビリティ開示基準の設定主体であるCDSBとVRFが今後IFRS財団に統合されることが発表されるなど、グローバルに一貫した開示基準策定に向けた機運も一層高まっている。同時に、欧州におけるCSRD（企業サステナビリティ報告指令）に基づく開示対象・内容の拡充に向けた基準策定や、米国における人的資本情報の開示義務化など、地域・各国独自の検討も進んでいる。
- 「非財務情報の開示指針研究会」（以下、研究会）においては、2021年6月以来、5回の研究会を通じて、非財務情報の開示指針・基準に関する世界的な動向の共有を行いながら、我が国や世界において質の高い開示を実現するために求められる方向性について検討を行った。
- 研究会において検討を行う中で、サステナビリティ情報の開示を巡って、作成者たる企業や投資家、従業員や顧客、取引先等のステークホルダーによって、開示すべき情報や開示対象、あるいは開示の目的そのものについての解釈や理解に幅がある、いわば“揺らぎ”の状態が生じていることについて指摘があった。
- 1つ目の揺らぎは、国際的な開示基準の策定が進む中で期待される「共通性」や「比較可能性」の確保と、企業の「独自性」、「多様性」のバランスをどのように図るべきかという論点を巡る揺らぎである。
- 2つ目の揺らぎは、国際的な開示基準策定に向けた動きが進む一方で、引き続き開示基準が林立し、またそれぞれの基準が想定する「読み手」や「マテリアリティ」、規定される「開示項目」が異なる中で、企業は「誰に向けて」、「何を伝えていくべきか」という論点を巡る揺らぎである。
- 3つ目の揺らぎは、財務情報、非財務情報、サステナビリティ情報といった用語や概念に対して、共通の理解が必ずしも醸成されていない中で国内外における議論が進展していることに伴う、それぞれの関係性や包含関係の理解に関する揺らぎである。
- 中間報告に際して、まず、今後の議論にも通底する課題認識として「3つの揺らぎ」に関する議論を整理することとしたい。

＜企業価値を把握するために必要な情報の広がり＞

- 3つの揺らぎについて議論を整理する前提として、「企業価値」を把握するための情報に広がりが見られることを踏まえておく必要がある。
- 即ち、「企業価値」をより正確に把握するための情報として、財務情報に加えて、企業の長期戦略や経営方針、これを実現するためのガバナンス体制や組織能力など、キャッシュ・フローを生み出す能力に関する非財務情報の重要度が高まりを見せている。
- 加えて、近年、環境・社会・経済全般のサステナビリティに関する関心の高まりの中で、これまで検討されていた企業がキャッシュ・フローを生み出す能力に関する要素に加えて、企業活動が環境・社会・経済に与える正負の外部性であって、規制や税制等を通じて企業業績に直接影響が及ぶもの以外の要素についても、企業価値評価・投資活動に反映させようという動きも活発化している。
- 他方、どのような情報が「企業価値」に関係するといえるかについては、環境・社会・経済全体の状態や、その将来の見通しについての資本市場参加者や従業員、顧客（最終的な消費者を含む）、取引先等のステークホルダーの意識の変化の中で動的に変化している状態にあるといえる。

＜一つ目の揺らぎ：“共通性”と“独自性”のバランスを巡る揺らぎ＞

- まず、研究会においては、グローバルに一貫した開示指針の検討が進むことの意義について議論がなされた。
- 非財務情報は財務情報と比べて取り扱う分野が広範にわたり、また、企業による情報開示の現状を見ると、各開示項目やその内容・定義について多くのバラツキが存在する。そのため、国際的なサステナビリティ開示基準が作成されることは、企業による開示の取組レベルを一段引き上げるとともに、投資家等の利用者にとっても利用可能な情報の共通性、比較可能性を高め、ひいては資本市場全体の効率性を高める大きな意義がある。
- 他方で、開示基準が過度に細則的なものとなれば、企業の創意工夫の余地が狭まり、開示が保守化や定型化（ボイラープレート化）する懸念が生じる。
- 開示情報の読み手にとっては、サステナビリティ事項と各企業の長期戦略やビジネスモデルとの結びつきが明快に開示されれば、極めて有益な情報となる。そして、サステナビリティ事項と各企業の長期戦略やビジネスモデルの結びつきのあり方は、各企業にとって異なりうるものである。従って、開示内容についても独自性や多様性が生じて然るべきものである。

- しかし、多くの日本企業においては、開示基準が示されればこれを遵守すれば足りるとする意識が強く働きやすく、サステナビリティ事項と各企業の長期戦略やビジネスモデルとの独自の結びつきに関する検討を欠いた、定型的な開示が生じやすい企業風土が見られることについても指摘があった。
 - これら、“共通性”と“独自性”のバランスを巡る揺らぎについて、研究会において、
 - サステナビリティ事項の開示に際しては、各企業にとっての重要性が十分に考慮された上で、各企業の長期的な経営戦略や経営者の認識、ガバナンス体制等と統合的に開示されることが、作成者たる企業、読み手たるステークホルダーの双方にとって効果的かつ効率的であること
 - 即ち、開示されたサステナビリティ事項が、企業価値に作用する変数（長期戦略やビジネスモデル、ガバナンスや組織能力等）にどのように関連づけられているのかという観点（「価値関連性（Value Relevance）」）の確保が重要であること
 - 企業の価値創造のありようは、業種やビジネスモデルによって多様であることを踏まえれば、開示についても独自性や多様性の幅が確保されるべきであること
 - また、投資家目線に立てば、定性的な情報であっても、企業価値評価の参考となる情報は多い。定量的なデータや、科学的根拠が確保された内容を開示することに企業が過度に注力し、かえって企業価値評価にあたって重要となる情報が定量化できないなどの理由で開示されなくなること、開示の保守化や定型化（ボイラープレート化）を招くことは投資家にとっても望ましくないこと
 - 他方で、合理的かつ定量的で、比較可能性が確保された情報の開示に向けた企業の努力は継続されるべきであり、今後国際的な基準が策定された際には企業が主体性をもって基準への対応方針を検討していく事が望ましいこと
 - 「主体性をもって対応する」ことは、独自性のある開示を行うことを避けるために、単にチェックボックス的な開示基準に沿った報告を行う事とは異なる点を啓蒙する必要がある。また、開示基準を適用（Apply）しない場合には、その背景や別途採用しているアプローチの採用根拠、今後 Apply する時期についての時間軸等について積極的に説明（Explain）することが求められること
 - 開示事項に関する電子的なタグ付け（XBRL 等）を活用することで、サステナビリティ開示と企業戦略等との統合性や一貫性の確保と、情報の比較可能性、一覧性の確保の双方を追求していくことが可能になりうること
- などが指摘された。

＜二つ目の揺らぎ：“マテリアリティ”を巡る揺らぎ＞

- では、企業は開示をする情報をどのように特定、ないし判断すべきか。
- 国内における金融商品取引法等に基づくいわゆる制度開示や、TCFD（Task Force on Climate-Related Financial Disclosures：気候関連財務情報開示タスクフォース）提言においては、財務的インパクトを重視する考え方、いわゆる「シングルマテリアリティ」の考え方が取られている。それに対し、欧州委員会においては、財務的インパクトと環境・社会的インパクトという二つの側面から重要性を判断する「ダブルマテリアリティ」の考え方を求めている。マテリアリティに関する二つの潮流が併存し、それぞれ強い社会的要請となっている状況が、「企業は、誰に対して、どのような情報を開示すべきか」という揺らぎを招く一因となっているものと考えられる。
- これら“マテリアリティ”を巡る揺らぎについて、研究会では、
 - 「企業価値」をより長期思考で捉え、将来的に企業にとっての機会又はリスクとなる環境・社会・経済の変化について長期の時間軸の中で吟味することで、企業活動が環境・社会・経済全体のサステナビリティに与えるインパクト（環境・社会的インパクト）と、企業活動自体のサステナビリティに与えるインパクト（財務的インパクト）との間にリンクができてくること
 - その際、企業にとって重要性のあるサステナビリティ事項を、時間の経過や経済・社会・環境の変化に伴って変化するものと捉える、いわゆる「ダイナミックマテリアリティ」の考え方を意識することが必要であり、国際的にもこの考え方への支持が広がっていること
 - 長期の時間軸を念頭に置くことで財務的インパクトに基づくマテリアリティと環境・社会的インパクトに基づくマテリアリティの領域の重なりは増えていくと考えられる一方、両者が完全に重なることはなく、長期の時間軸かつ連続的・動的な検討に基づく企業価値認識と環境・社会・経済に与えるインパクト全般の評価は区別して考えるべきこと
 - そのため、企業はこれら二つのサステナビリティを合わせ見ながら長期戦略や経営方針、ガバナンス体制等を検討した上で、財務情報と非財務情報を統合的に表現することが、開示のあり方としての最も望ましいこと
 - 経営トップが投資家等のステークホルダーと対話を行う過程で、必要とされる情報が何であるかに関する気づきが得られることがあること。また、投資家からも投資の目的や考え方、必要な情報について明確に伝えることが効果的な対話のために重要であること
 - 企業が長期的に何を目指していて、今どのような時点にいるかを示していくことが、企業価値のサステナビリティを重視する者と、より広範な環境・社会・経済のサステナビリティを重視する者の双方にとって有用であること
 - 5団体による「プロトタイプ」において、IFRS 財団によるIASB（国際会計基準審議会）の「概念フレームワーク」を踏襲し、“投資家による企業成果の予

想と企業価値の評価に役立つ情報”を重視しており、財務情報と非財務情報、サステナビリティ情報との結合性や整合性を確保する上ではこの方向性を支持すべきこと
などの指摘があった。

＜三つ目の揺らぎ：財務情報、非財務情報、サステナビリティ情報の“関係性”を巡る揺らぎ＞

- 研究会の議論では、財務情報、非財務情報、あるいはサステナビリティ情報の関係性や包含性についても整理することが必要であるとの指摘があった
- 具体的には、財務諸表以外の広範な情報を含意していると考えられる「非財務情報」という用語と、企業活動の持続可能性と環境・社会・経済の持続可能性の関係性を意識した開示項目であることが含意されていると考えられる「サステナビリティ情報」という用語の関係性、あるいはこれらの情報と財務情報の結合性について、必ずしも共通の理解が醸成されていないとの指摘があった
- これら財務情報、非財務情報、サステナビリティ情報の“関係性”を巡る揺らぎについて、研究会では、
 - この研究会のメッセージとして、非財務情報の開示充実そのものを求めているのか、財務情報や価値創造と、サステナビリティ情報を含む非財務情報の結びつきや関連性に注目しているのか、スタンスを明確に示すべきであること
 - 例えば、気候関連情報開示のフレームワークである TCFD 提言も、「気候関連財務情報開示（Task Force on Climate-Related Financial Disclosures）」という名で表現されるように、財務に結びつく情報としての気候関連情報に注目をしたフレームワークとなっていることを踏まえるべきこと
 - 財務会計基準については IFRS 財団による国際基準が既に存在するが、今後 ISSB が設置され、国際的なサステナビリティ開示の基準が作成されるに際しては、財務会計基準における用語や概念の定義と、サステナビリティ基準における用語や概念の定義について一貫性の確保が必要となること
 - 現在公開草案のパブリックコンサルテーションが行われている IFRS 財団の実務記述書「経営者による説明」において、財務関連非財務情報の開示として分かりやすい例示が数多く含まれており、参考になることなどの指摘があった。
- 本中間報告における4つの提言は、これら“3つの揺らぎ”に関する議論や指摘を踏まえ、国内外の企業・投資家・開示基準設定主体・企業の情報開示にかかる政策当局者等に対する提言事項をまとめたものである。
- 続いて、第一章においては非財務情報にかかる国内外における動向を、第二章においては気候関連及び人的資本関連の開示にかかる研究会における議論を、第三章においては今後の検討課題を整理することとする。

(参考) 表 1 制度開示や国際的なサステナビリティ開示基準について

		開示の義務		主な想定利用者 (投資家orマルチステークホルダー)	基準の粒度		情報の分野 ^{*1}			
		制度	任意		原則主義	細則主義	経営戦略	ガバナンス	気候	人的資本
国内制度	金融商品取引法	●		投資家		●	●	●	*2	*2
	会社法	●		投資家		●	●	●		
	取引所規則	●		投資家		●	●	●	△ ^{*3}	
国際基準・フレームワーク	国際統合報告フレームワーク		●	投資家	●		●	●		*4
	SASB基準 ^{*5}		●	投資家		●	●	●	●	●
	GRI基準		●	マルチステークホルダー		●	●	●	●	●
	CDSBフレームワーク		●	投資家	●				●	
	TCFD提言		● ^{*6}	投資家	●				●	

*1: 基準・フレームワーク内で当該分野が明示されている場合に●としている。

*2: 金融審ディスクロージャーワーキング・グループにおいて、現在議論が行われている。

*3: 2022年4月に創設されるプライム市場上場企業においては、TCFD又はそれと同等の国際的枠組みに基づく気候変動開示の質と量の充実が求められる。

*4: 国際統合報告フレームワークでは、組織を支える6つの資本の一つとして「人的資本」が挙げられている。

また、統合報告書において、ガバナンス責任者のスキル及び多様性等と組織の価値創造能力との関連についての洞察を提供することが求められている。

*5: 業種別基準であり、業種によって開示を求められる内容が異なる。

*6: 英国のプレミアム市場上場企業はcomply or explainベースによる開示が求められている。また、日本については*3のとおり。

(資料) 各団体公表資料から経済産業省作成。

第一章 非財務情報を巡る動向について

I. 主要な基準設定主体の動向

近年の ESG 情報を含む非財務情報への関心の高まりを受け、2020 年、様々な基準設定主体による活発な動きが見られた。2020 年 9 月には、非財務情報開示に関する主要な基準設定主体である CDP (Carbon Disclosure Project)、CDSB (Climate Disclosure Standards Board)、GRI (Global Reporting Initiative)、IIRC (International Integrated Reporting Council)、SASB (Sustainability Accounting Standards Board) の 5 つの団体 (以下、「5 団体」という) が、包括的な企業報告の実現に向けた協働を進めるとの共同声明を発表した³。

また同月、世界経済フォーラム (WEF) は、「ステークホルダー資本主義の進捗の測定～持続可能な価値創造のための共通の指標と一貫した報告を目指して～」と題するホワイトペーパーを発表し、「ガバナンスの原則」「地球」「人」「繁栄」の 4 分野に分類された、21 の中核指標と 34 の拡大指標から成る ESG 指標を示し、企業に対してこの指標の採用を推奨した⁴。

さらに、国際的な会計基準の設定主体である IFRS 財団は、2020 年 9 月～12 月、サステナビリティ報告の一貫性と比較可能性の向上を求める声を踏まえ、サステナビリティ基準審議会の設置に関するパブリックコンサルテーションを実施した (詳細は第一章. II を参照)。

2020 年 12 月、5 団体は、同年 9 月に発表した共同声明に基づく取組の一つとして、「企業価値に関する報告－気候関連の財務報告基準プロトタイプ of the 例示」と題する文書を公表した。本文書では、同年 9 月に示した包括的な企業報告システムに関する共通のビジョンを振り返るとともに、IASB (国際会計基準審議会) の概念フレームワークのサステナビリティ関連財務開示基準への適用可能性、サステナビリティ関連財務開示表示基準のプロトタイプ及び気候関連の財務開示基準のプロトタイプを示した。

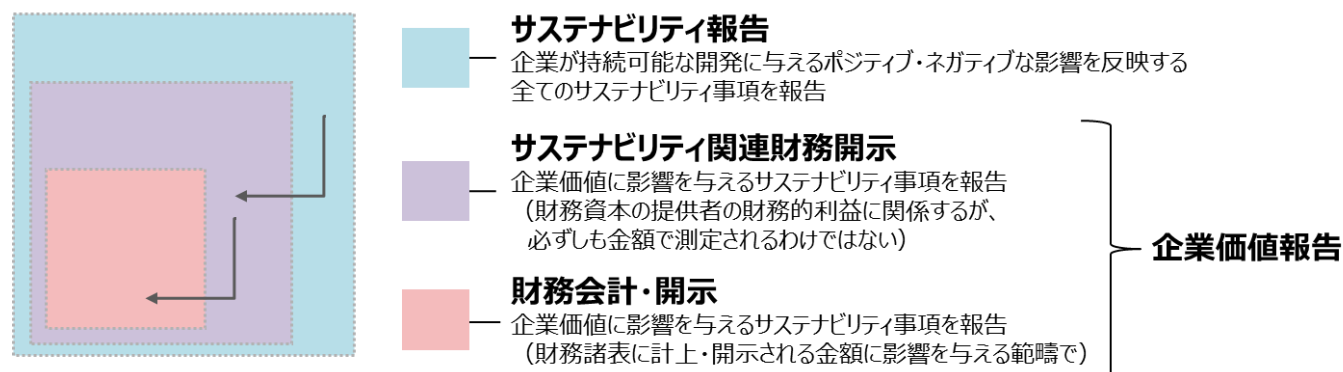
本文書では、包括的な企業報告を表す考え方として図 1 が示され、企業によるサステナビリティに関する情報の開示には、「サステナビリティ報告」「サステナビリティ関連財務開示」「財務会計・開示」の 3 つの区分があるとされている。その上で、サステナビリティ事項に関する報告全体を「サステナビリティ報告」と「企業価値報告」に大別し、「企業価値報告」は「サステナビリティ関連財務開示」と「財務会計・開示」を合わせたものとされている。この区分を踏まえつつ、企業にとって重要なサステナビリティ事項は、時間の経過に伴い、これらの区分を移動する可能性がある

³ “Statement of Intent to Work Together Towards Comprehensive Corporate Reporting” (2020 年 9 月)

⁴ “Measuring Stakeholder Capitalism: Towards Common Metrics and Consistent Reporting of Sustainable Value Creation” (2020 年 9 月)

述べている。このような重要性の考え方をダイナミックマテリアリティと呼んでいる。

図 1 包括的な企業報告



（資料）CDP, CDSB, GRI, IIRC, SASB “Reporting on enterprise value- Illustrated with a prototype climate-related financial disclosure standard”（2020年12月）から経済産業省作成。

その他、本文書では、IFRS 財団がサステナビリティ開示基準の策定に向けて動き始めたことを踏まえ、IASB 概念フレームワークのサステナビリティ関連財務開示基準への適用可能性をまとめている。IASB 概念フレームワークは IFRS（国際財務報告基準）の財務報告の目的とその基礎となる概念を提供するものであり、一貫した概念に基づく基準開発にとって重要であることから、5 団体は、これを、非財務情報開示を含む包括的な企業報告システムにおいて利用できる形に適合させるための検討を行ったものである。

また、過去及び他企業の財務諸表との比較可能性を確保するため、IFRS 財団が定める IAS（国際会計基準）第 1 号「財務諸表の表示（Presentation of Financial Statements）」において、IFRS に準拠した財務諸表を作成する際の全般的な構成と内容を定めている。本文書では、IAS 第 1 号と同様の観点から、サステナビリティ関連財務情報を開示する際の基礎となる表示基準（presentation standard）のプロトタイプが示されている（図 2）。本表示基準のプロトタイプでは、TCFD 提言の 4 つの柱（ガバナンス、戦略、リスク管理、指標と目標）の構造を、組織の中核要素が表されるものであり、市場で広く受け入れられているとの考えに基づき採用している。本表示基準を踏まえ、IFRS 財団が新たに設置する審議会（国際サステナビリティ基準審議会）において、優先的に取り組まれることが見込まれる気候分野について、具体的な開示基準となる「気候関連の財務開示基準のプロトタイプ」（以下、「5 団体の気候関連プロトタイプ」）が示されている（詳細は第二章. I を参照）。

図 2 サステナビリティ関連財務開示表示基準のプロトタイプ

基礎		
目的		
スコープ		
一般的特性		
比較情報		
重要性		
内容要素		
ガバナンス		- 開示目的 - 内容
戦略	戦略	
	ビジネスモデル	
	見通し	
リスク管理		- 開示目的 - 内容（業界横断的および業界固有のサステナビリティ関連財務開示を含む）
指標と目標	運用	
	リスク	
プロトタイプ別添A：定義		

（資料）CDP, CDSB, GRI, IIRC, SASB “Reporting on enterprise value- Illustrated with a prototype climate-related financial disclosure standard” から経済産業省作成。

【Column 1】 シングルマテリアリティとダブルマテリアリティ

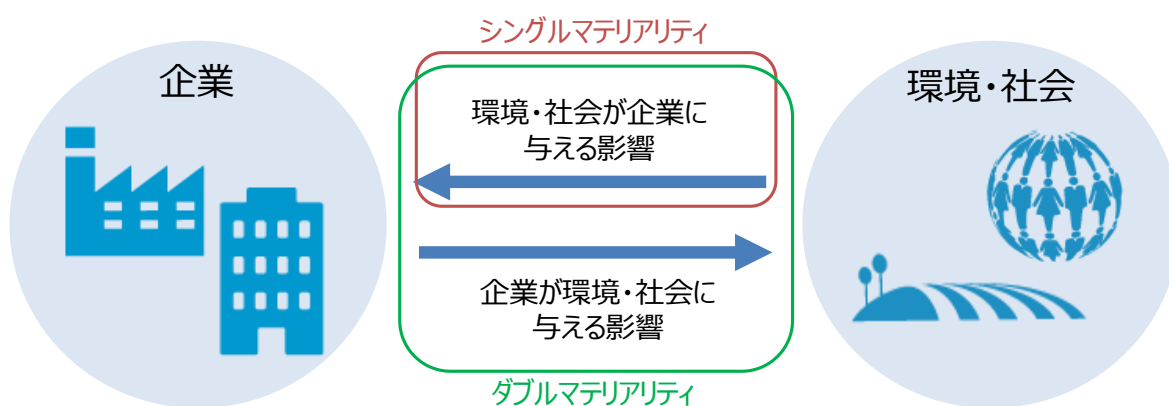
非財務情報開示においては、重要性（マテリアリティ）の考え方が一つのポイントとなる。マテリアリティは課題の優先度を判断し、重要性のある課題を特定するための尺度であるが、枠組み・基準によってその考え方は異なっている。

欧州委員会は、気候関連情報開示に関するガイドラインの中で「ダブルマテリアリティ」という考え方を説明している。これは、企業がある情報の開示を検討する際に、財務的マテリアリティと環境・社会的マテリアリティという二つの側面から重要性を検討する必要がある、という考え方である。前者は、サステナビリティ事項が企業の発展、業績、財政状態等へ与える影響を理解するのに必要な情報という考え方であり、主に投資家の関心が高い観点であるとされている。後者は、企業活動が外部へ与える影響を理解するのに必要な情報という考え方であり、市民、消費者、従業員、ビジネスパートナー、市民社会組織等の関心が高い観点であるとされている。

欧州委員会は、ダブルマテリアリティの考え方にに基づき、あるサステナビリティ情報がいずれかの観点で重要であると判断した場合、企業はそれを開示すべきであるとしている。また、これらの二つの観点は重なる場合があり、将来的にはさらに重なる可能性が高まることを指摘している。

一方、財務的マテリアリティを重視する考え方は「シングルマテリアリティ」と呼ばれている。例えば、TCFD 提言は企業への財務的影響を与える気候関連情報の開示を推奨しており、シングルマテリアリティの立場にあるといえる。

図 3 シングルマテリアリティとダブルマテリアリティ



（資料）欧州委員会「Guidelines on reporting climate-related information」（2019年6月）から経済産業省作成。

II. IFRS 財団の動向

(1) ISSB 設置に向けた動き

① サステナビリティ報告に関する協議ペーパーの公表

2020 年 9 月、IFRS 財団は「サステナビリティ報告に関する協議ペーパー」（以下、「協議ペーパー」）を公表し、協議ペーパーでの提案内容に対するコンサルテーションを実施した。

IFRS 財団は協議ペーパーの公表に先立ち、サステナビリティ報告に関与する様々な利害関係者と非公式な対話、及びリサーチを実施した。その結果として、サステナビリティ報告の現状認識を以下のように述べている。

- サステナビリティ報告が利害関係者にとって重要度を増しつつあり、その一貫性及び比較可能性を改善する緊急の必要性がある。
- 多くの機関が、サステナビリティ報告のフレームワーク、基準及び指標を提供している。しかし、各機関のアプローチ及び目的には相違があり、作成者がその選択に直面している結果、サステナビリティ報告の有効性と評価が限定的となっている。
- 国際的に一貫性のある開示の導入の遅れが、分断の脅威を増大させ、資本市場が低炭素経済への円滑な移行に関与することを困難にする。

このような現状認識を踏まえ、IFRS 財団は協議ペーパーにおいて、国際的なサステナビリティ基準を開発するための新しいサステナビリティ基準審議会（SSB）を創設することを提案した。そして、創設の目的は、サステナビリティ報告における複雑性の低減と比較可能性の達成を実現することとされた。

また、協議ペーパーにおいては、気候に関連した情報についての国際的なサステナビリティ報告基準の開発が最も切迫した懸念事項であることが示されたことを受けて、SSB ではまず、気候関連情報に焦点を当てて作業を進めることが提案された。その上で、その後の変化に応じて、他の環境上の優先事項や社会的事項等についても議論をすることが提案された。

② パブリックコンサルテーションを踏まえた対応

2021 年 3 月 8 日、IFRS 財団は協議ペーパーに対するフィードバックを踏まえた、サステナビリティ報告基準の開発にあたっての戦略的方向性として、以下の 4 点を公表した。

- 企業価値向上のための投資家重視
投資家をはじめとする世界の資本市場参加者の意思決定に重要性のある情報に焦点を当てる。

- 気候を最優先
気候関連情報について緊急性があることから、まずは気候関連の報告に注力し、同時に他の ESG 事項に関する投資家の情報ニーズに応えるように努める。
- 既存のフレームワークに基づく作業
TCFD 及び企業価値に焦点を当てたサステナビリティ報告の基準設定主体連合の活動を基盤とする。評議員会は、5 団体が提案した気候変動開示のプロトタイプを検討する。
- ビルディング・ブロック・アプローチ
主要な地域の基準設定主体と協力することにより、世界的に一貫性があり、比較可能なサステナビリティ報告のベースを提供する。また、より広範なサステナビリティの影響を捉える報告要件を調整するための柔軟性も提供する。

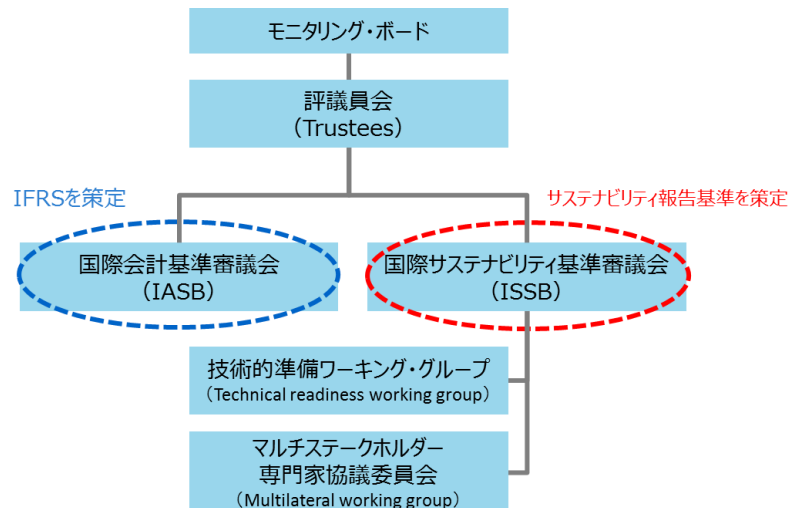
また、同年 3 月 22 日にはサステナビリティ報告基準の統合を加速するために、新しいサステナビリティ基準審議会の発足に先立ち、ビルディング・ブロック・アプローチに基づく地域との連携を継続するとともに、以下の 2 つの組織を立ち上げることを表明した。

- Technical readiness working group（技術的準備ワーキング・グループ）
サステナビリティに関する専門知識を有し、企業価値に焦点を当てた統合報告基準やフレームワークに携わる組織が参加し、新審議会に対して技術的提案を行う。

ワーキング・グループのメンバーは非財務情報に関する開示指針を設定している TCFD、VRF（Value Reporting Foundation）⁵、CDSB、WEF の他、IASB から構成され、証券監督者国際機構（IOSCO）もオブザーバーとして参加している。また、GRI、CDP とも緊密な連携をとるとされた。
- Multilateral working group（マルチステークホルダー専門家協議委員会）
サステナビリティ報告に関わっている国際的な利害関係者と、提案している新たな審議会との対話を実施する場とする。

⁵ 2021 年 7 月に IIRC と SASB が統合し設立された組織

図 4 IFRS 財団の提案



③ 「国際サステナビリティ基準審議会」を新たに設置・運営するための定款の修正案の公表

IFRS 財団は、協議ペーパーに対して実施したパブリックコンサルテーションの結果を踏まえ、2021 年 4 月に「IFRS サステナビリティ基準を設定する国際サステナビリティ基準審議会（ISSB）を設立するための IFRS 財団定款の的を絞った修正案」（以降、「定款修正案」という）を公表した。

定款修正案は、協議ペーパー、及び協議ペーパーをレビューした結果を踏まえており、新たな基準設定主体の戦略的方向性、及び具体的な定款の修正案が含まれている。具体的な定款の修正案は、新しいサステナビリティ基準審議会を創設するために改訂又は追加しなければならない制度的な規定に的を絞り、以下の 3 つの内容が含まれている。

1. IFRS サステナビリティ基準を設定する新たな審議会を創設するために、IFRS 財団の任務を拡張する。
 - IFRS 財団の目的に IFRS サステナビリティ基準に関する条項を追加する。
 - 新たな審議会の構造や機能に関する条項を追加する。
2. IFRS 財団のガバナンス構造の下に IFRS サステナビリティ基準を設定するための国際サステナビリティ基準審議会を創設する。
 - 新たな審議会の名称を「国際サステナビリティ基準審議会（ISSB）」とする。
 - 新たな審議会に関連した基準の名称を「IFRS サステナビリティ基準」とする。
3. （上記の定款修正を受けて）IFRS 財団のエグゼクティブ・ディレクターの任命に関する規定を適合修正する。

④ Technical readiness working group における議論の状況

IFRS 財団は Technical readiness working group（以下、「TRWG」という）での議論について、2021年5月から同年6月に実施された Strategic meeting の議事概要を、同年6月21日にホームページ上に公表した。

議事概要では、ISSB の設置に先立つ TRWG による議論の成果物として、以下の3点を提供する事が示された。

- I. 技術的な意見・提案の提供。具体的には、
 - TCFD 提言に基づき構築されたプロトタイプ開示基準の改良
 - ISSB での基準設定における課題への対処
- II. サステナビリティ開示基準設定の統合を進める目的で、技術的な専門知識、コンテンツ、リソースを ISSB に適切に移行するための計画（ISSB の運営方法に関する意見・提案を含む）
- III. 企業価値創造のための包括的な企業報告フレームワーク・基準の提供と、IFRS 財団・ISSB のガバナンスと活動の優先順位付けと計画を促進するための、IFRS 財団の戦略に対するインプット提供

その後、同年9月13日の IFRS 諮問会議（Advisory Council）、9月20日の IFRS 評議員会（Trustee）において、TRWG における議論の状況と提案（成果物）の概要が報告されている。報告されている TRWG の成果物には、5 団体が作成した気候関連開示基準プロトタイプの拡張、財務情報と非財務情報とのコネクティビティ、非財務情報開示基準の全体構造等、8つの内容が含まれている。

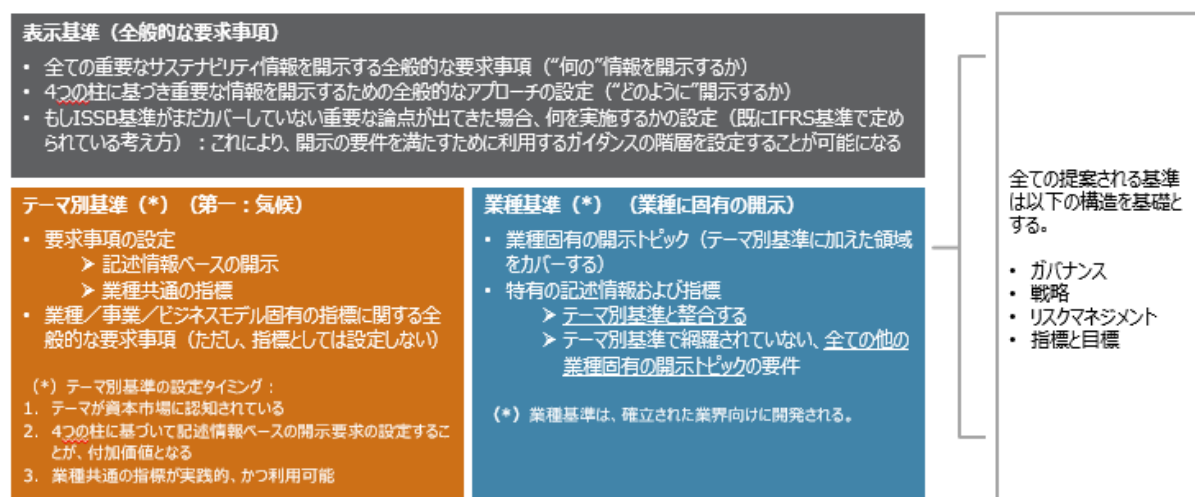
このうち、基準の全体構造については8つの内容とは別途説明がされており、基準の基本構造（ガバナンス、戦略、リスクマネジメント、指標と目標の四本柱）を示した上で、表示基準（全般的な要求事項）、テーマ別基準（第一に気候）、業種基準（業種に固有の開示）の3分野に分かれた構造が示されている。

表 2 Technical readiness working group による 8 つの提案

内容	詳細な説明
①気候基準プロトタイプの改良	ISSBの下で公開草案として検討を進める際の基礎を提供する、 <u>気候関連開示基準プロトタイプの内容の改良</u>
②表示基準プロトタイプ	ISSBの下で公開草案として検討を進める際の基礎を提供する、 <u>プロトタイプ表示基準の内容の改良</u>
③基準設定のためのコンセプチュアル・ガイダンス	ISSBにおける初期の基準設定活動を支援するための、 <u>基本原則とコンセプト</u> （例：重要性）
④基準の構造	基準案がどのようなものであるべきかに関する主要なコンセプトと構造（例：報告領域、業界横断指標、業界固有指標）
⑤基準のアジェンダを決定するための情報	基準のアジェンダに含まれるその他の論点（潜在的な基準設定を必要としている「緊急性の高いトピック」の特徴を示す項目）
⑥デュー・プロセスの特徴	ISSBの移行時、および運営安定時におけるデュー・プロセスでの考慮事項
⑦デジタル戦略	ISSBの活動におけるデジタル戦略
⑧コネクティビティ	<u>フレームワークの接合、及びIASB・ISSB間のコネクティビティを提供するための「経営者による説明」の進化</u>

（資料）IFRS Foundation “Update on the work of the Technical Readiness Working Group (TRWG)”（2021/9）から経済産業省作成。

図 5 Technical readiness working group が示す基準の構造図



（資料）IFRS Foundation “Update on the work of the Technical Readiness Working Group (TRWG)”（2021/9）から経済産業省作成。

（2）実務記述書⁶第1号「経営者による説明」の改訂

① 公開草案の概要と公表の経緯

2021年5月27日、IFRS財団は実務記述書第1号「経営者による説明」の公開草案（以下、「改訂案」）を公表し、提案内容に対するコンサルテーションを開始した。コンサルテーションへのコメント期日は2021年11月23日である。

⁶ IFRS 実務記述書は、IFRS に準拠して財務諸表を作成する上での遵守は要求されないため、IFRS 基準を構成しない。ただし、各国の規制当局が IFRS 実務記述書の遵守を追加的に要求する事は可能とされている。

改訂案では、「経営者による説明」の改訂の背景として、記述報告の進展（価値創造への着眼、サステナビリティ報告の進展）、情報ニーズの変化（長期視点・無形資産・ESG 論点）、報告実務とのギャップ等をあげている。

その上で、改訂の目的を、投資者及び債権者が必要としている情報に焦点を当てた包括的な要求事項及び経営者が当該情報を識別して明確に表示するのに役立てるための、十分な柔軟性と十分な規律を具備するガイダンスとして開発することと説明している。

改訂案では、経営者による説明を「企業の財務諸表を補完する報告書」と定義した上で、その目的を以下に示している。

- 企業の財務諸表において報告される企業の財務業績及び財政状態についての投資者及び債権者の理解を高める。
- 企業の財務業績及び財政状態に影響を与えた諸要因並びに企業が将来において価値を創出しキャッシュ・フローを生み出す能力に影響を与える可能性のある諸要因についての経営者の洞察を提供する。

その上で、「経営者による説明」の内容を、相互に関連する 6 つの領域に分けた上で、各領域の開示目的、記載事項を説明している。また、「経営者による説明」に記載する情報について、情報を選択する際の重要性⁷の考え方及び記載する情報・指標に求められる要件を示している。

また、改訂案では、企業の無形の資源及び関係（企業の財務諸表において資産として認識されていない資源を含む）並びに環境・社会・ガバナンス（ESG）事項に関する事項に関する情報を提供する際のガイダンスが示されている。

このガイダンスについては、投資者及び債権者は、企業の長期的な見通しに影響を与える可能性のある事項に関する情報に特に関心があり、先に挙げた事項にはそういった内容が含まれる可能性があるためと説明している。

② ISSB と「経営者による説明」の関連性

改訂案では、「経営者による説明」の改訂案と IFRS 財団評議員会のサステナビリティ報告に関するプロジェクトの相互関係について触れており、「将来において、企業は当該審議会が公表した（サステナビリティ報告）基準を本実務記述書に準拠するために必要となる情報の一部を識別するのに役立てるために適用することができる可能性がある。」と述べている。

⁷ 改訂案において、重要性は以下のように定義されている。

「経営者による説明の文脈において、情報を省略したり、誤表示したり覆い隠したりすることが、投資者及び債権者がその経営者による説明及び関連する財務諸表に基づいて行う意思決定に影響を与えると合理的に予想し得る場合には、当該情報は重要性がある」

その上で、本改訂案に対する質問事項の一つとして、改訂案を最終確定するに当たり、IFRS 財団評議員会のサステナビリティ報告に関するプロジェクトに関連して考慮すべき事項について、コメントを募集している。

この点、先述の TRWG の成果物に含まれる 8 つの内容の 1 つ、「コネクティビティ」の項目において、「IASB・ISSB 間のフレームワークの接合及びコネクティビティを提供するための『経営者による説明』の進化」が含まれていることから、「経営者による説明」が IASB と ISSB の取組を繋げる役割が期待されていることが伺える。

III. IOSCO の動向

(1) 技術的専門家グループの設置

2021 年 3 月、IOSCO は IFRS 財団が TRWG の設置、及びオブザーバーとしての参加を求められたことについて歓迎の意を示すとともに、サステナブル・ファイナンス・タスクフォースの下に、新たに技術的専門家グループ（Technical Expert Group、以下、「TEG」）を設置することを発表した。

TEG では、5 団体の気候関連プロトタイプについて、産業固有の指標を含むその内容の改良を検討した上で、ISSBのもとで国際サステナビリティ報告基準を開発するための健全な基礎となりうるかどうかを検討するとしている。

その上で、検討にあたっては以下に焦点を当てるとしている。

- 資本市場のコアな情報ニーズを満たしており、かつサステナビリティ関連の開示の義務付けに向けて、一貫して比較可能なアプローチのベースラインに資すること
- 既存の会計報告基準と共存可能であり、かつ作成者によるサステナビリティ関連の開示について良好なガバナンスを促進すること
- 監査及び保証の枠組みを構築するための基礎を形成すること

(2) 「企業のサステナビリティ開示に関する報告書」の公表

2021 年 6 月、IOSCO はサステナブル・ファイナンス・タスクフォースがとりまとめた「企業のサステナビリティ開示に関する報告書」を公表した。本報告書では、投資家に焦点を当てたサステナビリティ基準のグローバルなベースラインの構築と、サステナビリティ報告のグローバルな一貫性、比較可能性及び信頼性の向上という、ISSB に対する IOSCO のビジョンと期待について詳しく説明がされている。

また、本報告書では、5 団体の気候関連プロトタイプについて、「投資家ニーズに対応した、プロトタイプの改良」「ISSB 設置前の暫定ガイダンスの提供」「ISSB が機能するための長期での考慮事項の評価」という 3 つの視点から分析・評価を実施している。

その上で、5 団体の気候関連プロトタイプの潜在的な改良可能性及び考慮事項について、5 つの視点からとりまとめを行っている。

表 3 IOSCO の 5 団体の気候関連プロトタイプに対するコメント

サステナビリティ報告の特性	潜在的な改良可能性および考慮事項
サステナビリティ関連情報の完全性・一貫性・比較可能性	プロトタイプの改良 ● 報告企業の企業価値創造にとって重要となりうる、報告企業以外の他の事業体および利害関係者に起因するリスクと機会を評価する必要性の特定
原則・フレームワーク・基準	プロトタイプの改良 ● 独立した監査および保証、関連規制当局による執行、財務報告基準との統合の促進 ● 特定の開示に関し、具体的な記述情報、及び定量指標の最低要件の導入 暫定ガイダンスの提供 ● ISSB基準が利用可能になった際の、他の基準や幅広い報告義務に基づく開示との相互運用を確実にするためのガイダンスの提供
論点のスコープ・重要性	プロトタイプの改良 ● 重要性の評価における、投資家の意思決定に重要な影響を及ぼしうる、報告企業の現在および予想される将来のインパクト（長期の時間軸を含む）を把握する必要があることの明確化。 ● 産業固有の指標を開示する際、基準が規模・ビジネスモデル・地理的要因をどのように考慮するかについてのガイダンスの提供
記述情報・量的指標	プロトタイプの改良 ● 定量指標に関する詳細なガイダンスの提供（国際的に受け入れられ、かつ一貫性のある表示方法、定義、測定方法の利用を含む） ● （事業に）最も関連するサステナビリティ課題の長期の財務影響の測定方法に関するガイダンスの提供 ● 過去数値や他社との比較可能性を担保する指標に関するガイダンスの提供 ● 業種固有のガイダンスを改善する必要性の検討（SASBの気候開示ガイダンスは、より幅広いプロトタイプについて完全に適合できていない可能性がある） ● 3つの時間軸（短期・中期・長期）の全てにわたる将来予測指標ガイダンスの提供（短期／中期／長期の定義に関するガイダンスを含む） ● 科学的根拠のあるパラメータ（例：1.5度目標との整合）に関するガイダンスの提供（脱炭素への取組・ネガティブエミッション技術（二酸化炭素削減技術）に関する仮定を含む） ● （脱炭素への）移行計画を含む、移行リスクと物理的リスクの両方に対して、適切なガイダンスが提供されることの確認 ● ローデータの提供、機械的可読性を含むフォーマット（データタグをつける対象となるデータ様式（記述様式を含むか、指標のみか）の指定）、および情報の掲載場所の指定 ● 業種固有のガイダンスを含む、関連する仮定や手法（例：2021年6月にNGFS（気候変動リスク等に係る金融当局ネットワーク）が発行した気候シナリオ（第2版）において「気候リスク分析の共通の開始点」(*1)を提供）を含む、シナリオ分析に関するガイダンスの提供
サステナビリティ課題・事業戦略・財務影響の相互リンク	プロトタイプの改良 ● 年次財務報告の記述情報部分との開示の統合方法に関するガイダンスの提供 ● サステナビリティ開示の、財務諸表の数値および付随する注記への織り込み方法に関するガイダンスの提供

(*1) 3つの次元（秩序あるシナリオ／不調シナリオ／ホットハウスシナリオ）に分けて、6つのシナリオを提供

（資料）IOSCO “Report on Sustainability-related Issuer Disclosures”（2021/6）から経済産業省作成。

IV. 欧州の動向

欧州委員会は、2021 年 4 月、サステナビリティ情報の開示に関する新たな指令として、企業サステナビリティ報告指令（Corporate Sustainability Reporting Directive、以下、「CSRD」）の案を公表した⁸。これは、サステナブルファイナンス促進に資する取組の一つとして、2018 年から施行されている非財務情報報告指令（Non-Financial Reporting Directive、以下、「NFRD」）を改定するものである。主な改定点としては、①対象企業の拡大、②開示事項の詳細化、③監査・保証の義務化、④開示のデジタル化、の 4 点が挙げられる。

① 対象企業の拡大

現行の NFRD では従業員 500 名以上の上場企業及び金融機関が対象とされているのに対し、CSRD 案では全ての大企業⁹及び上場企業（零細企業を除く）¹⁰が対象とされることになる。これにより、対象企業数は約 11,000 社から約 49,000 社となる見込みである。

② 開示事項の詳細化

NFRD のダブルマテリアリティの考え方を維持しつつ、図 6 のとおり、内容の追加や詳細化が行われている。また、指令において定められた開示事項を指標レベルでより詳細に規定するため、欧州委員会から委任を受けた EFRAG（欧州財務報告諮問グループ）によってサステナビリティ報告基準案が策定されることとなっている。NFRD においては、指令で定められた開示事項について任意のガイドライン¹¹が公表されているものの、その利用は義務づけられていないのに対し、CSRD 案においては、サステナビリティ報告基準に基づく開示が義務化されることとなっており、開示内容の詳細な規定による比較可能性の向上が図られている。

2021 年 9 月、EFRAG のプロジェクトタスクフォースは、今後のタスクフォースにおける議論の出発点として「気候基準プロトタイプ」に関するワーキングペーパー¹²を公表した。これによると、気候基準の主要な目標は、①投資家及びその他ステークホルダーへの透明性の提供、②CSRD、タクソノミー規則、SFDR（Regulation on Sustainability-related disclosures in the financial services sector）といった EU の目標への対応、③国際的なイニシアティブとの互換性の確保、の三点とされており、3 つの報告分野（戦略、実行、実績測定）が 10 の開示分野を通じて具体化

⁸ 欧州委員会 “Proposal for a DIRECTIVE OF THE EUROPEAN PARLIAMENT AND OF THE COUNCIL amending Directive 2013/34/EU, Directive 2004/109/EC, Directive 2006/43/EC and Regulation (EU) No 537/2014, as regards corporate sustainability reporting”（2021 年 4 月）

⁹ 大企業とは、a: 総資産残高 2000 万ユーロ以上、b: 純売上高 4000 万ユーロ以上、c: 従業員数 250 人以上のうち、2 つ以上の条件を満たす企業。

¹⁰ 上場企業のうち、micro-undertakings（a: 総資産残高 35 万ユーロ、b: 純売上高 70 万ユーロ、c: 従業員数 10 名のうち、2 つ以上の条件を超えない企業）を除く

¹¹ 欧州委員会 “Guidelines on non-financial reporting”（2017 年 6 月）、“Guidelines on reporting climate-related information”（2019 年 6 月）

¹² EFRAG “Climate standard prototype Working Paper”（2021 年 9 月）

されている（気候基準の詳細は Appendix. 4 を参照）。今後、気候以外の分野の基準についても、順次策定が進んでいくことが見込まれている。

図 6 NFRD 及び CSRD の開示事項

NFRD（非財務情報報告指令）	
- 環境、社会、従業員、人権の尊重、汚職・贈収賄防止に関する以下の情報 - ビジネスモデルの概要 - 上記事項への対応方針（デューデリジェンスプロセスを含む） - 対応方針の実施結果 - 主要なリスク及びリスク管理方法 - 個別事業に関する非財務KPI	
	取締役の多様性に関する方針、目的、実施方法、結果
CSRD（企業サステナビリティ報告指令）	
a. 事業のビジネスモデル・戦略についての簡単な説明（以下を含む）	(1) サステナビリティに関連したリスクに対する企業のビジネスモデル・戦略のレジリエンス (2) サステナビリティに関連した企業の機会 (3) 企業のビジネスモデル・戦略と、サステナブル経済への移行及びパリ協定に沿った気温上昇の抑制（1.5度以下）の両立を確保するための計画 (4) 企業のビジネスモデル・戦略は、ステークホルダーの利益と、企業がサステナビリティに与える影響をどのように考慮に入れているか (5) サステナビリティに関して、企業の戦略がどのように実施されているか
b. 企業が設定したサステナビリティに関連した目標と、その目標達成に向けた企業の進捗状況の説明	
c. サステナビリティに関する管理・経営・監督機関の役割の説明	
d. サステナビリティと関連した企業の方針の説明	
e. 以下の説明	(1) サステナビリティに関して実施されたデューデリジェンスプロセス (2) 企業のバリューチェーン（事業の運営、製品・サービス、ビジネス関係とサプライチェーンを含む）に関連する実際の、又は潜在的な悪影響 (3) 実際の、又は潜在的な悪影響を防止・緩和・修正するために取られた行動とその結果
f. サステナビリティに関連した企業の主なリスク（サステナビリティへの企業の主な依存状況を含む）と、どのようにリスク管理を行っているかに関する説明	
g. a.～f.で言及された開示に関連する指標	
● 企業は無形資産に関する情報（知的資本、人的資本、社会資本及び関係資本に関する情報を含む）も開示しなければならない。	
● 企業は、マネジメントレポートに記載した情報を特定するために実施したプロセスを報告しなければならない。また、このプロセスにおいては、短・中・長期の展望を考慮に入れなければならない。	
✓ 上記の情報には、将来に向けた情報と遡及的な情報、定量的情報と定性的情報が含まなければならない。	
✓ 必要に応じ、上記の情報には企業のバリューチェーン（自社事業、製品とサービス、取引関係、サプライチェーンを含む）に関する情報が含まなければならない。	
✓ 必要に応じ、上記の情報には、マネジメントレポート内のその他の情報及び財務諸表上の金額への言及及び追加説明が含まなければならない。	

（資料）欧州委員会” Proposal for a DIRECTIVE OF THE EUROPEAN PARLIAMENT AND OF THE COUNCIL amending Directive 2013/34/EU, Directive 2004/109/EC, Directive 2006/43/EC and Regulation (EU) No 537/2014, as regards corporate sustainability reporting”（2021 年 4 月）から経済産業省作成。

③ 監査・保証の義務化

CSRD 案では、企業が報告するサステナビリティ情報の正確性及び信頼性の向上のため、報告内容の監査・保証が義務化されることとなっている。保証には「限定的保証（limited assurance）」と「合理的保証（reasonable assurance）」があり、それぞれ保証の水準が異なっている¹³。合理的保証は限定的保証よりも厳格であり、作業量が多く、企業側の費用もかかることから、CSRD 案においては、まずは限定的保証

¹³ 限定的保証は、重要な虚偽表示があると結論づける事項が確認されなかったことを示す否定的な表現となるのに対し、合理的保証はあらかじめ定義された基準に照らした測定結果に関する意見が肯定的な表現で示される。

から始め、サステナビリティ保証基準が策定された後に、より厳格な合理的保証へ移行する段階的アプローチが提案されている。また、CSRD 案においては、サステナビリティ保証サービスの市場を「独立保証サービスプロバイダ」に開放することが提案されている。つまり、各加盟国は、通常の財務情報の監査人以外にもサステナビリティ情報の保証を認めることを選択できるようになる。

④ 開示のデジタル化

CSRD 案では、サステナビリティ情報は法定開示の構成要素であるマネジメントレポートで開示することが規定されており、財務諸表・マネジメントレポートともに単一電子フォーマットを利用して提出することとされている。具体的には、財務諸表とマネジメントレポートを XHTML 形式で作成し、サステナビリティ報告基準とともに開発される分類システムに従って、タグ付けすることが求められる。

今後の想定スケジュールとしては、2022 年半ばまでに、EFRAG において第一弾のサステナビリティ報告基準が作成されることとなっている。CSRD 案については、現在、欧州議会と欧州理事会の間で検討が行われており、これが 2022 年半ばまでに合意に達した場合、サステナビリティ基準についても 2022 年末までに委任法として採択されることが予想される。これにより、CSRD 対象企業は、2023 年度を対象とした 2024 年の年次報告書からサステナビリティ報告基準に則った開示が求められることとなる。

第二章：個別分野におけるサステナビリティ情報の開示のあり方について

I. 気候関連開示～5 団体による気候関連の財務開示基準のプロトタイプ

1. 議論の背景

2020 年 12 月に公表された 5 団体の気候関連プロトタイプ（詳細は Appendix. 3 を参照）は、気候変動関連の財務的リスクと機会及びそれらが企業の財務実績、財政状態、価値創造能力へ及ぼす影響に関する情報を提供するための開示要件を定めるものである。本プロトタイプは、IFRS 財団・ISSB における気候関連報告基準の開発の基礎となることが想定されることから、本研究会においてもこれに基づく議論を行い、下記のような意見を整理した。

2. 研究会における議論

(1) 総論

5 団体の気候関連プロトタイプは、TCFD 提言が採用している 4 つの柱（ガバナンス、戦略、リスク管理、指標と目標）と同様の構造を採用しており、TCFD 提言で推奨される開示事項が全て含まれている旨が 5 団体の公表文書内で示されている。TCFD 提言に沿った開示は既に国内外の多くの企業で進められているため、今後 IFRS 財団が作成する気候関連財務開示基準においても同様の構造を採用することは、作成者・利用者双方からの理解が得やすいと考えられる。他方で、TCFD 提言への対応状況は企業によって様々であり、TCFD 提言に基づく情報開示を進めてきた企業であれば、本プロトタイプについても概ね対応することが可能ではないかと思われる一方、これまでの取組状況が十分でなかった企業においては、対応に数年程度要することが予想される。

また、仮に国際的な基準が策定された場合、その適用の水準については、一律の開示を求めることにより、形式的な開示に陥ることの懸念が多く聞かれた。規定上、TCFD 提言は「推奨される情報開示（recommended disclosures）」とされているのに対し、本プロトタイプは「作成者は内容を開示しなければならない（shall disclose）」とされているが、ここに定められた全ての開示事項を一律・機械的に開示しようとする、実質的に経営陣が検討していない内容についてまで形式的に開示がされる可能性があり、結果的に報告書の主旨、報告書を通じた企業の個性が伝わりにくくなるおそれがある。また、各企業におけるマテリアリティ分析の結果、重要性の高くないと判断した情報についてまで詳細な開示を求めるのは、開示の費用対効果という観点からも適切でない。企業が主体性をもって、「Apply or Explain（基準の適用か、説明か）」のアプローチに基づき、各企業にとっての重要性が十分に考慮された開示を行うことが、作成者・利用者の双方にとって効果的かつ効率的であり、投資家との建設的な対話にもつながるものと考えられる。

更に、2022 年 4 月の市場区分再編に伴い創設されるプライム市場の上場企業においては、IFRS 財団・ISSB で定められる基準をはじめとした国際的な基準に沿った開示が求められることになるのではないかと意見が示された。

開示媒体の検討の必要性についても意見が示された。利用者の特性、利用の目的によって求められる情報は異なることから、効率的な非財務情報の開示を行うためには、開示の媒体や章立てを使い分けながら開示を行うことが重要である。特に、国内外の企業との比較可能性が求められるような情報については、メインの報告書とは別のデータブック、ウェブサイト等を用いて一覧性のある開示を行うことが考えられる。また、非財務情報についてもデジタル情報として一元的に提出を求める EU の動きを踏まえ、今後、非財務情報のデータベース等についても検討が必要となるとの意見もあった。

さらに、IFRS 財団がサステナビリティ基準の策定に取り組むことを踏まえ、IFRS と今後策定されるサステナビリティ基準の間の整合性について留意すべきとの考え方も示された。例えば、二つの基準間で共通したセグメントの考え方が使われることは、作成者・利用者の利便性を高めることに繋がる。また、IFRS における「概念フレームワーク」・「基準」・「実務記述書」という関連文書の構造を踏襲することにより、改定の必要性が生じた際にも、柔軟な対応が可能になるとの意見があった。

(2) 各項目について

その他、5 団体の気候関連プロトタイプに定められた各開示項目については、以下のような意見が示された。

【ガバナンス】

- 「リスクと機会に責任を有する取締役、幹部、委員会の情報」、「気候関連のリスクと機会に対応するための戦略を統治・管理するための取締役会のスキルと能力」(4. c. 及び 4. d) については投資家の注目が高く、積極的な開示が期待される。
- ここに定められた項目は一定程度有益だが、TCFD 提言の 2 項目が 5 団体の気候関連プロトタイプでは 5 項目に増えたと捉えるのではなく、これら 5 項目を参考に、どの要素を盛り込んだ説明が説得的であるかを各企業が考えるべき。
- 「気候関連のリスクと機会に対応するための戦略を統治・管理するための取締役会のスキルと能力」(4. d.) は、必ずしも気候関連の科学的知見、諸規制の細目に関する知識や専門分野の経験の有無を問うものではなく、大局的な視点で常識を持って是非を判断することにあると理解すべき。従って、専門分野の「有資格者」を選任すべきだ・しておけば良いといった姿勢を動機付けすることがないよう留意が必要。

【戦略】

- 気候変動に対処するための経営戦略の前期からの変化（9. d.）の開示は有意義である。
- 前期との変化、リスクや機会が顕在化する時間軸（9. c. ～9. e.）は、長期目標の達成に向けた進捗確認に不可欠である。
- 気候関連の R&D 投資・活動、新技術の採用（10. a.）については、イノベーションを進めていくという観点から、開示を促していくと良いのではないかな。
- 情報の必要性については賛同できる一方で、TCFD の準拠を始める企業にとってはレベルの高い項目である。TCFD と同様、時間的猶予を与えるのが現実的。
- 開示に当たって考慮するのが望ましい項目としては有用だが、各社における重要性等に応じて開示の要否は判断されるべき。
- 「気候関連のリスクと機会が企業戦略に与える影響を分析するために企業がチェックしている主なトレンド」（9. f.）は重要な情報だが、開示の形骸化に陥るおそれはある。コンサルタントが「業界標準」的なものを推奨し、各社が横並びでそれを開示するような事態になると、有益な情報開示とはいえなくなる。
- 「特定された気候関連のリスクと機会が顕在化すると予想される推定時間軸」（9. e.）は難しい。例えば、「現在合理的に得られる情報に基づいた上で」、「不確実性がどれくらいであるか」などを議論する必要がある。
- シナリオ分析の前提の置き方やモデル設計について、結果として「業界内で横並び」のような事態に陥るリスクは考えられる。そうならないような配慮・工夫が求められる。
- 「短・中・長期にわたる組織戦略のレジリエンスを企業の財務状況がどう支えているか」（11. c.）は、財務内容との関連について回答させる項目になっているが、見積もり要因が多く、提示された金額だけが独り歩きする事の危うさを感じる。

【指標と目標】

（指標）

- 指標と目標の計算・推定に使用した方法、含まれるものの範囲、計算・推定の基礎となる仮定（27. b.）については、分析の確からしさの確認には必要ではあるが、開示することにより他社の同質化を招く。
- 気候変動トピックの性格を踏まえると業種別指標は必要と考えるが、従来の業種を超えたビジネスモデルの広がりや複数業務を営む企業の存在を考えれば、業種別基準を一律に適用することは、開示情報量の爆発と情報の価値関連性（Value Relevance）の低下に繋がるおそれがある。

- 少なくとも Comply or Explain アプローチの導入、一歩進んで、以下のような複数手段の組み合わせによって、価値関連性と比較可能性を同時実現する方法を模索すべきではないか。
 - 重要性判断に基づく主体的選択の原則
 - 重要性判断に関するプロセス要求（取締役会のリーダーシップ、プロセス開示等）
 - デジタル開示の積極活用（XBRL を活用した指標データベース導入）
 - 指標の選択・不選択に関する方針及び理由についての説明
- 産業別の指標については横断指標を補正する意味もあるので、設定が必要。特に、エネルギー多消費産業などトランジション段階とその後のイノベーション実証段階とで評価すべき取組に大きな変化が予想されるセクターや、食品産業など適応のウエイトが高いセクターなどへの配慮が必要である。
- 指標に関する標準は、辞書のようなものと整理してはどうか。重要課題や関連する価値創造の観点から有用な指標をその辞書の中から選んでも良いし、独自の指標を考えても良い。その指標を選定したことについて説得力のある説明があれば良く、全ての指標を機械的に開示することはかえって企業のマテリアリティを不明確にする。
- 「数値の形で開示すべき最低限の指標」だけでなく、「企業側の事情により数値を出せないが、定義やコンセプトの形で示せる KPI」や「記述情報として出せる説明」なども広範に認める姿勢が望ましい。定量化にこだわるあまり、重要な情報が開示されなかったり、重要でない情報が開示されたりという事態は避ける必要がある。
- 財務的インパクト（21. a.）については、見積もり要素が非常に多く、具体的な金額を出すことには慎重であるべき。気候変動は将来を予測することが非常に困難。短期的な予測であればまだ良いが、長期的な予測になるほど、シミュレーションの結果は当てにならない。

（目標）

- 2°C目標は全体としての目標であり、それを個々の企業の目標に直接適用することとは不可能。他方、2°C目標を踏まえ、それを意識した目標を個々の企業が設定することは大事。また、それがどのような発想、ロジック、根拠なのかを示すことは可能であり、その点を明確にすることには意味がある。
- 社会インフラの整備なども含め、不確実性のあるイノベーションの実装が前提となることも多い。ベースラインの設定や目標年などについては、機械的・画一的な KPI の設定が求められないようにする必要がある。

II. 人的資本情報の開示

1. 議論の背景

本研究会において気候関連開示に次いで、人的資本情報の開示を検討の俎上に載せた背景としては、大きく以下の2つがある。

(1) 人的資本情報の重要度の高まり

企業を取り巻く環境が大きく変化する中で、自社の人材や人材戦略が、どのように経営戦略の実現や持続的な企業価値の向上につながるのかについて、企業と投資家が対話を進めることの重要度が高まっている。2021年6月に改訂されたコーポレートガバナンス・コードにおいても、人的資本への投資について、自社の経営戦略・経営課題との整合性を意識した、わかりやすく具体的な情報開示が求められている。

また、ESGの観点から、労働安全や従業員の健康、賃金の公正性、ダイバーシティといった人的資本に関連する論点について、より高い水準での達成を求める投資家や消費者からの声は高まりをみせている。加えて、ブランド価値やサプライチェーンのリスクマネジメントの観点からも、情報の重要度が高まっている。企業もこのような動きを受け、ESG活動の主要なテーマとして人的資本に関連するトピックを挙げる割合が増加傾向にある。

(2) 海外における人的資本情報の開示をめぐる議論

① 米国証券取引委員会による Regulation S-K の改定

2020年8月、米国証券取引委員会（SEC）は、Regulation S-K（非財務情報の定性的な情報開示に関する規制）に規定される開示項目を改定し、上場企業に対して人的資本に関する情報の開示を義務づけた。

具体的には、従来から開示を求めていた登録者（上場企業等）が雇用する従業員の数を含む登録者の人的資本資源の説明及び登録者が事業を営む上で重視する人的資本の施策又は目的について、自社のビジネスを理解するために重要な範囲において、開示を求めている。

なお、Regulation S-Kでは具体的な開示項目までは定めていないものの、開示項目の例として、登録者の事業及び労働力の性質に応じた、人材の育成、確保、維持に対処する施策又は目的を挙げている。

② 英国財務報告評議会による人的資本に関する報告書の公表

2020年1月、英国財務報告評議会（FRC）は人的資本に関する報告書を公表した。その中で、FRCは、人的資本に関連する現行の開示ルールを整理し

た上で、人的資本の開示を充実させ、投資家との対話を進めるために必要な視点とそのための開示の内容を解説している。

この解説の中では、従業員エンゲージメントや、研修・能力開発といった、人的資本に直接関係する項目だけでなく、人的資本に関連する論点の検討プロセス（取締役会による人的資本に関する検討が経営戦略へ反映されているか、など）や、人的資本が組織にどのように価値を生み出すかについても、投資家の理解のために開示が望まれるとしている。

2. 研究会における議論

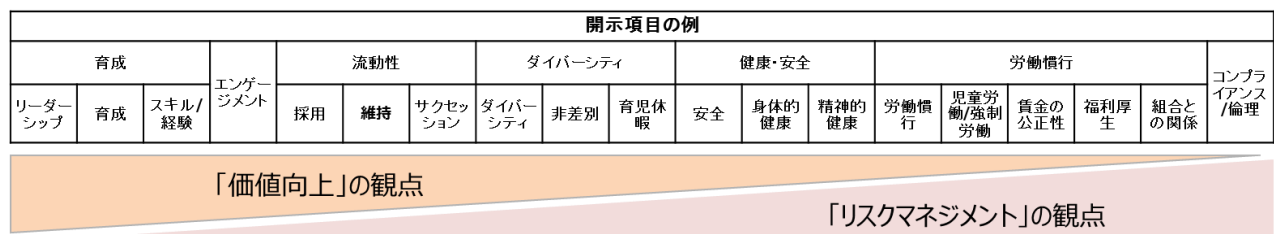
(1) 総論（人的資本情報の論点構造）

人的資本情報の特徴として、「人的資本」として開示される論点・情報が多岐に渡るといえる点がある。例えば、国際標準化機構（ISO）による人的資本開示情報の任意の開示ガイドラインである ISO 30414 は、11 の領域に分けて 58 の指標を定めている。

ここで、人的資本の開示の論点は大きく「価値向上」の視点と、「リスクマネジメント」の視点から整理することができる。具体的には、経営戦略の実現を支える人的資本の価値を最大化する取組を通じて、中長期的な企業価値の向上を目指し、投資家からの評価につなげる「価値向上」のための開示と、人的資本にかかる公平性・公正性確保のための取組を開示することで、投資家からのリスクアセスメントニーズに応じていく「リスクマネジメント」のための開示の2つに整理される。

人的資本情報の開示検討にあたっては、この2つの視点を念頭に置きながら、開示の方向性について検討を実施した。

図 7 人的資本の論点概念図



(2) 各論（人的資本情報の開示のあり方について）

人的資本情報の開示のあり方につき、研究会では以下のような論点について議論となった。

① 人的資本情報の特徴を踏まえた開示

先述の通り、人的資本に関する情報の開示は、「価値向上」のための開示と、「リスクマネジメント」のための開示に整理される。人的資本情報の開示にあたっては、それぞれの開示項目が持つ特徴を念頭に置くことが効果的な開示に繋がると考えられる。

「価値向上」のための開示が求められる項目では、人的資本の価値向上のための取組の開示を通じて、人的資本情報と企業価値の関連性を示すことが重視される。この場合、企業の人的資本がどれだけ企業の価値創造に関連し、将来において価値をもたらすのかという視点に立脚した説明及び情報を開示することを重視する必要があるという意見が示された。例えば、特許技術や研究開発を強みとしている企業の場合、当該技術や開発の強みの内容・定量情報と合わせて、その強みを継承・育成していくための人的資本投資や組織的な取組を説明することにより、価値向上の観点も含む開示が達成されると考えられる。

一方、「リスクマネジメント」のための開示が求められる項目では、人的資本にかかる公平性・公正性の観点から、投資家のリスクアセスメントニーズに応えることが重視される。この場合、企業は公平性や公正性等の視点を踏まえた人的資本についての現状分析や、社会要請等を踏まえた今後に向けた取組の説明等を通じた、投資家のリスク評価視点に立脚した説明及び情報を開示することが必要と考えられる旨の意見が示された。例えば、ハラスメント防止のためのコンプライアンス研修の実施状況や、内部通報制度、労働環境の整備や制度体系の説明といった情報は、業種にかかわらず開示を行うことで、リスクアセスメントニーズが達成されると考えられる。

② 人材戦略・人的資本情報と価値創造プロセスのリンケージ

企業が価値創造プロセスないし企業戦略の説明にあたり、そのプロセス・戦略の実行を担う人的資本の重要度及び人的資本を活かし発展させるためのインプットとしての人材投資・人材戦略の重要度を謳っているケースは多い。また、人的投資・人材戦略の成果であるアウトプットについて、女性管理職比率指標等のダイバーシティ関連指標、離職率等を用いて実績を説明しているケースも多い。

一方で、人材戦略の実現や人的資本への投資が、どのように価値創造プロセスや企業戦略の実現に繋がっているのか、が明確に説明されないことにより、価値創造プロセスにおける人材戦略・人的資本情報の進捗や位置づけについて、読み手の理解が難しくなっているという意見が多く示された。

その上で、人的資本の情報開示にあたっては、企業の価値創造プロセスないし企業戦略における人材戦略の位置づけを示した上で、人材戦略の進捗及び成果を示す指標との関係を紐付ける説明も合わせて開示することが有効との意見が示された。これにより、価値創造プロセスや企業戦略における人材戦略の位置づけと、人材戦略の成果としての人的資本情報がリンクされ、企業の人材戦略・人的資本の情報を一連の流れとして把握することが可能となり、適切な理解が進むことが期待される。

例えば、人材戦略や人的資本に関する取組が、どのような時間軸（短期・中期・長期）で価値創造プロセスや企業戦略に反映されていくか、指標及び目標値とあわせて説明することにより、読み手は時間軸まで意識した理解が可能となる。また、企業が目指すビジネスモデルを支える人材像を示した上で、そのような人材確保に向けた人材戦略及びその進捗を測る指標について開示・説明することにより、読み手は経営戦略の一部である人材戦略に関する進捗の詳細な理解が可能となる。

【Column 2】

人材版伊藤レポートにおける関連箇所：「経営戦略と人材戦略の連動」

2020 年 9 月に経済産業省が公表した「持続的な企業価値の向上と人的資本に関する研究会 報告書 ～ 人材版伊藤レポート ～」（以降、「人材版伊藤レポート」）では、持続的に企業価値を向上させるためには、経営戦略・ビジネスモデルと表裏一体で、その実現を支える人材戦略を策定・実行することが必要不可欠である、としている。

その上で、自社の人材戦略が、ビジネスモデルや経営戦略にどう連動しているのか、人材戦略の取組がどこまで進捗しているか等の情報の見える化が必要とである、としている。

また、こうした情報について、成果や価値創造との結び付きとあわせて、企業が投資家に対して積極的に発信していくべきである、としている。

【Column 3】ダイバーシティ経営の推進

経済産業省では、「多様な人材を活かし、その能力が最大限発揮できる機会を提供することで、イノベーションを生み出し、価値創造につなげている経営」を、「ダイバーシティ経営」として、取組を推進している。

具体的には、「なでしこ銘柄」の選定による先進事例の発信、ダイバーシティ経営実践のための各種支援ツールの提供等を通じ、女性を含む多様な人材の活用を経営戦略として取り込むことを支援している。

こういった企業においては、ダイバーシティに関する取組について、客観的な KPI による成果の開示（例：女性管理職比率の向上）とあわせ

て、取組が長期的に企業価値向上に繋がった事例（例：新規事業創出プログラムにおける新たなビジネスモデルの展開）を説明することにより、「価値向上」のための人的資本に関する開示が実践されている。

【Column 4】 人的資本開示の好事例（MS&AD ホールディングス）

MS&AD ホールディングスの統合報告書「MS&AD 統合レポート 2021」では、人的資本に関する情報について、自社の価値創造プロセス・中長期の成長戦略のそれぞれに紐付けて説明することにより、人的資本に関する取組の全社における位置づけが明確に示されている。

また、価値創造プロセス、中長期の成長戦略のいずれの説明においても、人的資本に関連する、目標値を含む定量情報、指標（KPI）を開示している。これにより、人的資本に関する取組の現在地と将来の目標が、情報の読み手に対して端的に伝わり、質の高い対話に繋がっている。

③ 開示指標（KPI）の理解に資する定性情報の説明

人的資本の情報は、例えば、従業員の基本的な属性情報があれば、女性管理職比率、従業員一人あたり研修時間等を算定し開示することは比較的容易であると考えられる。この特徴から、人的資本の情報は他の非財務情報と比較して、企業間の比較可能性を確保しやすいというメリットがある。

一方で、指標を単純に比較しても、人的資本の取組の巧拙を評価できないケースもあるとの指摘があった。例えば、従業員満足度調査やエンゲージメント調査の場合、質問項目や形式等、企業ごとに調査方法が異なるケースも想定されることから、指標のみを以て企業間比較をすることが適切でないといえる。また、企業ごとに採用を含む人材戦略の方針には違いがあることから、離職率の絶対値のみをもって企業間の人的資本に対する取組を評価することは適切でないケースも考えられる。このような場合、企業間の比較を実施する際には、指標に加えて、個社毎の調査方法、調査方針、企業が重視する項目、経年変化等の企業固有の情報も斟酌することが必要となる。

また、人的資本の情報は、業種の持つ特徴や企業の事業構造による影響を受けることから、指標の評価・比較にあたっては、この点も斟酌する必要があるとの指摘もあった。例えば、製造拠点が国内にある企業と、海外にある企業では、海外における人種構成や文化的背景も踏まえた上で、ダイバーシティに関連する指標を比較して評価することが求められるケースがあると考えられる。また、研究開発志向の企業と、設備・労働集約型の企業では、労働形態の違いから、労働安全に関連する指標を単純比較して評価することは適切ではないと考えられる。このような場合、企業が属する業種の特性や、

企業の事業構造等の背景情報を念頭に置いた上で、指標の比較を実施する事が必要となる。

このように、人的資本の情報を開示する際は、算定される指標に加えて、その指標の理解に資する定性的な情報、説明、ないし補完的な定量情報を併せて開示することが望まれる。これにより、情報の受け手が人的資本に関連する情報・指標の意味を適切に理解することが可能となり、情報の有用性・比較可能性が担保されることになる。

なお、既存の非財務情報に関する枠組（例：SASB スタンダード）では、人的資本に関する開示項目が業種毎に詳細に定められているケースもある。また、先述の通り、ISSB においても業種別の基準を今後検討していく事が想定されている。このため、海外企業との比較可能性を担保する観点からは、国際的な非財務情報に関する枠組みに照らした情報開示を意識することが重要という意見もあった。ただし、この場合でも、情報の受け手が情報・指標の意味を適切に理解出来るような開示を行うことが肝要となる。

【Column 5】人材版伊藤レポートにおける関連箇所：「As is-To be ギャップの定量把握」

人材版伊藤レポートでは、経営陣が企業理念、企業の存在意義（パーパス）や経営戦略を実現する上で重要な人的資本に関する課題ごとに、「目指すべき将来の姿（To Be）に関する定量的な KPI の設定」を行うよう提言している。

その上で、現在の姿（As is）と目指すべき将来の姿（To be）のギャップを把握し、それをどのような時間軸で、どのように埋めていくかという戦略こそが重要であるとしている。また、その際には、人材版伊藤レポートで取締役会が実効性の高い監督を行うために投げかけるものとして紹介されている、以下のような問いも参考になると思われる。

- なぜこの KPI を選択したのかといった「Why」の観点から十分に説明できているか。
- どのようにその KPI を達成するのかといった「How」の観点から十分に説明できているか。

④ 日本企業に固有の課題

研究会では、人的資本に関して日本企業に特徴的な課題や、その解決のための取組の状況についても、開示を進めていく必要があるとの意見が多く示された。

例えば、多様な働き手が増える中で、正規・非正規や、性別、国籍別の人員数といった数値の開示だけでなく、いかに、多様な人材を含めた人的資本全体の付加価値の向上と、賃金差の解消等の課題解決の両立を戦略として進めていくかについて、示していくことが重要との意見が示された。

また、日本企業の人事制度はグローバルに統一されていないことも多く、海外拠点の人材マネジメントにまで配慮が及んでいない。グループレベルでの価値創造に向け、一貫した人材戦略・ガバナンス体制の構築をどのように行っていくかについても説明をしていく必要性についての意見も示された。

こうした課題は、日本企業の企業文化のあり方とも密接に関わるものであって、課題解決の取組を進める際には、企業文化への定着度合いにも十分に留意する必要がある。

【Column 6】

人材版伊藤レポートにおける関連箇所：「企業文化への定着」

「人材版伊藤レポート」では、企業文化は、「所与のものではなく、日々の活動・取組を通じて醸成されるもの」であって、企業理念、企業の存在意義（パーパス）や持続的な企業価値の向上につながる企業文化を定義し、企業文化への定着に向けて取り組むことが必要である、としている。

具体的には、企業文化の定着に向けて、経営トップ自らが粘り強く発信していくとともに、企業文化に関しても、適切な KPI を設定し検証することが求められる、としている。

⑤ 投資家と企業の対話（エンゲージメント）のあり方

研究会では、企業・投資家の双方が対話の工夫をすることにより、より効果的・効率的な開示に繋がるのではないか、という意見が示された。

具体的には、企業が重要なステークホルダーを特定し、経営トップ自らがそのステークホルダーと対話を行う過程で、投資家が真に必要とする情報が何であるかに関する気づきが得られることもある。

また、投資家においても、企業とのエンゲージメントに際して、投資の目的や考え方、人的資本の判断指標について明確に伝えることにより、効果的な対話に繋がることが期待される。

第三章：今後の検討について

I. 中間報告・提言の活用について

本中間報告・提言は、ISSB が正式に設立され、今後国際的な議論が更に加速することが見込まれるタイミングにあることを踏まえ、これまで研究会において行われた議論をもとに4つの提言をまとめるとともに、これまでの国際的な動向や個別分野における議論（気候関連開示、人的資本情報）について整理を行ったものである。

今後、国内における質の高いサステナビリティ開示及び対話（エンゲージメント）の進展や、そのための議論に役立てるとともに、中間報告・提言の内容を、IFRS 財団が設立する ISSB をはじめとした基準設定主体や、国内外の投資家に対して積極的に発信することで、本研究会の議論のエッセンスが ISSB における議論を始めとした国際的な議論に取り込まれていくことを目指すこととする。

II. 国内外の議論の進展を踏まえた今後の検討について

また、今後 ISSB における検討が進み、2022 年第一四半期には気候変動に関する ISSB 基準の草案が示されることが見込まれるなど、国際的な検討状況が引き続き流動的（moving target）な状況にあることを踏まえ、今後も国内外の状況に応じた検討を重ねていくこととする。

今後の検討課題として、現時点では、

- ①気候変動に関する ISSB 基準の草案や ISSB における追加のアジェンダ・コンサルテーションの状況、EU や米国等の検討状況など、国際的な動向・基準を踏まえた分析・検討
- ②財務情報と様々な非財務情報とのリンケージに関する更なる分析・検討
- ③開示情報の電子的な管理（XBRL 等の情報のタグ付け、情報プラットフォーム等）を通じた開示情報分析の効率化に関する分析・検討

等が想定されるが、具体的には国内外の検討状況を踏まえ、優先順位を検討していくこととしたい。

Appendix 1: 非財務情報の開示指針研究会 開催実績

回数	アジェンダ
第1回 (2021年6月10日)	<u>開示指針の世界的な動向把握</u> ➤ IFRS 財団による国際的なサステナビリティ基準のための審議会の設置に関連する定款改定案の概要 ➤ EU 非財務情報指令改定の概要 ➤ 非財務に関する基準設定主体の動向 ・ 非財務基準設定主体の連携と Value Reporting Foundation (VRF) ・ CDP を通して見る非財務情報開示の国際動向
第2回 (2021年7月16日)	<u>開示指針の分析</u> ➤ 第1回研究会以降の動向 ➤ 第1回研究会の議論を受けて ➤ 「企業価値に関する報告 - 気候関連の財務報告基準のプロトタイプ の例示」の検討
第3回 (2021年9月1日)	<u>開示事例を踏まえた人的資本開示に関する検討</u> ➤ 第2回研究会以降の動向 ➤ 第2回研究会の議論について ➤ 人的資本開示に関する課題検討
第4回 (2021年10月4日)	<u>気候関連の財務報告基準のプロトタイプを踏まえた開示のあり方に関する検討</u> ➤ 第2回の議論を踏まえた、気候関連の財務報告基準のプロトタイプを踏まえた開示のあり方に関する検討 ➤ IFRS 実務記述書「経営者による説明」の改訂案概要 ➤ 中間報告の骨子（イメージ）
第5回 (2021年11月5日)	<u>中間報告についての議論</u> ➤ これまでの議論を踏まえた非財務情報の開示のあり方について

Appendix 2: 非財務情報の開示指針研究会 委員名簿

(敬称略・五十音順)

(座長)

北川 哲雄 青山学院大学 名誉教授・東京都立大学 特任教授

(委員)

大堀 龍介 一般社団法人 機関投資家協働対話フォーラム 理事
小野塚 恵美 カタリスト投資顧問株式会社 取締役副社長 COO
坂上 学 法政大学 経営学部 教授
住田 孝之 住友商事グローバルリサーチ株式会社 代表取締役社長 兼
住友商事株式会社 執行役員
WICI グローバル会長・WICI ジャパン常務理事
竹ヶ原 啓介 株式会社日本政策投資銀行 設備投資研究所 エグゼクティブフェロー
富田 秀実 ロイドレジスタージャパン株式会社 代表取締役
溝内 良輔 キリンホールディングス株式会社 常務執行役員
三井 千絵 株式会社野村総合研究所 上級研究員
森澤 充世 一般社団法人 CDP Worldwide-Japan 理事・ディレクター
森 洋一 公認会計士 (IIRC フレームワーク・パネル メンバー)
山内 利博 住友化学株式会社 コーポレートコミュニケーション部長

(オブザーバー)

金融庁
公益財団法人 財務会計基準機構
内閣府 知的財産戦略推進事務局
一般社団法人 日本経済団体連合会
日本公認会計士協会
公益社団法人 日本証券アナリスト協会
株式会社 東京証券取引所
法務省

(事務局)

経済産業省 経済産業政策局 企業会計室

Appendix 3: 気候関連の財務開示基準のプロトタイプ

※当文書は参考のための仮訳です。ご利用に当たっては、必ず原文をご参照下さい。

ガバナンス	
目的	気候関連のリスクと機会を管理するために用いられるガバナンス・プロセス、統制、手続きを理解するために必要な情報を提供する
内容	● 企業は以下を開示しなければならない ・ 気候関連のリスクと機会に関する取締役会の監督についての説明 ・ 気候関連のリスクと機会を評価・管理する上での経営者の役割に関する説明 ・ 気候関連のリスクと機会に責任を有する取締役、幹部、委員会の情報 ・ 気候関連のリスクと機会に対応するための戦略を統治・管理するための取締役会のスキルと能力 ・ 気候関連の方針、戦略、目標の実施について、どのように取締役会が経営陣に責任を課しているかについての説明（関連するパフォーマンス指標の報酬方針への組み込みを含む）
戦略	
目的	気候関連リスクに対するレジリエンスを支え、気候関連機会を実現するために資源がどのように使われるかなど、気候関連のリスクと機会の企業戦略への組み込まれ方、及び企業のビジネスモデルへの影響に関する情報を提供する。
内容	1. 気候関連のリスクと機会の説明 ・ リスクの性質と、それが気候リスクと機会の定義（〇〇参照）にしたがってどのように分類分けされるか ・ 各リスクがどのように発生するか ・ 企業がこの目的のために短・中・長期をどのように定義するか、また、その定義が資産やインフラの耐用年数及び戦略的計画とリンクしているか ・ リスクと機会の発生源は外部関係者（サプライチェーン、公共事業、ロジスティクス等）に起因しているか 2. 気候関連のリスクと機会が企業に与える影響 ・ リスクが事業及びバリューチェーン・サプライチェーンの特定のセグメントに集中しているか（例えば、リスクが集中している地域においてリスクの程度を把握するための説明・定量化など） ・ 気候関連のリスクと機会がビジネスモデルと戦略にどのように影響を及ぼすか（例えば、①適応・緩和活動、②製品・サービス、③サプライチェーン・バリューチェーン、④研究開発投資、⑤経営、⑥利用可能性、⑦インプットの価格とビジネスモデルの依存性）

	・ 企業が管理している気候リスクエクスポージャーの範囲と、前期からの変化 ・ 気候変動に対処するための経営戦略の前期からの変化 ・ 特定された気候関連のリスクと機会が顕在化すると予想される推定時間軸 ・ 気候関連のリスクと機会が企業戦略に与える影響を分析するために企業がチェックしている主なトレンド ・ 気候関連のリスクと機会が業績、財務状況、財務計画に与える潜在的な影響と推定値 ・ 上記に掲げた気候関連のリスクと機会が企業戦略とビジネスモデルに与える影響に関する説明は、影響を管理するためにオフセットまたはその他の方法が使用されているか、またどのように使用されているか、説明しなければならない。
	3. 気候関連のリスクと機会が企業の決定と計画に与える影響 ・ 気候関連の R&D 投資・活動、新技術の採用 ・ 投資、事業再構築、評価減、資産の減損など、既存及びコミット済みの将来の気候関連活動 ・ レガシー資産に関する重要な計画の前提（例えば、炭素、エネルギー、水を多く消費する事業の削減戦略） ・ 資本計画と配分において、温室効果ガス排出量、エネルギー、土地、水の問題をどのように考慮しているか（例として、気候関連リスクと機会の変化を踏まえた、主要な買収・売却、合併事業、事業変革、サプライチェーン・イノベーション、技術・イノベーション・新規事業分野への投資についての議論を含む） ・ 気候関連の新たなリスクと機会に対処するために、資本を配置・再配置する際の組織の柔軟性 ・ 顧客、サプライチェーン、市場、認証制度等を通じた、直接的または間接的なリスクの軽減及びリスクと機会への適応、気候変動の緩和と適応に実質的に貢献する活動 ・ 気候関連のリスクと機会に対処するための企業戦略に沿って、企業の財務状況の特定の要素が時間とともに変化することを経営陣がどのように考えているか（製品、サービス等のポートフォリオの構成の変化、気候変動戦略に資する売却・買収、サプライチェーンの多様化・強化の計画などを含む。開示においては、計画の原資や計画を支えるための投資・金融商品についても説明する必要がある） ・ 気候関連のリスクと機会に対処するための企業戦略に沿って、企業の業績の特定の要素が時間とともに変化することを経営陣がどのように考えているか（低炭素経済に関連する製品・サービスからの収益の増加、気候変動への適応や緩和の純費用などを含む）

	4. 気候関連のリスクと機会に対するレジリエンス - 分析がどのように行われているか 2度以下シナリオ、物理的な気候関連リスクの増加を想定したシナリオなど、様々な気候関連シナリオに対して行われているか。また、どのシナリオを検討したか、使用したシナリオの出典、戦略的レジリエンスの評価がどのシナリオに基づいているか - 分析が行われた時間軸 - 入力パラメータ、分析に用いた選択、低炭素への移行が企業に与える影響に関する経営陣の想定 - 企業が影響を受ける可能性があるか、潜在的な財務上の影響（定量的・定性的な用語、または影響を示す範囲で表現されることもある）、異なるシナリオにおける気候関連のリスクと機会に対処するために戦略上の変更が必要となるかどうか、等の分析結果 - シナリオ分析を考慮に入れた戦略的レジリエンスの評価、及び短・中・長期にわたる組織戦略のレジリエンスを企業の財務状況がどのように支えているか - 物理的な気候リスク：気候変動によって物理的な混乱が生じた場合、資産や投資がどのように調整されているか、また再配分、廃止、修理、アップグレードを行うために十分な柔軟性を備えているか - 移行リスク：低炭素代替策への投資額、投資全体に占める割合、気候ショックに耐えるために利用可能な資本の柔軟性
リスクマネジメント	
目的	気候関連のリスクがどのように特定、分析、管理されているか、どのようなリスク管理プロセスが用いられているか、に関する情報を提供する。
内容	- 企業は、特定・開示される気候関連リスクのカテゴリ毎に、リスク管理プロセス及び戦略を説明しなければならない。 - どのようにリスクが特定され、優先順位付けされるか - リスクの影響を分析するために用いられるプロセス - 企業が管理するリスクエクスポージャーの範囲、また、それがリスクアペタイト・ステートメントとリンクしているか、どのようにリンクしているか - リスク管理及び気候変動の緩和・適応への貢献に用いられる方針、目的、活動、プロセス - リスクの測定方法 - 気候関連リスクを特定・分析・管理するためのプロセスが、組織全体のリスク管理に統合されているか、どのように組み込まれているか
指標と目標	

目的	気候関連のリスクと機会を分析・管理するのに用いられる指標と目標に関する情報を提供する。
内容	● 目的を達成するため、企業は業界横断的な事項と業界固有な事項を開示しなければならない。（別表 A 及び気候開示ガイド※を参照） ● 推奨される開示に準拠していない場合、経営者は、開示していない内容及び加えた修正を明らかにしなければならない。これには、関連する状況の説明、省略・修正の性質、及び完全な準拠に向けた計画を添付しなければならない。 ※気候開示ガイド：SASB 基準から気候関連の指標を抜粋・まとめたもの。
	・ 各事項について、企業は以下を開示しなければならない ・ 気候関連のリスクと機会を測定管理するのに用いる指標（①気候リスクの評価、投資及び戦略的意思決定に用いられる現在の炭素価格または価格帯、②企業が業績管理のために行った戦略的・経営的意思決定が気候関連のリスクと機会に及ぼす影響、を含む） ・ 気候関連のリスクと機会が企業の財務実績に与える影響を反映する指標（①収益・費用、営業費用・営業収益、低炭素代替への投資による節約、及び金額、時期、不確実性を含む、将来の純利益・キャッシュ・フロー・収益に対する財務的インパクト、②傾向分析を可能にする過去の期間の指標、③気候関連のリスクと機会が業績に前年比でどのような影響を及ぼしたか、気候関連目標に関連して何が達成されたか、組織がさらされている気候関連リスクの程度が報告期間中にどのように変化したかについての分析、を含む） ・ 気候関連のリスクと機会が企業の財務状態に与える影響を反映する指標（①資産の耐用年数の変更、②資産価値への潜在的な影響、③プロジェクトの実行可能性と不確実性、④特許及びその他の権利） ・ インプットの入手可能性、品質、価格に直接・間接的に影響を与える指標 ※指標が事業への物理的インプット・事業からのアウトプットを強度指標として示す場合、経済的アウトプットの単位あたりで示されるべきである。 ● 企業は、さらに以下を開示しなければならない ・ 炭素価格や主要商品価格の変動など、気候関連の要因に財務結果が影響を受ける程度を分析する指標 ・ 気候関連のリスクと機会に対処するために設計された戦略上・経営上の目標に対する取締役会及び経営陣の進捗を管理・奨励するために用いられる指標（役員報酬の方針と計画に関連する主要指標と目標を含む）

- 企業は、以下の目標を開示しなければならない
 - ・ 気候変動関連のリスクを緩和・適応するとともに、気候関連の機会を最大化し、戦略的目標を達成するために経営陣によって定められた目標
 - － 目標と抱負（①気温上昇を2度以下に抑えるための科学的根拠に基づく目標、②予想される規制要件や市場の制約、その他の目標に沿った温室化ガス排出量、水使用量、エネルギー使用量の削減に関連する目標など）
 - － 目標達成に向けた計画（計画の手当ても含む）
 - － 目標に対する実績を評価するための KPI
- 企業は、指標と目標の計算・推定に使用した方法、含まれるものの範囲、計算・推定の基礎となる仮定についても記述しなければならない（目標が設定された年、実績が測定されるベースライン、企業が目標を達成する年といった詳細を含む）

別表 A：適用ガイダンス（業界横断的な開示事項）

財務 カテゴリー	測定基準	単位	出典
収入、支出、資産	スコープ1、2、3 排出量（手法と排出 係数を含む）	Mt（CO ₂ 換算 量）	GRI：305-1, 305-2, 305-3 CDP：C6.1, C6.3, C6.5, C5.2, C5.2a
支出	低炭素代替エネルギーのための支出 （OpEx）	現地通貨	CDP：C4.3, C4.3c, (C-C09.6a/C-EU9.6a/ C-OG9.6a)
資産	低炭素代替エネルギーにおける投資 （CapEx）	現地通貨	CDP：C-EU9.5a, C-EU9.5b, (C-CE9.6/CCG9.6/C-CH9.6/CCN9.6/C-C09.6/CEU9.6/C-MM9.6/COG9.6/C-RE9.6/CST9.6/C-T09.6/CTS9.6), (C-C09.6a/CEU9.6a/C-OG9.6a)
収入	低炭素代替エネルギーへの投資による収入・貯蓄	現地通貨	CDP：C4.3b SASB：NR0103-14

支出、収入、資産	現在の炭素価格または使用している価格の範囲、及び組織が内部炭素価格をどのように利用しているか	現地通貨	CDP: C11.3, C11.3a SASB: NR0101-22, NR0201-16
支出	役員報酬の方針及び計画に関連した主要指標及び目標	—	CDP: C1.3, C1.3a

別表 A：適用ガイダンス（業種別開示事項）

- 本適用ガイダンスは、重要性（マテリアリティ）の適用において、どの開示が自社のビジネスにとって財務的に重要なリスクと機会を表すか、企業の判断を支援することを目的としている。
- 企業は、適切な業界を決定した後、どの業種別開示事項を報告するかについても決めるべきである。そのために、企業は「気候開示ガイド」における SASB の業種別開示項目のうち、どの項目が適当かを決定すべきである。
- なお、SASB 基準は業界内の典型的な企業に適用されるサステナビリティ事項を扱うよう設計されているため、場合によっては以下のようなこともあり得る。
 - － 特定の企業にとって、短・中・長期の企業価値を高めない可能性のある開示を含む。
 - － 企業価値を高めるサステナビリティ要素が必ずしも全て含まれていない。
- 同様に、SASB 基準に含まれていない追加開示項目が、自社の事業戦略に関連している場合もある。これは、ハイブリッドなビジネスモデルや独自のビジネスモデルを持つ企業や、ビジネスモデルが世界中で大きく異なる業界の企業に特に該当する。

別表 B：定義

- 気候関連リスク：企業価値に悪影響を与える可能性がかなり高い気候関連の影響。エクスポージャーの程度と気候関連リスクの影響はセクター、業界、地域、組織によって異なる。例としては、移行リスク（レピュテーション、技術、市場など）や物理的リスク（急性及び慢性）などが挙げられ、経営陣はこれらをリスク管理プロセスの一部として考慮し、潜在的な財務上の影響を判断する。
- 気候関連の機会：企業価値へプラスの影響を与える可能性がかなり高い気候関連の影響。気候変動を緩和し、適応するための取組は以下を通じて組織に機会を生み出す。例えば、資源効率とコスト削減、低排出エネルギー源の採

用、新製品とサービスの開発、新しい市場へのアクセス、サプライチェーンに沿ったレジリエンスの強化など。

（資料）CDP, CDSB, GRI, IIRC, SASB “Reporting on enterprise value- Illustrated with a prototype climate-related financial disclosure standard”（2020 年 12 月）から経済産業省作成。

Appendix 4: 欧州 CSRD に基づく気候基準プロトタイプ

※当文書は参考のための仮訳です。ご利用に当たっては、必ず原文をご参照下さい。

戦略		原文ページ
経営戦略と気候		p.11
1. 気候変動がビジネスモデルと戦略に及ぼす影響		p.13
気候関連リスクと機会*がビジネスモデルと戦略に及ぼす影響を説明する。 (*「影響、リスクと機会」において特定される全ての短・中・長期の主要な気候関連リスクと機会を指す（移行リスク・物理リスクを含む。)	定性的	TCFD に基づく
バリューチェーンのどこに気候関連リスクが集中しているかについて、それらのリスクが関連する企業の主要なリソース**とプロセスの特定を含めて、説明する。（**気候変動の影響を受けている、又は今後受ける、水、土地、生態系、生物多様性等の自然資本への依存を含む）	下流 経営 上流 + 定性的	TCFD に基づく
気候関連のリスクと機会が、経営陣の戦略と意思決定へのインプットとしてどのように役立つか説明する	定性的	TCFD に基づく
2. 気候関連リスクに対するビジネスモデルと戦略のレジリエンス		p.14
気候関連のリスクに対する現在のビジネスモデルと戦略のレジリエンスについて説明する。	定性的	TCFD コンサルテーションに基づく
様々な気候シナリオを用いてビジネスモデルのレジリエンスが検証されているか（移行リスクについては2℃及び1.5℃シナリオ、物理的リスクについては2℃超シナリオなどを含む）。	はい・いいえ	TCFD コンサルテーション/CDP に基づく
「はい」の場合、検討されたシナリオ、選択された理由、主要な想定、分析が実施された時間軸について説明する。	定性的	TCFD コンサルテーション/CDP に基づく
上記分析の結果得られた、短・中・長期の戦略的意味合いを説明する。	定性的	TCFD に基づく
タクソミー整合的な活動（Taxonomy-aligned activities）と、タクソミー適格の活動（Taxonomy eligible activities）の比較による売上高の割合を開示し、5年後のこの割合の推定値を提供する。	定量的（%）	タクソミーに基づく

3. ビジネスモデルと戦略が気候変動に及ぼす影響

p.14

現在のビジネスモデルと戦略が、自社の経営とバリューチェーンにおいて、GHG排出とその他の気候関連の影響 [*] をどのように引き起こし、進めているかを説明する。 (*「影響、リスクと機会」のセクションで特定される温室効果ガス排出量及びその他の気候関連の影響を参照。)	定性的	NFRD 2019 ガイドラインに基づく
自社のビジネスモデル及び戦略と、パリ協定に沿って地球温暖化を1.5℃以内に抑制するための移行を両立させるための計画（移行計画）を説明する。（「方針と目標」、「アクションとリソース」のセクションを参照することを推奨）	定性的	CSRD 案に基づく

気候の影響、リスクと機会

p.15

1. 気候変動への影響の特定・評価プロセス、気候関連リスクと機会

p.17

バリューチェーンに沿った気候変動への 悪影響とプラスの影響 を特定し、評価するためのプロセスを説明する。 (温室効果ガス排出量の計算については実績測定セクションにて記載)	定性的	Impact materiality added "positive impact"
バリューチェーンに沿った短・中・長期の 移行リスクと機会 を特定し、評価するプロセスを説明する。これには、考慮される時間軸の定義や、リスクと機会の大きさと規模をどのように評価し、主要な移行リスクと機会をどのように選択するかというシナリオ分析が含まれる。	定性的	TCFD/CDP に基づく
バリューチェーンに沿った短・中・長期の 物理的リスク を特定し、評価するプロセスを説明する。これには、考慮される時間軸の定義、シナリオ分析、ハザードの大きさと規模をどのように評価し、関連する物理リスクをどのように選択するか、が含まれる。	定性的	TCFD/CDP に基づく

2. 気候変動への影響及び気候関連リスクと機会の説明

p.18

主要な 移行リスク を説明する。	定性的	TCFD/CDP に基づく
主要な 物理的リスク を説明する。	定性的	TCFD/CDP に基づく
企業に実質的な財務的・戦略的影響を及ぼす可能性のある短・中・長期の 機会 を説明する。	定性的	TCFD/CDP に基づく
バリューチェーン（自社の事業を含む）において、温室効果ガス排出以外にも重大な影響を与えているか。	はい・いいえ	

気候変動に対する非温室効果ガス関連の重大な影響を説明する。	定性的	
-------------------------------	-----	--

3. 気候変動への影響及び気候関連リスクと機会の経営プロセスへの統合

p.18

気候変動への影響、気候リスクと機会の評価結果を検証するためのプロセスを説明する。	定性的	
気候変動への影響、気候関連のリスクと機会を特定、評価、管理するためのプロセスが、全体的なリスクマネジメント、マネジメントシステム、戦略の定義にどのように統合されているかを説明する。	定性的	TCFD/GRIに基づく

気候ガバナンス

p.19

1. 取締役会レベルでの気候変動への影響及び気候関連リスクと機会のガバナンス

p.21

気候関連問題について、取締役会レベルで公式な監督が行われているか。	はい・いいえ	CDP に基づく
気候関連問題に責任を持つ取締役レベルのガバナンス構造及び委員会を説明する（取締役レベルから経営及び事業レベルへの権限委譲のプロセスを含む）。	定性的及び/又は 図	CDP に基づく
気候変動に関連する取締役の能力*を説明する。	定性的	G5 プロトタイプに基づく
気候関連の意思決定を対象とした、以下を含む、取締役の監督プロセスを説明する。 - 戦略又は計画の見直し - 気候関連問題がいつ、どのように取締役会の注意を喚起するか - 実績・目標のモニタリング - 設備投資・M&A の決定	定性的	TCFD/CDP に基づく
取締役会の議事録に記載されている、報告年度に取締役会が行った気候関連の決定の数	定量的	

* スキル、知識、経験の組み合わせとして理解される。定義はクラスター4（Workforce）において確認予定。

2. 経営・事業レベルでの気候変動への影響と気候関連リスク・機会のガバナンス

p.22

気候関連の責任と権限を上級役員や委員会へ割り当てているか。	はい・いいえ	G5 プロトタイプに基づく
関連する組織構造と報告ラインを説明する。	定性的及び/又は 図	TCFD/CDP に基づく

以下に関連する経営・事業レベルの役割を説明する。 • ビジネスモデルと戦略 • 気候変動緩和策又は適応策 • 影響、リスク、機会の評価及び/又は管理 • 排出削減目標	定性的	TCFD/CDP/G5 プロトタイプに基づく
気候変動に関する上級役員の能力*を説明する。	定性的	
気候変動への影響と気候関連リスク・機会に関するステークホルダーとのエンゲージメントを説明する（気候変動緩和及び/又は適応策を推進するための上流及び下流のパートナーとのエンゲージメントを含む）。	定性的	NFRD 2019 ガイドラインに基づく

* スキル、知識、経験の組み合わせとして理解される。定義はクラスター4（Workforce）において確認予定。

3. 社内の気候関連インセンティブ・メカニズム

p.23

- 温室効果ガス排出量削減に関する報酬インセンティブ
- 社内のカーボン・プライシング・ツール

企業内で気候関連報酬*がどのように構成されているかについて説明する。	定性的			
温室効果ガス排出量削減に関する報酬のインセンティブ	役員	管理職	従業員	合計
温室効果ガス排出量削減目標達成のためのインセンティブを受ける人の割合（％）				
温室効果ガス排出量削減目標達成を指標とした変動報酬の相対的割合（％）				
GHG 排出削減のインセンティブに基づく報酬総額の割合（％）				

* 報酬方針に関する開示は報酬報告書の記載内容及び今後予定されるサステナブル・コーポレート・ガバナンス・イニシアティブの要件に沿ったものである必要がある。

社内のカーボン・プライシング・スキームがどのように実施されているか説明する。	定性的		
社内カーボン・プライシング	はい/いいえ	量	適用価格
企業は、気候に関する実績にインセンティブを与えるため、社内カーボン・プライシング・システムを使用しているか。		tCO2e	€/tCO2e
• 設備投資シャドープライス			
• 研究開発投資シャドープライス			
• 社内カーボンフィー/ファンド**			
• その他			

** 事業ユニットの損益に直接影響を与える。

実施	原文ページ
方針	p.24

1. 気候変動緩和のための方針のコミットメント

p.25

気候変動の緩和に関する方針のコミットメントについて説明する（その内容、バリューチェーンに関する周辺、ビジネスパートナーを含むステークホルダーへのコミュニケーション方法を詳述する）。	定性的	GRI 共通スタンダードに基づく
以降変動の緩和に関する方針のコミットメントが、自社の事業とバリューチェーン内でどのように実施されているかを説明する。	定性的	GRI 共通スタンダードに基づく

2. 気候変動適応のための方針のコミットメント

p.25

気候変動適応に関する方針のコミットメントについて説明する（その内容、バリューチェーンに関する周辺、ビジネスパートナーを含むステークホルダーへのコミュニケーション方法を詳述する）	定性的	GRI 共通スタンダードに基づく
気候変動適応に関する方針のコミットメントが、自社の事業とバリューチェーン内でどのように実施されているかを説明する。	定性的	GRI 共通スタンダードに基づく

気候目標	p.26
------	------

1. エネルギー原単位の目標

p.27

2025 年及び 2030 年（必要に応じて、2030 年から 2050 年まで 5 年ごと）の目標の開示

- 温室効果ガス多排出セクターに属する企業を対象に、活動エネルギー原単位**
- 全ての企業を対象に、オフィスエネルギー原単位

** 農業・林業、製造業、石炭・石油・ガス発電を含むエネルギー、上水道、下水道、廃棄物管理・修復、航空を含む運輸、建設・不動産、情報通信（データホスティング）、及び/又は EU-ETS（EU 域内排出量取引制度）の対象となるセクター

2. スコープ 1&2 温室効果ガス排出量の削減目標（総量＋原単位）

p.28

2025 年及び 2030 年（必要に応じて、2030 年から 2050 年まで 5 年ごと）の目標の開示（以下を含む）

- スコープ 1&2 温室効果ガス排出量（総量）
- スコープ 1&2 温室効果ガス排出量（原単位）

3. スコープ 3 温室効果ガス排出量の削減目標（総量＋原単位）

p.28

2025 年及び 2030 年（必要に応じて、2030 年から 2050 年まで 5 年ごと）のスコープ 3 目標の開示（以下を含む）

- 重要なカテゴリーに基づくスコープ 3 温室効果ガス排出量（総量）
- 全ての企業、又は多排出セクターに属する企業のみを対象に、重要なカテゴリーに基づくスコープ 3 温室効果ガス排出量（原単位）

4. 建物と物流に関する EU の特定の目標に関する炭素原単位の任意目標

p.28

2025 年及び 2030 年（必要に応じて、2030 年から 2050 年まで 5 年ごと）の目標の開示（以下を含む）

- 企業の第三次活動（tertiary activities）の炭素原単位
- 企業の物流の炭素原単位

5. カーボンニュートラル/ネットゼロ目標

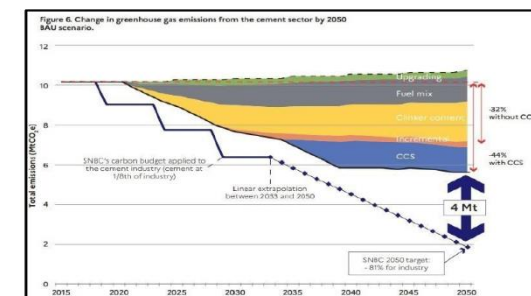
p.29

カーボンニュートラル/ネットゼロの目標を持っているか。	はい/いいえ	CDP に基づく
目標とする年は何年か。	定量的	CDP に基づく
その目標がどのように設定されたか、その周辺情報や達成するための手段も含めて説明する。	定性的	CDP に基づく

6. ネットゼロへの道筋としての温室効果ガス排出削減目標

p.29

- 2025 年及び 2030 年（必要に応じて、2030 年から 2050 年までの 5 年ごと）の温室効果ガス排出削減目標の開示
- 企業の活動又はセクターに関連する、入手可能な最善の 1.5℃気候シナリオとの比較
- 1.5℃シナリオが入手できない場合、EU 気候目標に沿った、2030 年に温室効果ガス 55%削減との比較
- ネットゼロに向けた経時変化をグラフとして示す



7. 脱炭素の手段により示される温室効果ガス排出削減の道筋

p.30

- 表・滝グラフとして示す
- 全ての要素・脱炭素手段について、よく知られた出典（IPCC、IEA net zero）及び根拠を示す
- 手段の合計は、次のマイルストーンの達成に貢献する。

脱炭素化手段別・排出削減目標（総量）	基準年	マイルストーンと目標年			各脱炭素手段の前提条件
	2015-2022	2025	2030	2050 まで	
温室効果ガス排出削減目標の道筋（スコープ 1, 2, 3）					
手段の例：需要材料の削減	N/A				
手段の例：材料とプロセスの効率化	N/A				
手段の例：サーキュラーエコノミーと産業廃棄物	N/A				
手段の例：エネルギー効率向上策	N/A				
手段の例：電化と燃料転換	N/A				
手段の例：CCU 及び CCS 技術	N/A				
その他の手段	N/A				

脱炭素手段による道筋を示す際、企業はロックイン排出量（既存及び系合う梅雨の資産により必然的に排出される量）を報告することも可能である。ロックイン排出量の評価により、企業は既存資産への投資や段階的な廃止の必要性を特定することができ、また投資家は座礁資産のリスクを分析することができる。「財務的エクスポージャー」のセクションも参照のこと。

アクションとリソース

p.31

1. 温室効果ガス排出削減目標を達成するための緩和策と資源

p.33

主要なアクションの説明	時間軸	期待される GHG 排出削減量	専用リソース			
			研究開発	過去の CapEx*	現在の CapEx*	CapEx の計画*
再生可能エネルギーの利用拡大	2025	CO ₂ (トン)	当年	過去 3 年間	当年	今後 5 年間
建物のエネルギー消費量の削減						
低炭素輸送への切り替え						
サプライチェーンのカーボンフットプリントの削減						
製品のカーボンフットプリントの削減						
短寿命気候強制因子の削減						
ポリシー・エンゲージメントの強化等						

* タクソミー開示第 8 条と一致。

- 上記リストは例を含む。主要なアクションは、報告企業が特定した脱炭素化手段リストに対応している必要がある。
- 主要なアクションは通常、上流、自社事業、下流に分けられる。
- 時間軸はマイルストーンや目標年と一致している必要がある。
- OpEx に関するリソースの開示は、以下の点など、今後も議論がなされる予定である。
 - 過去の OpEx（タクソミー規則では過去 3 年とされる）
 - OpEx 計画（将来の OpEx）
 - 年間の気候変動関連のフルタイム当量（FTE）

2. 物理的な気候リスクを管理するための適応策とリソース

p.34

主要なアクションの説明	時間軸	期待される GHG 排出量	専用リソース			
			研究開発	過去の CapEx*	現在の CapEx*	CapEx の計画*
物理的気候リスクと脆弱性（ハザード）の評価	2025	主要な物理的リスクのリスト	当年	過去 3 年間	当年	今後 5 年間
バリューアットリスクの評価						
損害保険の補償範囲の適応						
洪水、熱波、寒波、山火事等の対策への投資						
生産拠点の移転						
ポリシー／エンゲージメントの強化等						

* タクソミー開示第 8 条と一致。

- 上記リストは例を含む。
- OpEx に関するリソースの開示は、以下の点など、今後も議論がなされる予定である
 - 過去の OpEx（タクソミー規則では過去 3 年とされる）
 - OpEx 計画（将来の OpEx）
 - 年間の気候変動関連のフルタイム当量（FTE）

1. 総エネルギー消費量	p.37
--------------	------

最終エネルギー消費量* (MWh)	N-2	N-1	N	出典
非再生資源からの総燃料消費量（原料を除く）				CDP & GRI
再生資源からの総燃料消費量（原料を除く）				CDP & GRI
購入電力**の総消費量				CDP & GRI
購入又は取得した熱、蒸気、冷却**の総消費量				CDP & GRI
自家発電による非燃料再生可能エネルギーの総消費量***				CDP & GRI
総エネルギー消費量（上記の合計）				

*最終エネルギー消費量とは、最終消費者が実際に消費する量のことである。報告企業は、変換や転換プロセスを経ていない一次エネルギー消費量の表を追加しても良い。一次エネルギー使用量（電気、蒸気、熱、冷却に関連する）の決定に使用される一次エネルギー係数は、国又は地域の年間平均値に基づいても良く、関連する欧州基準を考慮しても良い。

**原産地補償（GoO）や再生可能エネルギー証書（REC）付きの電力やその他エネルギーの購入も含まれるべきであり、関連性があると判断された場合には、報告企業が別途追加することも可能。（例：市場ベースアプローチの下で報告されるスコープ2排出量）

*** 自家発電エネルギー消費量を開示する際、（最初の2行で既に計上されている）燃料消費量の二重計上を避ける必要がある。

2. エネルギー消費ミックス + 再生可能エネルギー/非再生可能エネルギーの内訳

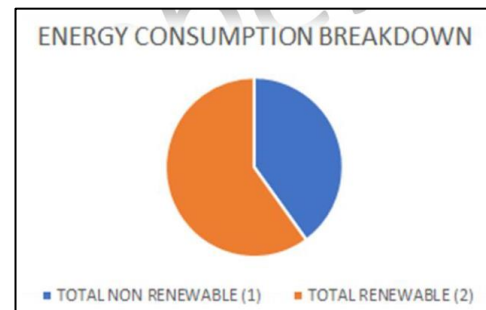
p.38

- 温室効果ガス排出量の計算には、エネルギー種類別エネルギーミックスと、特に非再生可能資源の内訳が必要である。
- 再生可能エネルギー資源の詳細な内訳は、全てのセクター又はいくつかの特定のセクターについて検討すべき可能性がある。特に、バイオマスからの再生可能エネルギー、水、廃棄物は、しばしばその他のサステナビリティ問題と密接に関連しているため、開示されるだろう。

エネルギー消費ミックス (MWh 及び/又は%)	N-2	N-1	N
石炭からの総燃料消費量			
石油からの総燃料消費量			
天然ガスからの総燃料消費量			
原子力（電気事業）からの総燃料消費量			
その他の非再生可能資源からの総燃料消費量			
非再生可能エネルギー合計 (1)			
再生可能エネルギー合計* (2)			
総エネルギー消費量 (1+2)			

* 再生可能エネルギー合計は、最終エネルギー消費量の 2 行目と 5 行目の合計とグリーン電力証書（前頁の**を参照）の付いた再生可能資源からの電気、熱、蒸気、冷却を足したもの。

このグラフは、現在 SFDR の下で策定中の ESG 開示に関する RTS の要件 5「非再生可能エネルギー消費と生産の割合」に対応している。



3. グリーン水素の割合

p.39

- この開示は、グリーン水素の使用増加をモニタリングすることを目的としている。
- 水素の使用が関連するセクターで活動する企業について。

総エネルギー消費量に占めるグリーン水素の割合 (%)	定量的	EU 水素戦略に基づく
----------------------------	-----	-------------

4. エネルギー原単位

p.40

温室効果ガス多排出セクター*に属する企業の活動エネルギー原単位の開示	定量的
EU グリーン・ビルディング目標に沿った、全ての企業のオフィスエネルギー原単位の開示	定量的

* 農業・林業、製造業、石炭・石油・ガス発電を含むエネルギー、上水道、下水道、廃棄物管理・修復、航空を含む運輸、建設・不動産、情報通信（データホスティング）、及び/又は EU-ETS（EU 域内排出量取引制度）の対象となるセクター

		遡及的					マイルストーンと目標年		
原単位	活動エネルギー原単位	基準年 2015-2022	N-2	N-1	N	% N/N-1	2025	2030	年率 目標/基準年
	活動当たりのエネルギー原単位 (kWh/production unit)								
	オフィスエネルギー原単位	基準年 2015-2022	N-2	N-1	N	% N/N-1	2025 目標	2030 目標	年率 目標/基準年
	オフィスエネルギー原単位 (kWh/m ²)								

注：現在 SFDR の下で策定中の ESG 開示に関する RTS で求められる、売上高当たりのエネルギー原単位の開示は、売上高当たりの炭素原単位と重複していると考えられる。

スコープ 1 & 2 温室効果ガス排出量

p.41

1. スコープ 1&2 温室効果ガス排出量（総量）

p.42

- 全企業を対象として：
- スコープ 1、2 の排出量の開示（総量）
 - 2025 年及び 2030 年（必要に応じて、2030 年から 2050 年まで 5 年毎）の目標の開示

➤ 短寿命気候強制因子を議論に加えるというオプション

		遡及的					マイルストーンと目標年		
総量	スコープ 1、2 排出量（総量）	基準年 2015- 2022	N-2	N-1	N	% N/N-1	2025	2030	年率 目標/基準年
	スコープ 1								
	スコープ 1 総炭素排出量（tCO ₂ e）（1）								
	規制された排出権取引スキームによる上限シェア（%）								
	スコープ 2								
	スコープ 2 総炭素排出量（tCO ₂ e、所在地ベース）（2）								
	スコープ 2 総炭素排出量（tCO ₂ e、市場ベース）								
スコープ 1、2 総温室効果ガス排出量（tCO ₂ e）（1） + （2）									

2. スコープ 1&2 排出量（原単位）

p.43

全企業を対象として：

- スコープ 1、2 の排出量（原単位）を開示することにより、どのような周辺環境の変化があっても経年比較を可能とする。
- 2025 年、2030 年（必要に応じて、2030 年から 2050 年まで 5 年毎）の目標の開示

		遡及的					マイルストーンと目標年		
原単位	スコープ 1、2 排出量（原単位）	基準年 2015- 2022	N-2	N-1	N	% N/N-1	2025	2030	年率 目標/基準年
	スコープ 1								
	スコープ 1 総炭素排出量（tCO ₂ e/production unit）（1）								
	スコープ 2								
	スコープ 2 総炭素排出量（tCO ₂ e/production unit）（2）								

スコープ 1、2 総温室効果ガス排出量 (tCO ₂ e/production unit) (1) + (2)									
---	--	--	--	--	--	--	--	--	--

スコープ 3 温室効果ガス排出量

p.44

1. スコープ 3 温室効果ガス排出量推定値（総量）

p.44

全企業を対象として：

- 重要カテゴリに基づくスコープ 3 温室効果ガス総排出量（tCO₂e）。スコープ 3 の重要カテゴリは、少なくともスコープ 3 の総排出量の 80%をカバーするものでなければならない。
- 3 年間の詳細な評価（主な途中の変更は更新する）に基づく、重要カテゴリ（GHG プロトコル・コーポレート基準の 15 のカテゴリを要約した下表のカテゴリを参照）の推定値の年次開示
- インベントリから除外されたスコープ 3 カテゴリのリストと、除外された理由
- 2025 年、2030 年（必要に応じて、2030 年から 2050 年まで 5 年毎）のスコープ 3 目標の開示

	スコープ 3 排出量（総量） の重要カテゴリ(tCO ₂ e)	遡及的					マイルストーンと目標年		
		基準年 2015- 2022	N-2	N-1	N	% N/N-1	2025	2030	年率 目標/基準年
総量	上流の購入から*								
	下流の販売製品から*								
	商品輸送から*								
	出張								
	金融投資から（あれば）								
	スコープ 3 温室効果ガス総排出量 (tCO ₂ e)								

* 上流の購入 = 商品、資本財、廃棄物処理、リース資産

下流の販売製品 = 使用、寿命、顧客輸送、リース資産、フランチャイズ、商品輸送 = 上流及び下流の tier 1、有償又は無償

2. スコープ3 温室効果ガス排出量の推定値（原単位）

p.45

全企業を対象として、又は温室効果ガス多排出セクター*に属する企業を対象として

- 重要カテゴリーに基づくスコープ3 排出量（原単位）（前頁を参照）
- 2025 年及び 2030 年（必要に応じて、2030 年から 2050 年まで 5 年毎）の目標の開示

原単位	スコープ3 排出量（原単位）の重要カテゴリー	遡及的					マイルストーンと目標年		
		基準年 2015- 2022	N-2	N-1	N	% N/N-1	2025	2030	年率 目標/基準年
	スコープ3 重要カテゴリー（tCO ₂ e/production unit）								

* 農業・林業、製造業、石炭・石油・ガス発電を含むエネルギー、上水道、下水道、廃棄物管理・修復、航空を含む運輸、建設・不動産、情報通信（データホスティング）、及び/又は EU-ETS（EU 域内排出量取引制度）の対象となるセクター

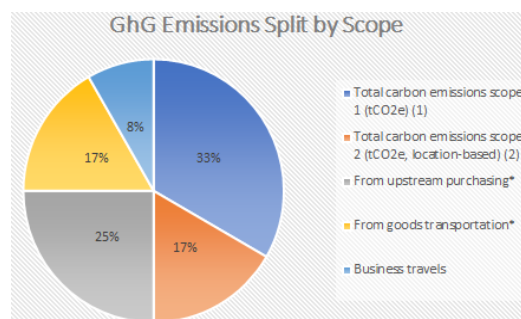
温室効果ガス排出に関するその他の開示

p.46

スコープ1、2 及びスコープ3 の重要カテゴリー毎に分けられた温室効果ガス排出量（総量）

p.46

この図の目的は、企業のカーボンフットプリントの全体像と、バリューチェーンの中で温室効果ガス排出量が多い場所を示すことです。



2. 温室効果ガス排出量の内訳（必要に応じ）

p.46

温室効果ガス排出量の国別内訳を開示する（排出の多い 5～10 ヶ国のスコープ 1&2 排出量）- 計算上も必要となる	定量的	GRI に基づく
事業ユニット、市場セグメント、又は経済活動毎の温室効果ガス排出量内訳を開示する	定量的	GRI に基づく

3. 除去、オフセット、回避された排出量の任意開示（総量）

p.47

総量	温室効果ガス除去、オフセット、回避された排出量（総量）	基準年 2015-2022	N-2	N-1	N	% N/N-1
	除去					
	総除去量（社内）（tCO ₂ e）					
	技術的詳細、計算の前提や方法を記述する。	定性的				
	オフセット					
	検証済みカーボンオフセットの総販売量（社外）（tCO ₂ e）					
	検証済みカーボンオフセットの総購入排出量（tCO ₂ e）					
	自主的なカーボンオフセットが満たす品質基準の詳細を示す	定性的				
	回避された排出量（スコープ 3）					
	顧客の温室効果ガス排出削減を可能にする製品又はサービスによって回避されたスコープ 3 総排出量*（tCO ₂ e）					
	算出方法、特に、ライフサイクル排出量及び追加性を判断するための前提条件について詳細を示す。	定性的				

*EU 及び加盟国の規制要件を上回り、平均的な市場パフォーマンスを上回る強度比

1. 金融、建物、物流に関する EU の特定の目標に関連する炭素原単位

- 金融市場参加者が必要とする収益あたりの炭素原単位の開示
- 物流及び第三次活動（tertiary activities）の炭素原単位、及び 2025 年と 2030 年の関連目標の任意開示（セクターを問わず、建物と輸送の炭素効率を示すため）

原単位	収益当たり炭素原単位	遡及的					マイルストーンと目標年		
		N-2	N-1	N					
	スコープ 1、2 及びスコープ 3 重要カテゴリーの温室効果ガス排出量 /M€ 収益 (tCO2e/M€)								
	第三次活動（tertiary activities）の炭素原単位	基準年 2015- 2022	N-2	N-1	N	% N/N-1	2025	2030	年率 目標/基準年
	オフィスと出張の温室効果ガス排出量（フルタイム当量）(kgCO2e/FTE)								
	物流炭素原単位	基準年 2015- 2022	N-2	N-1	N	% N/N-1	2025	2030	年率 目標/基準年
	商品の輸送に伴う温室効果ガス排出量 (tCO2e/商品の輸送トン数)								

1. 気候目的のサステナブル活動割合についての EU タクソノミー（タクソノミー規則 8 条を補足する委任法）

- この開示はタクソノミー規則第 8 条を補足する委任法に対応する開示の代用である。
- 下記は、付属書 II に沿った情報の例示的な表である。

	気候変動・緩和		気候変動・適応	
	N-1	N	N-1	N
タクソノミー 整合的な活動（Taxonomy-aligned activities）に関連する製品及びサービスからの売上高/CapEx/OpEx の割合				
売上高の割合				
売上高（百万ユーロ）				
タクソノミー 適格（Taxonomy eligible）な売上高の割合				
タクソノミー 整合的（Taxonomy aligned）な売上高の割合				
CapEx の割合				
CapEx の絶対値（百万ユーロ）				
タクソノミー 適格（Taxonomy eligible）な CapEx の割合				
タクソノミー 整合的（Taxonomy aligned）な CapEx の割合				
グリーン OpEx の割合				
OpEx の絶対値（百万ユーロ）				
タクソノミー 適格（Taxonomy eligible）な OpEx の割合				
タクソノミー 整合的（Taxonomy aligned）な OpEx の割合				

物理的リスク、移行リスクに対する財務上のエクスポージャー、機会

- このセクションでは、気候関連リスクが短・中・長期にわたって企業の財務状態や業績に与える影響や、財務報告の下で既に認識されているものを超えた影響の定量化を提案している。
- このようなリスクの定量的な測定を開示するための共通の方法はまだ存在していない。このような状況下では、定量化された気候関連リスクの開示は、定量化の方法論の要件はないまま提案されている。将来的に ESRS を強化する際は、標準化された方法論、例えば、2021 年 7 月に発行された PSF「環境目的に関連するタクソノミーの拡張オプションに関するパブリックコンサルテーションレポート」に記載されているような著しく有害な活動の分類などに依存することも考えられる。
- 免責事項：提案されている開示内容は、現在クラスター 1 が作成中の財務的マテリアリティガイドラインに照らして見直す必要がある。

1. 物理的リスクに対する財務上のエクスポージャーの測定

p.52

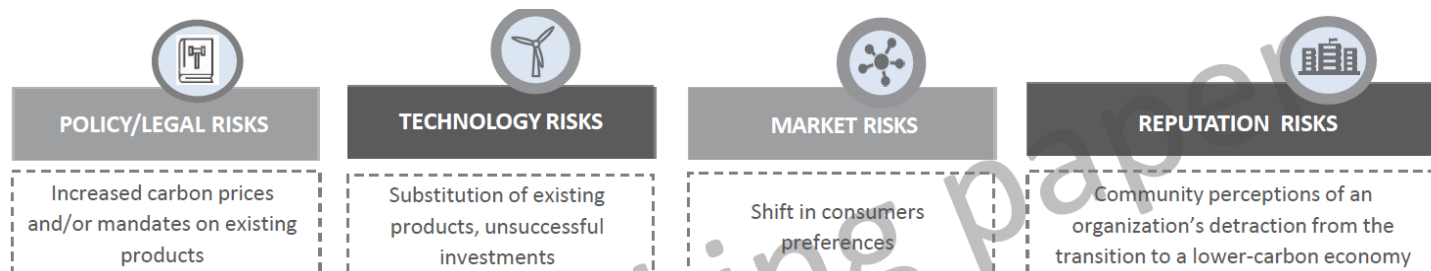
- 「気候の影響、リスクと機会」セクションの下で提案されている通り、企業は、バリューチェーンに沿った短・中・長期の物理的リスクを特定・評価するためのプロセスを記述しなければならない（考慮した時間軸の定義、どのように危険の大きさと規模が評価され、主要なリスクが選択されているか、を含む）。

主要な物理的リスクに基づき、緩和措置を講じる前（すなわち、財務会計上の影響を伴わない状態）の、潜在的な固有の財務的影響（財務的な固有の影響の範囲を評価するための自由な定義と定量化の方法）を開示する（百万ユーロ）。例えば、物理的リスクにさらされている資産の割合（%）や、その他関連性があると思われる指標などを含む。	定量的/財務的	TCFD コンサルテーションに基づく
行動計画セクションとの一貫性のため、物理的リスクを軽減するために導入又は計画されている適応策の潜在的なコストを開示する（結果的に残余リスクとなる）。	定量的/財務的	

2. 移行リスクに対する財務上のエクスポージャーの測定

p.53

- 「気候の影響、リスクと機会」セクションの下で提案されているとおり、企業は、バリューチェーンに沿った短・中・長期の移行リスクを特定・評価するためのプロセスも記述しなければならない（考慮した時間軸の定義、どのようにリスクの大きさと規模が評価され、どのように主な移行リスクが選択されているか、を含む）。
- 移行リスクは以下のように分類することができる。



気候政策、市場、技術の進化、及びレピュテーションの認知の変化が、将来の営業利益、資本コスト、社会的コスト（工場閉鎖など）へ与える潜在的な影響について、既に財務報告で認識されているものを超えて、短・中・長期にわたって記述する。	定性的	TCFD 分類に基づく
特定した主要な移行リスクに基づき、潜在的な財務的な影響（財務的な固有の影響の範囲を評価するための自由な定義と定量化の方法）を開示する（百万ユーロ）。例えば、オフセットの将来的なコスト、ロックイン排出量に関連した資産の割合（%）又は範囲（「気候目標」セクションを参照）、2021 年から 2030 年における EU-ETS 割当計画の潜在的な財務的影響の範囲（下記参照）、リスクになり得る著しく有害な活動に関連した売上高の割合（%）などが挙げられる。	定量的/財務的	プロジェクトタスクフォース・財務的マテリアリティの定義に基づく

EU-ETSに参加している企業を対象として：2021年～2030年のEU-ETS割当計画の潜在的な財務的影響の範囲を開示する。これには、市場で年間に購入される割当数（推定排出量と無償割当の差）、購入される1トン当たり年間コストの推定値が含まれる。	財務的	プロジェクトタスクフォース・財務的マテリアリティの定義に基づく
---	-----	---------------------------------

3. 気候関連の機会に向けた製品構成の割合

p.54

- このセクションでは、短・中・長期にわたる気候関連の機会（低炭素製品や適応策からの売上高）の財務的影響の定量化を提案する。
- この提案はTCFDコンサルティングに基づく。
- 低炭素製品及び適応策の定義に使われる性能基準の説明を開示しなければならない。

気候関連*の機会に向けた製品構成の割合	性能基準の説明	気候変動・緩和と適応			
		N-2	N-1	N	2030年目標
低炭素製品					
適応策					
その他					
合計（百万ユーロ）					
総売上高に占める割合					

*気候関連の機会には、例えば顧客のために排出を回避するなど、明確な追加性を示す製品・サービスからの売上高が含まれる（「温室効果ガス排出量」セクションの回避された排出の定義を参照）。

（資料）'Climate standard prototype' Working Paper, EFRAG PTF-ESRS（2021年9月）から経済産業省作成。

IFRS実務記述書 第1号

「経営者による説明」

公開草案概要

（資料）IFRS財団「IFRS実務記述書 公開草案ED/2021/6 経営者による説明」（2021年5月）から経済産業省作成。

IFRS実務記述書第1号 「経営者による説明」 公開草案の全体像

- IFRS実務記述書第1号「経営者による説明」の公開草案の全体構成は以下となっている。
- 2021年11月23日を期日に本公開草案に対するコメント募集が実施されている。

目次	概要
公開草案へのイントロダクション	今回の実務記述書の改訂提案理由、目的、改訂提案の概要を記載
コメント募集	今回の公開草案に対するコメント募集の内容 (本文書末尾に参考として記載)
[案] IFRS実務記述書第1号「経営者による説明」	
本実務記述書 [案] の使用	第1章 実務報告書の目的及び位置づけ
Part.A : 全般的な要求事項	第2章～第3章 経営者による説明及び関連する財務諸表の識別・経営者による説明の目的
Part.B : 内容領域	第4章～第11章 「経営者による説明」に含まれる6つの内容領域と、各領域の開示目的・記載事項
Part.C : 情報の選択および表示	第12章～第15章 「経営者による説明」に記載する情報の重要性、および記載にあって求められる要件
付録A : 定義	本実務記述書で用いられている用語の定義 (本資料では記載を省略)
付録B : 長期的な見通し、無形の資源及び関係並びに ESG 事項	「経営者による説明」で情報を提供するにあたり、経営者が考慮する必要のある可能性が高い事項について要求事項・ガイダンスを記載

公開草案へのイントロダクション ～Part.A：全般的な要求事項

公開草案へのイントロダクション

「経営者による説明」とは【IN3-IN5】

- 経営者による説明は、企業の財務諸表を補完する報告書。
→企業の財務業績及び財政状態に影響を与えた諸要因並びに企業が将来において価値を創出しキャッシュ・フローを生み出す能力に影響を与える可能性のある諸要因についての経営者の洞察を提供する。
- 経営者による説明は、企業の投資者及び債権者の情報ニーズを満たすために作成される。
(他の関係者(例えば、企業の従業員、政府機関又は一般大衆)も経営者による説明を有用と考える可能性がある。)
- 経営者による説明は、さまざまな名称で呼ばれる。(経営者による検討及び分析、経営及び財務のレビュー、戦略報告書など)

改訂の経緯・目的【IN8-IN9】

現状、「経営者による説明」が以下になっているケースがある

- 企業の見通しにとって重要な事項に焦点を当てていない。そうした事項に関する重要性がある情報を提供できていなかったり、そうした情報を重要度の低い事項に関する重要性のない情報で覆い隠したりしていることによるものである。
- 内容が、一般的な情報が多すぎて、企業固有の情報が十分でない。短期的な事項に焦点を当てていて、企業の長期的な見通しに影響を与える可能性のある事項(システミック・リスクや戦略的課題など)について十分な議論を提供していない。
- 企業の無形の資源及び関係並びに企業に影響を与える環境・社会・ガバナンス(ESG)事項に関して十分な情報を提供していない。無形の資源及び関係並びに環境及び社会の事項は、多くの企業の価値を創出しキャッシュ・フローを生み出す能力にますます影響を与え、それらの影響に関する情報はますます投資者及び債権者の関心を呼んでいる。
- 断片化されていたり、企業の財務諸表における情報を企業が公表した他の報告書における情報と調整することが困難であったりする。
- 提供している情報が、過去の期間において企業が提供した情報や類似した活動を行う他の企業が提供した情報と比較することが困難である。
- 不完全でアンバランスである。例えば、経営者による説明は、議論されている事項の影響を投資者及び債権者が十分に理解するために必要としている情報が欠けていたり、企業の業績の肯定的な側面を過度に強調したりしている場合がある。

➡ 以上を踏まえ、今回の改訂では、投資者及び債権者が必要としている情報に焦点を当てた包括的な要求事項及び経営者が当該情報を識別して明確に表示するのに役立てるため、十分な柔軟性と十分な規律を具備するガイダンスを開発することを目的としている

提案内容【IN13-IN16】※以降各パートで説明

- 目的ベースのアプローチ
- 6つの内容領域
- 長期的な見通し、無形の資源及び関係並びにESG事項に関する付録

「経営者による説明」の要求事項・ガイダンスの適用対象となりうる事項に含まれている可能性があることを踏まえ、「経営者による説明」に含める場合における考慮事項を付録Bとして別記している。

公開草案へのイントロダクション（IFRSサステナビリティPJとの関係）

IFRS財団サステナビリティプロジェクトとの関係【IN17-IN18】【BC14】

- この記述書を、サステナビリティ事項等の特定のテーマを扱う記述的報告の要求事項およびガイドラインと組み合わせて適用できると予想
- 将来、IFRSサステナビリティ基準を設定するための審議会が設立された際、審議会が公表した基準を本実務記述書に準拠するために必要となる情報の一部を識別するのに役立てるため、適用することができる可能性がある
- また、本公開草案に対して受け取るフィードバックについて議論する際に、評議員会の作業の進展を考慮する。

【参考】IFRS財団アドバイザー・カウンシルでのアップデート

9月13日に開催されたIFRS財団・アドバイザー・カウンシルにおいて、ISSB設置に向けた活動をしている Technical Readiness Working Group からの活動内容の報告がされており、報告資料において、IASB・ISSB間のフレームワークの接合およびコネクティビティを提供するための「経営者による説明」の進化（Evolution）についてのコメントがされている。

IFRS実務記述書第1号「経営者による説明」の位置づけ、定義等

実務記述書の位置づけ【1.2-1.5】

- 一般目的の財務諸表を補完する「経営者による説明」に適用される
- 法令による採用は任意 / IFRS基準書を構成しない

「経営者による説明」に関連する財務諸表の識別【2.1-2.3】

経営者による説明の提供	単独の報告書として提供される場合もあれば、大きな報告書の一部として提供する場合もある（前者の例「統合報告書」、後者の例「有価証券報告書」）
経営者による説明が識別するもの	- 経営者による説明が関連する財務諸表、および対象としている報告期間を識別しなければならない。 - その上で、経営者による説明が関連する財務諸表と同じ報告書の一部でない場合、当該財務諸表へのアクセス方法を説明しなければならない。 - 関連する財務諸表がIFRS基準に従って作成されていない場合、経営者による説明は当該財務諸表が作成されている基礎を開示しなくてはならない。

「経営者による説明」への準拠の説明【2.5-2.6】

- 経営者による説明が本実務記述書の要求事項の全てに準拠している場合、明示的・非限定の準拠の記述を求める。
- 経営者による説明が本実務記述書の要求事項の一部にのみ準拠している場合、逸脱を識別・説明し、限定的な準拠の記述を求める。

「経営者による説明」とは【3.1-3.9,3.11】

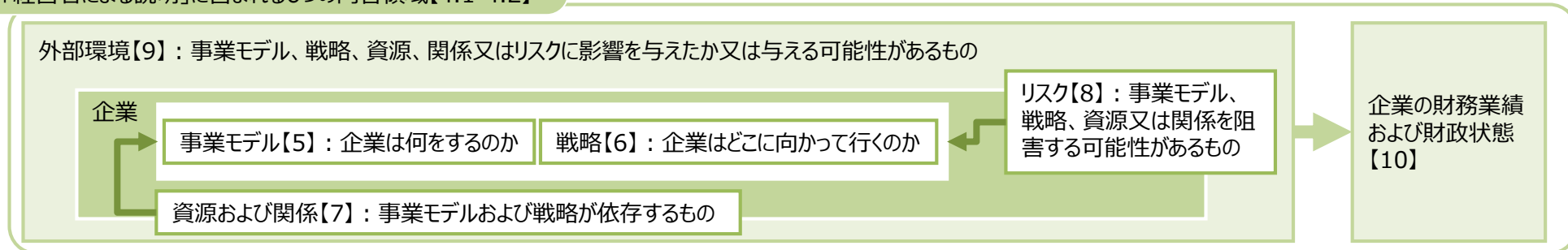
経営者による説明の定義	「企業の財務諸表を 補完する 報告書」 →「補完する」ので、財務諸表に含まれるより多くの検討、分析、将来予測的情報、非財務情報を含む ※特定の名称はない（例：戦略報告書、経営および財務のレビュー）
経営者による説明の目的 （提供する情報） 「説明」の要件【13】	a. 企業の財務諸表において報告される企業の財務業績及び財政状態についての投資者及び債権者の理解を高める。 （その他の関係者（例：企業の従業員・政府機関・一般大衆）にも有用な可能性があるが、目的ではない。） b. すべての時間軸（長期を含む）にわたり、企業が価値を創出しキャッシュ・フローを生み出す能力に影響を与える可能性のある諸要因についての洞察を提供する ※価値を創出する能力：企業が自らのために（＝投資者および債権者のために）価値を創出し、又は維持する能力
提供する情報の範囲 「重要性」の要件【12】	重要性がある場合には提供しなければならない。 →経営者による説明の文脈において、情報を省略したり、誤表示したり覆い隠したりすることが、投資者及び債権者がその経営者による説明及び関連する財務諸表に基づいて行う意思決定に影響を与えると合理的に予想し得る場合

IFRS実務記述書第2号「重要性の判断の行使」を基礎として、「重要性がある場合」の考え方を整理している【BC109】

Part.B : 内容領域

内容領域の全体像：目的ベースのアプローチ

「経営者による説明」に含まれる6つの内容領域【4.1-4.2】



「経営者による説明」に含まれる各内容領域が満たす開示目的【4.3】

A:主たる目的：投資家・債権者の全体的な情報ニーズを記述

B:評価目的：提供される情報に依拠する評価を記述

C:具体的目的：投資家・債権者の詳細な情報ニーズを記述

開示目的を満たす情報の識別方法【4.4】→識別後に十分性を評価【4.5】

- 具体的目的を満たすために必要とされる情報を識別する。
- 当該情報が、評価目的において記述されている評価の十分な基礎を提供するかどうかを評価する。十分な基礎を提供しない場合には、経営者は評価目的を満たすために必要とされる追加的な情報を識別する。
- 具体的目的及び評価目的を満たすために必要とされる情報が、主たる目的を満たすために十分かどうかを評価する。当該情報が不十分である場合には、経営者は主たる目的を満たすために必要とされる追加的な情報を識別する。

「経営者による説明」に含まれる各内容領域における記載事項

主要事項※【4.7】…内容領域で焦点を当てる内容
(※企業の価値創出・キャッシュ・フローの生成能力に不可欠な事項)

【主要事項の特徴】

- 重要性がある情報(※)の多くは、主要事項に関するものである可能性が高い【4.8】
- 経営者がモニター管理している事項である可能性が高い【4.9】
- 企業の取締役会又は他の統治機関と議論された。【4.10.a】
- 企業の資本市場とのコミュニケーション(例：投資者及び債権者へのプレゼンテーション)において議論された。【4.10.b】
- 企業の顧客、仕入先、従業員又は他の利害関係者によって提起された。【4.10.c】
- 広がりがあり複数の内容領域が関連している可能性が高い【4.11】

指標【4.15】

指標の詳細な要求事項【14】

重要性がある情報には、経営者が主要事項をモニターし当該事項の管理における進捗度を測定するために使用している指標が含まれる可能性が高い。

重要性の要件【12】

(※) 重要性がある情報【3.2】(再掲)
情報を省略したり、誤表示したり覆い隠したりすることが、投資者及び債権者がその経営者による説明及び関連する財務諸表に基づいて行う意思決定に影響を与えると合理的に予想し得るもの

事業モデル



事業モデルとは【5.1】

- 企業が価値を創出しキャッシュ・フローを生み出すプロセス（長期を含む）の統合されたセット

当報告期間における事業モデルの情報を記載する【5.4】
（全報告期間以降の事業モデルの変化、その理由等も含む）

「経営者による説明」における開示目的…何を含めるか

主たる目的【5.5】【11.1】：全体的な情報ニーズ

- 企業の事業モデルがどのように価値を創出しキャッシュ・フローを生み出すのか

評価目的【5.6】【11.1】：評価の視点

- 企業の事業モデルが価値の創出及びキャッシュ・フローの生成において、どれだけ有効であるか
- 企業の事業モデルはどれだけ拡張可能性及び適応可能性があるのか
- 企業の事業モデルはどれだけ弾力性及び持続性があるのか

具体的目的【5.7】【11.1】：詳細な情報

- 企業の営業の範囲、性質及び規模
- 企業の価値創出及びキャッシュ・フロー生成のサイクル
- 企業の活動の環境及び社会への影響（それらの影響が、企業が価値を創出しキャッシュ・フローを生み出す能力（長期を含む）に影響を与えたか又は影響を与える可能性がある場合）
- 企業の事業モデルの管理における進捗度

「経営者による説明」における主要事項・指標…説明のポイント

主要事項【4.7】【5.8-5.9】：事業モデルの主要な特徴
（企業の価値創出・キャッシュ・フローを生成能力を根本から支えるもの）

【特徴の例】

- 顧客に対する企業の価値の提案を支える特徴
- 企業の製品又はサービスを差別化して企業に競争上の優位を提供している特徴
- 報告期間中に変更された特徴又は企業が将来において価値を創出しキャッシュ・フローを生み出す能力を維持するために変更する必要がある特徴
- 企業が将来において価値を創出しキャッシュ・フローを生み出す能力（長期を含む）に関して不確実性を生じさせる可能性のある特徴

指標【4.15】【5.10】：
事業モデルに関する重要性がある情報が含むもの

【指標の例】

- 企業の営業の規模（例：生産能力又は生産量）
- 当該営業に要するインプット（例：使用されている原材料の量）
- 企業の活動の環境又は社会への影響（例：温室効果ガスの排出）
- 企業の活動の環境又は社会への影響が、企業が価値を創出しキャッシュ・フローを生み出す能力に与える影響（例：ブランド評判スコア）

事業モデル

重要性がある可能性のある情報の例



企業の営業の範囲、性質及び規模【15.3】	a. 企業の概要及びその営業の範囲の概要 b. 企業の営業の記述及びそれらの規模に関する定量的情報 c. 関連会社及び共同支配企業を通じて行っている営業の記述、及びそれらの規模に関する定量的情報 d. 企業の営業の間での依存関係及びシナジーの説明 e. 企業の営業拠点のリスト及び各拠点における営業規模に関する定量的情報 f. 企業の営業の構成が法的な構成とどのように関連しているかの説明（ある事項（例えば、規制上の事項又は税務上の事項）を理解するために必要な場合） g. 企業の事業モデルが企業の記述している目的（もしあれば）とどのように関連しているかの説明 h. 当報告期間中の企業の営業の範囲、性質又は規模の変化の分析（取得、処分、戦略的パートナーシップ又は共同支配企業により生じた変化を含む）
企業の価値創出及びキャッシュ・フロー生成のサイクル【15.4】	a. 企業の事業モデルへのインプット（企業の資源及び関係など）に関する情報（第7章参照） b. 企業の事業モデルのアウトプット（企業の製品又はサービスの区分など）の記述、及び企業がそれらの製品又はサービスを競合他社の製品又はサービスとどのように差別化しているかの説明 c. 企業の事業モデルの運営に伴うプロセスについての議論（次のものを含む） i. 資源及び関係の獲得、維持又は強化に伴うプロセス（例えば、購入、研究開発、スタッフ教育、カスタマー・ロイヤリティ・プログラム） ii. 製品及びサービスの創出に伴うプロセス（例えば、製品設計、生産管理及び品質管理） iii. 製品及びサービスの提供に伴うプロセス（例えば、マーケティング、配送及び販売後のサービス） d. 企業の市場、販売流通経路及び顧客の区分の概要 e. 当報告期間中の企業のインプット、プロセス及びアウトプットの変化の分析（例えば、企業の生産能力又は効率性に影響を与える変化）
企業の活動の環境及び社会への影響（それらの影響が、企業が価値を創出しキャッシュ・フローを生み出す能力（長期を含む）に影響を与えたか又は影響を与える可能性がある場合）【15.5】	a. 影響（プラスとマイナスの両方）及びそれらの原因の記述 b. それらの影響が、企業が価値を創出しキャッシュ・フローを生み出す能力（将来を含む）にどのように影響を与えたか又は影響を与える可能性があるかの説明 c. 当報告期間中の影響及び当該影響の潜在的影響の変化の分析
企業の事業モデルの管理における進捗度【15.6】	a. 企業の営業の範囲、性質又は規模を（例えば、事業の取得又は処分を通じて）変更するか又は集中させるために経営者が取った行動に関する情報（次のものを含む） i. 当該行動及びそれらの目的の記述 ii. それらの影響の説明（経営者が自らの行動の有効性をモニターし測定するために使用している指標を裏付けとする） b. 企業のインプット、プロセス又はアウトプットを管理するために経営者が取った行動に関する情報（次のものを含む） i. 当該行動及びそれらの目的の記述 ii. それらの影響の説明（経営者がインプット、プロセス又はアウトプットをモニターし、それらを管理するための自らの行動の有効性を測定するために使用している指標を裏付けとする） c. 企業の環境及び社会への影響を管理するために経営者が取った行動に関する情報（次のものを含む） i. プラスの影響を維持又は増大させマイナスの影響を低減又は緩和するために経営者が取った行動の記述 ii. それらの行動の影響の説明（経営者が影響をモニターし、影響を増大、低減又は緩和するための自らの行動の有効性を測定するために使用している指標を裏付けとする）

戦略



戦略に含まれる可能性があるもの【4.1】【6.1】

- 企業にとっての方向性（長期を含む）を示す目標／当該目標に向けての道筋におけるマイルストーン／当該マイルストーンへの到達及び目標の達成のための計画

「経営者による説明」における開示目的…何を含めるか

主たる目的【6.4】【11.1】：全体的な情報ニーズ

- 企業の事業モデルの維持および発展のための経営者の戦略

評価目的【6.5】【11.1】：評価の視点

- 企業が価値を創出しキャッシュ・フローを生み出す能力の維持及び発展において、戦略がどのくらい有効となる可能性が高いのか
- 経営者が戦略を実行する能力

具体的目的【6.6】【11.1】：詳細な情報

- 戦略のドライバー（推進要因）（経営者が追求することを選択した機会を含む）
- 当該戦略の目標
- 当該目標への道筋におけるマイルストーン
- 当該マイルストーンへの到達及び目標の達成のための計画
- 当該戦略を実行するために必要となる財務的資源、及び財務的資源の配分に対する経営者のアプローチ
- 当該戦略の実行における進捗度

「経営者による説明」における主要事項・指標…説明のポイント

主要事項【4.7】【6.7-6.8】：経営者の戦略の主要な側面 （企業の価値創出・キャッシュ・フロー生成能力の維持・開発に不可欠なもの）

【戦略の主要な側面に含まれるものの例】

- 企業の記述した目的の履行
- 企業の事業モデルの特徴の強化
- 資源若しくは関係への企業のアクセスの維持若しくは強化、又は当該資源若しくは関係の質の維持又は強化
- リスクに対する企業のエクスポージャーの削減
- 機会の追求
- 企業の外部環境における要因又はトレンドへの対応

指標【4.15】【6.9】： 経営者の戦略に関する重要性がある情報が含むもの

【指標の例】

- 長期的な目標に向けての進捗度（例：市場占有率の統計値又はブランドのレピュテーション・スコア）
- マイルストーンに向けての進捗度（例：製品の品質の測定値又は顧客維持の統計値）
- 財務的資源の配分（例：研究開発に投資した金額）

戦略



重要性がある可能性のある情報の例

戦略のドライバー（推進要因）【15.7】	a. 何が戦略のドライバーとなっているのか及びその理由の記述 b. 戦略のドライバーとなっている外部環境に関する仮定（例：顧客の需要のトレンドに関する仮定）、すなわち、当該仮定はどのようなものか、その根拠及び対象としている時間軸 c. 戦略のドライバーが前報告期間に係る経営者による説明で議論したものと異なる場合には、どのように変化したのか及びその理由の説明企業の営業の間での依存関係及びシナジーの説明
当該戦略の目標【15.8】	a. ドライバーに対応して設定した目標の記述（長期的な目標を含む） b. 経営者が各目標を達成しようとしている時間軸の表示 c. 各目標の達成が、企業が価値を創出しキャッシュ・フローを生み出す能力をどのようにして維持又は発展させると予想するのかの説明 d. 目標が前報告期間に係る経営者による説明で議論したものと異なる場合には、どのように変化したのか及びその理由の説明
当該目標への道筋におけるマイルストーン【15.9】	a. 企業が到達する必要があるマイルストーンの記述、及び当該マイルストーンが目標とどのように関連するのか b. 経営者がマイルストーンに到達しようとしている時間軸の表示 c. マイルストーンが前報告期間に係る経営者による説明で議論したものと異なる場合には、どのように変化したのか及びその理由の説明
当該マイルストーンへの到達及び目標の達成のための計画【15.10】	a. マイルストーンに到達し目標を達成するために経営者が取ることを意図している行動の記述 b. 意図している行動が企業に与えると予想されるプラス及びマイナスの影響の概要（例：販売後のサポートのアウトソーシングについての戦略は、予想されるコスト削減と顧客サービスへの潜在的な影響の両方を扱う必要がある可能性がある） c. 意図している行動が前報告期間に係る経営者による説明で議論したものと異なる場合には、どのように変化したのか及びその理由の説明
当該戦略を実行するために必要となる財務的資源、及び財務的資源の配分に対する経営者のアプローチ【15.11】	a. 戦略を実行するために必要となる財務的資源の見積り（マイルストーンへの到達及び目標の達成のために必要となる財務的資源を含む） b. 経営者が当該財務的資源をどのようにして獲得することを計画しているのかの説明、例えば、 - 企業がすでに利用可能である財務的資源 - 企業の営業が生み出すと経営者が予想している財務的資源 - 企業が報告期間の末日現在で利用可能な融資枠（使用済みと未使用の両方） - そのような枠が利用可能と予想される期間並びにそれらが撤回される原因となる可能性のある条件及び特約条項 - 経営者が短期の融資枠及びスキームを使用することを意図している範囲（例えば、サプライヤー・ファイナンスや債権ファクタリング） - 企業の財政状態に関しての経営者の目標又は方針（例：企業の目標資本構成又は目標とする信用格付け） c. 財務的資源の配分に対する経営者のアプローチの説明（次のことの説明を含む） - 経営者が、企業の財務的資源の競合的な用途の優先順位をどのように付けているか及び将来において財務的資源をどのように配分する計画であるのか（例えば、営業への再投資、合併及び買収、株式の買戻し若しくは債務の早期返済又は配当支払） - 財務的資源の配分に対する経営者のアプローチが、企業の事業モデルの維持及び発展のための経営者の戦略とどのように合致しているか - 経営者が投資機会を評価するために、どのような判断基準を使用しているか d. 戦略を実行するために必要となる財務的資源、又は財務的資源の配分に対する経営者のアプローチにおける前報告期間以降の変化の説明
当該戦略の実行における進捗度【15.12】	a. マイルストーンへの到達及び目標の達成に向けての進捗度の分析。指標により裏付けられ、例えば、次のことを扱う。 - 達成した目標及びマイルストーン並びに未達成のものに向けての進捗度 - 当報告期間に達成した進捗度及び目標の最も古い対象期間の開始時以降又は直近のマイルストーンへの到達時以降の累積の進捗度 - 差異—進捗度がどれだけ、経営者の過去の予想を満たしたか、上回ったか又は不足しているか b. 当該進捗度に影響を与える諸要因の説明 c. 経営者が差異に対応して戦略をどのように適応させたのかの説明 d. 経営者又は他の従業員に対するインセンティブ・スキームが、戦略の実行における進捗度とどのように連動しているのかの説明。例えば、次のことを扱う。 - 戦略の実行における進捗度を測定するために使用した指標が、インセンティブ支払を決定するために使用される指標と関連しているかどうか及びどのように関連しているか - インセンティブ・スキームが当報告期間中にどのように変化したか及びその理由

資源および関係



資源の例（資産認識されているものに限定されない）【7.2】【7.3】

営業拠点及び他のインフラストラクチャー／未採掘又は未収穫の天然資源に対する権利／原材料、二次材料又は商品／無形の資源（ノウハウ若しくは他の知的資本、顧客情報、ブランド又は評判）／人的資源／現金及び他の財務的資源

「経営者による説明」における開示目的…何を含めるか

主たる目的【7.5】【11.1】：全体的な情報ニーズ

- 企業の事業モデル並びに当該モデルの維持及び発展のための経営者の戦略が依存している資源及び関係

評価目的【7.6】【11.1】：評価の視点

- 事業モデル及び経営者の戦略が、特定の資源及び関係に依存している程度
- 企業が事業モデル及び経営者の戦略が依存している資源を入手し関係を維持する能力

具体的目的【7.7】【11.1】：詳細な情報

- 企業の資源及び関係の性質並びに企業がそれらをどのように活用しているか
- 企業はどのようにして資源を入手し関係を維持しているか
- 将来（長期を含む）における資源及び関係の利用可能性又は質に影響を与える可能性のある要因
- 資源及び関係の管理における進捗度

関係の例【7.4】

- 企業の価値創出及びキャッシュ・フロー生成のサイクルに直接関与している者（例：仕入先、従業員、請負業者、販売業者、顧客及び資本提供者）との関係
- より幅広い関係（例：政府、規制当局、非政府組織又は地域コミュニティとの関係）

「経営者による説明」における主要事項・指標…説明のポイント

主要事項【4.7】【7.8-7.9】：主要な資源および関係 （企業の価値創出・キャッシュ・フロー生成能力が根本的に依存するもの）

【資源又は関係に含まれるものの例】

- 企業に競争上の優位を提供する資源（例：専門家である従業員のグループ、独特のノウハウ又は独占的な権利）
- 容易には代替できない資源へのアクセスを企業に提供する関係（例：関連当事者又は独占的な仕入先との関係）
- 企業にリスクの集中を生じさせる資源又は関係（例：ある地域からしか調達できない原材料、実現可能な代替案がないか又は企業が少数の仕入先に依存している製造部品、あるいは環境の変化によって利用可能性が制限されている資源）

指標【4.15】【7.11】：

企業の資源及び関係に関する重要性がある情報が含むもの

【指標の例】

- 当報告期間において使用した資源の数量、又はその使用の規模（例：天然資源の消費率）
- 当報告期間の末日現在で残っている資源の数量（例：石油又は鉱物資源）
- 企業が資源又は関係を活用した有効性（次のものが含まれる可能性がある）
 - 利用の測定値（例：ホテル客室の使用率）
 - 生産性の測定値（例：床面積当たりの店舗収益）
- 関係の強さ（例：顧客維持の統計値又は従業員エンゲージメント診断スコア）
- 資源の拡充又は関係の発展における進捗度（例：新薬又は新技術の規制上の承認や、顧客数又は顧客満足度スコアの成長）

資源および関係

重要性がある可能性のある情報の例



企業の資源及び関係の性質並びに企業がそれらをどのように活用しているか【15.13】	a. 企業の資源及び関係の概要及びそれらが当報告期間にどのように変化したか（次のことを含む） i. 資源及び関係の記述（例：独特の技術、原材料、労働力の区分又は顧客基盤） ii. 資源及び関係の規模に関する定量的情報 b. リスク又は特性が互いに異なる主要な資源又は関係の構成要素の分析（例：小売顧客と卸売顧客） c. 資源又は関係が事業モデルにおいて果たす役割の説明 d. 企業が資源又は関係を活用する方法の変化の説明
企業はどのようにして資源を入手し関係を維持しているか【15.14】	a. 企業が資源にどのようにアクセスしているのかに関する情報、例えば、 i. 企業は資源を直接支配しているのか、それとも他者にアクセスを依存しているのか ii. 資源に対する企業のアクセスが依存している当事者の身元又は一般的な特性（企業の製品の製造に使用される独特の設備を支配している供給業者、中間業者又は政府機関など） iii. サプライチェーンの特徴（弾力性又は脆弱性及び混乱の影響の受けやすさ）資源及び関係の記述（例：独特の技術、原材料、労働力の区分又は顧客基盤） b. 企業が資源を獲得し関係を維持する方法の変化の説明 c. 企業が将来においてどのように資源及び関係を獲得し維持すると予想しているのかに関する情報（次のものを含む） i. 企業の営業に必要となる資源及び関係の分析 ii. 企業が必要な資源を獲得し必要な関係を維持するための計画、並びに当該計画の実行に影響を与える可能性のある要因の説明（6.6項(e)は、企業の事業モデルの維持及び発展のための経営者の戦略を実行するために必要となる財務的資源の獲得のための計画を扱っている）
将来（長期を含む）における資源及び関係の利用可能性又は質に影響を与える可能性のある要因【15.15】	a. 資源に対する企業の継続的なアクセス又は資源の質に関しての不確実性を生じさせる要因の記述、例えば、 i. 他者が企業のアクセスを短期間の通知で終了させることのできる契約条件又は商業的な特徴 ii. 資源の拠点から生じる不確実性、又は資源の残存耐用年数若しくは物理的な利用可能性に関する不確実性 iii. 法令の考え得る変更又は予想される変更 iv. 企業の活動の環境又は社会への影響のうち、企業がある市場で営業する能力に影響を与える可能性のあるもの（例：利害関係者の圧力によるもの） v. 長期的に資源へのアクセスに影響を与える可能性のある体系的要因（気候関連の規制又は自然環境の変化など） b. 関係の利用可能性又は質に影響を与える要因に関する情報、例えば、 i. 関係の永続性に影響を与える可能性のある主要な契約上及び商業上の要因（顧客又は仕入先が関係を終了させることをより容易に又はより困難にする可能性のある条件） ii. 企業の活動の環境又は社会への影響のうち、顧客との関係に影響を与える可能性のあるもの iii. 経営者が関係の強さに対して重要と考えている企業の文化の諸側面（例：倫理的行動に対する企業の評判によるもの）
資源及び関係の管理における進捗度【15.16】	a. 企業の資源及び関係を管理するために経営者が取った行動の記述、例えば、 i. 企業が資源又は関係を活用する上での有効性を管理するため（例：利用度又は生産性の増大によって） ii. 資源の質を維持するため（例：当報告期間中に使用した数量又は残りの利用可能性を管理することによって） iii. 資源又は関係を発展させるため（例：研究開発への投資、スタッフ教育、宣伝、販売促進又は顧客を獲得するための他の行動を通じて） b. それらの行動の影響の説明（経営者が資源及び関係をモニターし、自らの行動の有効性をモニターするために使用している指標により裏付けられる）

リスク



リスクを理解する時間軸、リスクの源泉【8.1-8.2】

- ・ 短期、中期又は長期におけるリスクを理解する必要がある
- ・ 外部的なもの（例えば、政治の不安定）である場合もあれば、内部的なもの（例えば、事業プロセスの失敗又は戦略の変更の意図しない帰結）である場合もある
- ・ 一時的な事象、徐々に変化する状況、又は全部が発生したならば混乱を生じさせるような事象又は状況のグループである場合がある。

「経営者による説明」における開示目的…何を含めるか

主たる目的【8.3】【11.1】：全体的な情報ニーズ

次のことを阻害する可能性のある事象又は状況のリスク

- a. 企業の事業モデル / b. 当該モデルの維持又は発展のための経営者の戦略 / c. 企業の資源又は関係

評価目的【8.4】【11.1】：評価の視点

- a. リスクに対する企業のエクスポージャーの程度
b. 経営者がリスクに対する企業のエクスポージャーをどれだけ有効にモニターし管理しているか

具体的目的【8.5】【11.1】：詳細な情報

- a. 企業が晒されているリスクの性質
b. 当該リスクに対する企業のエクスポージャー
c. 経営者が当該リスクをどのように管理しモニターしているか
d. 混乱が生じた場合、経営者はどのようにその混乱を軽減させるのか
e. リスクの管理における進捗度

「経営者による説明」における主要事項・指標…説明のポイント

主要事項【4.7】【8.7】：主要なリスク

（企業の価値創出・キャッシュ・フロー生成能力を根本的に阻害するもの）

【生じる可能性のある事象・状況のリスクの例】

- a. 企業の事業モデルを根本的に阻害する（例：企業が競争上の優位を失う結果となる）
b. 事業モデルの維持及び発展のための経営者の戦略を根本的に阻害する（例：企業が目的を果たすことを妨げる）
c. 資源又は関係を根本的に阻害する（例：不可欠な部品についての企業のサプライチェーンを混乱させたり、企業の評判を損なわせたりする）
d. 企業の存在を脅かす（例：企業の製品群に対する需要の永続的な崩壊を生じさせる）

指標【4.15】【8.10】：

リスクに関する重要性がある情報が含むもの

【指標の例】

- a. リスクに対する企業のエクスポージャー（例：ある原材料への依存度）
b. リスクに対する企業のエクスポージャーを低減させるための企業の行動の有効性（例：セーフティ・インシデントの件数）
c. 潜在的な混乱の影響を軽減するための経営者の計画（例：保有している予備在庫の数量）

リスク

重要性がある可能性のある情報の例



企業が晒されているリスクの性質【15.17】	a. リスクの発生源（資源の不足などの混乱を生じさせる可能性のある要因、事象又は状況） b. リスクの潜在的な影響（潜在的な混乱の性質、例えば、顧客の注文を履行できないこと） c. 当報告期間中のリスクの変化
当該リスクに対する企業のエクスポージャー【15.18】	a. 企業が価値を創出しキャッシュ・フローを生み出す能力に対する混乱の潜在的な規模を投資者及び債権者が評価するのに役立てるための情報、例えば、 i. リスクに晒されている営業、資源又は関係の記述及び分析 ii. 経営者が作成したシナリオ分析（もしあれば）の結果 b. 混乱の確率及び可能性のある時期を投資者及び債権者が評価するのに役立てるための情報、例えば、 i. 混乱を生じさせる可能性のある事象の過去の頻度、又は頻度のトレンドに関する統計的情報 ii. 混乱が生じる可能性を低く又は高くする軽減要因又は悪化要因の記述 c. 混乱の潜在的な規模、確率又は時期が前報告期間以降にどのように変化したのかを投資者及び債権者が評価するのに役立てるための情報
経営者が当該リスクをどのように管理しモニターしているか【15.19】	a. リスクのモニタリングに関する企業のプロセス及び統制の記述。この記述は、リスクの監督に責任を負う機関又は個人を識別する場合がある。 b. 混乱の規模又は確率を減らすために経営者が取ったか又は取ることを計画している行動の記述
混乱が生じた場合、経営者はどのようにその混乱を軽減させるのか【15.20】	a. 経営者が過去に混乱を軽減させるために取った行動の記述及び当該行動の有効性の分析 b. 将来において混乱が生じた場合に、経営者が混乱を軽減するために取ることを計画している行動の記述及び当該行動の期待される効果
リスクの管理における進捗度【15.21】	a. 経営者が次のことをモニターするために使用している指標 i. リスクに対する企業のエクスポージャーの程度 ii. 経営者のリスク管理の有効性 b. それらの指標に影響を与える要因の説明 c. 過去のリスク管理の有効性の分析（例えば、過去の行動がリスクに対する企業のエクスポージャーをどれだけよく減少させたか）

外部環境



外部環境に含まれるもの【9.1】

- 直接的な環境、すなわち、企業が顧客、仕入先及び競合他社と互いに影響しあう業界及び市場
- より幅広い環境（法的環境、規制環境及び経済環境、政治的、技術的、社会的及び文化的な状況、並びに自然環境を含む）

「経営者による説明」における開示目的…何を含めるか

主たる目的【9.5】【11.1】：全体的な情報ニーズ

次のものにどのように影響を与えたか又は影響を与える可能性があるのか

- 企業の事業モデル / b. 当該モデルの維持及び発展のための経営者の戦略 /
- 企業の資源又は関係 / d. 企業が晒されているリスク

評価目的【9.6】【11.1】：評価の視点

- 企業の外部環境における諸要因及びトレンドが、企業にどのように影響を与えたか又は影響を与える可能性があるのか
- 経営者がそれらの要因及びトレンドをどれだけ有効にモニターし対応しているのか又は対応できるのか

具体的目的【9.7】【11.1】：詳細な情報

- 企業の外部環境における諸要因及びトレンドの性質
- 企業の外部環境における諸要因及びトレンドが企業にどのように影響を与えたか又は影響を与える可能性があるのか
- 経営者が企業の外部環境における諸要因及びトレンドをどのようにモニターしており、どのように対応する計画であるのか
- 企業の外部環境における諸要因及びトレンドへの対応における進捗度

企業に影響を与える可能性のある外部環境における諸要因およびトレンドの例【9.4】

- 市場の力又は市場の混乱（例：競争、供給及び需要並びに仕入先及び顧客の交渉力）
- 経済及び政治の状況（例：商品価格並びに経済及び政治の安定性）
- 法令（例：業界規制、税法及び健康安全上の規制）
- 社会（例：人口統計、ライフスタイル又は文化的な変化）
- 自然環境及び関連する規制（例：資源の利用可能性、汚染又は気候に関連した規制）
- 技術（例：代替的な環境に優しい技術又は顧客ニーズへの対応策の出現）

「経営者による説明」における主要事項・指標…説明のポイント

主要事項【4.7】【9.8-9.9】：外部環境における主要な諸要因及びトレンド（企業の価値創出・キャッシュ・フロー生成能力に根本的に影響を与えたか又は与える可能性のあるもの）

【資源又は関係に含まれるものの例】

- 企業の事業モデル（例えば、企業がある市場において営業する能力を制限したか又は制限する可能性のある社会的又は政治的な要因）
- 企業の事業モデルの維持及び発展のための経営者の戦略（例えば、市場の機会を作り出したか又は作り出す可能性のあるトレンド）
- 企業の資源又は関係（例えば、カスタマー・ロイヤリティに影響を与えたか又は影響を与える可能性のある顧客の嗜好の変化）
- 企業が晒されているリスク（例えば、企業のサプライチェーンに対するリスクを生じさせる、より保護主義的な貿易政策に向けての国内の又は地域的なトレンド）

指標【4.15】【9.11】：企業の外部環境における諸要因及びトレンドに関する重要性がある情報が含むもの

【指標の例】

- 諸要因及びトレンド（例えば、外部の市場占有率の統計値、業界ベンチマーク、顧客調査の結果）
- 当該要因及びトレンドに対する経営者の対応の有効性（例えば、需要が人口減少に晒されている企業の収益率）

外部環境

重要性がある可能性のある情報の例



企業の外部環境における諸要因及びトレンドの性質【15.22】	a. 企業の外部環境の概要（企業の直接的な環境とより幅広い環境の両方を扱う） b. 企業に影響を与えたか又は影響を与える可能性のある企業の外部環境における諸要因及びトレンドの説明（次のことを扱う） i. 当報告期間における諸要因及びトレンドの進展 ii. 当該要因及びトレンドをモニターするために使用している指標（それらの源泉を含む） iii. 経営者が意思決定の基礎とした諸要因及びトレンドの将来の進展に関する仮定
企業の外部環境における諸要因及びトレンドが企業にどのように影響を与えたのか又は影響を与える可能性があるのか【15.23】	a. 企業の外部環境における諸要因及びトレンドが、企業にどのように影響を与えたか又は短期、中期又は長期においてどのように影響を与える可能性があるかを投資者及び債権者が理解するのに役立てるための情報、 i. 企業の事業モデル（例えば、規制の変更により、企業の製品又はサービスの競争力を低下させるようなコストが課されると予想される場合） ii. 事業モデルの維持及び発展のための経営者の戦略（例えば、顧客のニーズを満たす新しい方法の出現で、企業の製品の位置付けを変更する機会が提供されている場合） iii. 資源又は関係（例えば、熟練作業員に対する需要の増大により、企業がそうした作業員を維持することがより困難となっている場合） iv. 企業が直面しているリスク（例えば、政治的不安定性により将来の資源の不足のリスクが増加する場合） b. あるトレンド又は要因が企業に与える影響が不確実である場合に、その不確実性の説明、並びに投資者及び債権者が次のことを評価するのに役立てるための情報 i. 当該トレンド又は要因が、短期、中期又は長期にわたりどのように進展すると予想されるか ii. 企業にとっての考えられる結果の範囲
経営者が企業の外部環境における諸要因及びトレンドをどのようにモニターしており、どのように対応する計画であるのか【15.24】	a. 経営者が外部環境における諸要因及びトレンドをどのようにモニターしているかの記述、並びに経営者が当該要因及びトレンドをモニターするために使用している指標 b. 経営者が当該要因及びトレンドにどのように対応することを計画しているかの記述。この説明は、例えば、経営者が次のことをするために踏むことを計画している手順を扱う場合がある。 i. 新たな機会を活用するために、企業の事業モデル、又は当該モデルの維持及び発展のための経営者の戦略を調整する。 ii. 資源の利用可能性を確保するか又は関係を維持する。 iii. 増大するリスクを緩和する。
企業の外部環境における諸要因及びトレンドへの対応における進捗度【15.25】	a. 経営者が当該要因及びトレンドにどのように対応したのかの記述 b. 当該対応の影響の説明（経営者が当該影響をモニターするために使用した指標により裏付けられる）

財務業績および財政状態



「経営者による説明」における財務業績及び財政状態に関する情報【10.3】

- ・ 関連する財務諸表において提供される情報を補完するもの
→財務諸表に含まれているよりも多くの検討、分析、将来予測的情報及び非財務情報を提供する

財務諸表で報告される財務業績・財政状態【10.1-10.2】

- ・ 包括利益計算書において認識された収益及び費用
- ・ キャッシュ・フロー計算書において認識されたキャッシュ・フロー
- ・ 財政状態計算書において認識された資産、負債及び資本

「経営者による説明」における開示目的…何を含めるか

主たる目的【10.4】【11.1】：全体的な情報ニーズ

企業の財務諸表で報告されている企業の財務業績及び財政状態

評価目的【10.5】【11.1】：評価の視点

- 企業の財務業績及び財政状態のドライバー
- 企業の財務業績及び財政状態が、投資者及び債権者の過去の予想と比較してどうなのか
- 企業の財務諸表において報告されている財務業績及び財政状態が、企業が価値を創出しキャッシュ・フローを生み出す能力（長期を含む）をどの程度示しているか
- 企業の財務的弾力性

具体的目的【10.6】【11.1】：詳細な情報

- どのような要因が、企業の当報告期間の財務業績及び財政状態に影響を与えたか又は将来（長期を含む）において影響を与える可能性があるか
- 経営者が当報告期間において財務的資源をどのように配分したか
- 企業の財務業績及び財政状態が、企業が過去に公表した予測又は目標（もしあれば）と比較してどうなのか

「経営者による説明」における主要事項・指標…説明のポイント

主要事項【4.7】【10.7-10.8】：企業の財務業績及び財政状態の主要な側面（企業の価値創出・キャッシュ・フロー生成能力の理解に不可欠であるもの）

【財務業績及び財政状態の主要な側面に含まれるものの例】

- 収益、費用、純損益若しくはキャッシュ・フローの諸区分、又は当該区分の中の特定の収益、費用若しくはキャッシュ・フロー（例：事業セグメント若しくは顧客の区分についての収益、総利益、投資収益、財務費用、税金費用、又は営業活動からのキャッシュ・フロー）
- 資産、負債若しくは純資産の諸区分、又は当該区分の中の特定の資産及び負債（例：基盤である工場及び設備、運転資本、純債務又は環境復旧義務）

指標【4.15】【10.9】：

企業の財務業績及び財政状態に関する重要性がある情報が含むもの

【指標の例】

- 企業の財務諸表に表示されている金額（科目、合計及び小計など）
- 企業の財務諸表への注記において開示されている金額
- 財務諸表に表示又は開示されている金額から取り入れられたか又は算出された測定値

財務業績および財政状態

重要性がある可能性のある情報の例



どのような要因が、企業の当報告期間の財務業績及び財政状態に影響を与えたか又は将来（長期を含む）において影響を与える可能性があるか【15.26】	a. 当報告期間における企業の財務業績及び財政状態の概要 b. 当報告期間における企業の財務業績及び財政状態の主要な諸側面の記述 c. 当報告期間における企業の財務業績及び財政状態の指標 d. 当該指標の金額の過去の期間からの変化の説明（寄与している各要因の影響を数量化する）。 i. 収益のドライバー（例えば、さまざまなドライバーの影響を受ける地域若しくは製品区分の識別又は収益が価格、数量及び製品構成にどのように影響を受けるのかの説明） ii. 原価のドライバー（例えば、企業の事業モデルの特徴を高めるために生じる原価、又は営業原価の固定費と変動費への分解） iii. キャッシュ・フローのドライバー（例えば、顧客の支払条件の変更又はサプライチェーン・ファイナンスの利用が、当報告期間における企業のキャッシュ・フローにどのように影響を与えたか） iv. 企業の子会社に対して他の当事者が保有している非支配持分の変動の分析 e. 経営者による説明における他の内容領域で議論している事項が、当報告期間における企業の財務業績及び財政状態にどのように影響を与えたのかの説明（例えば、経営者の戦略の実行における進捗度が、企業の収益、営業費用及び営業活動からのキャッシュ・フローにどのように影響を与えたか） f. 企業が義務を履行する能力（長期を含む）に関する情報。当該情報には、次のものが含まれる可能性がある。 i. 企業の流動性及び支払能力の指標の分析（過去の期間からの差異を説明） ii. 経営者が企業の流動性又は支払能力を管理するために取った行動の影響の分析 iii. 企業の資本構成及び資金調達の取決めの分析 iv. 財務特約条項への企業の遵守又は非遵守に関する情報 v. 当報告期間中の企業の運転資本の必要性が報告期間の末日現在とどのように異なっていたのか、又は将来においてどのように異なると予想されるのかの分析この説明は次のことを扱う可能性がある。企業の外部環境の概要（企業の直接的な環境とより幅広い環境の両方を扱う） g. たとえ当報告期間においては影響が僅少であった場合でも、将来（長期を含む）における企業の財務業績又は財政状態に影響を与える可能性のある他の既知の又は合理的に予想される将来の変化の説明（例えば、企業の税金費用と純損益との関係に影響を与える可能性のある税率又は税法の既知の又は予想される変更） h. 当報告期間における企業の財務業績及び財政状態が、どの程度、企業が将来において価値を創出しキャッシュ・フローを生み出す能力を示しているのかを投資者及び債権者が評価するのに役立てるための情報（次のことに関する情報を含む） i. 通例でない収益及び費用、並びにそれらがどのように企業の将来キャッシュ・フローに影響を与える可能性があるのか ii. 財務業績のドライバー（又は財務業績のドライバーの影響）の変化のうち、将来（長期を含む）の企業の財務業績に影響を与える可能性のあるもの iii. 企業の営業、構成又は規模の変化のうち、当報告期間の財務業績に影響を与えたか又は将来において影響を与える可能性のあるもの（例えば、事業の取得又は処分から生じる変化） i. 当報告期間の末日以降の進展のうち、将来の企業の財務業績又は財政状態に影響を与える可能性のあるものの説明。これには、例えば、次のことが含まれる。 i. 予想外の事象 ii. 経営者が将来の業績の兆候として使用している先行指標（受注残高など）の変動
経営者が当報告期間において財務的資源をどのように配分したか【15.27】	a. 当報告期間中の財務的資源の配分的意思決定に関する情報（投資の意思決定が基礎とした目標利益率に関する情報を含む） b. 過去の財務的資源の配分的意思決定によって生み出された実際のリターンに関する情報 c. 次のものに対する当報告期間中の支出の分析 i. 継続的な営業の維持 ii. 企業が価値を創出しキャッシュ・フローを生み出す能力を高めること（例えば、顧客の追加、研究開発への投資又は事業の取得） iii. その他の目的（例えば、株式の買戻し、債務の返済又は配当の支払） d. 承認された将来の支出及び契約した将来の支出の分析
企業の財務業績及び財政状態が、企業が過去に公表した予測又は目標（もしあれば）と比較してどうなのか【15.28】	a. 実際の金額と予測金額又は目標金額との差異（もしあれば）の分析、及びそれらの影響の説明 b. それらの差異が生じた理由及びそれらの影響の説明

Part.C : 情報の選択および表示

重要性の判断の行使

「経営者による説明」とは【3.1-3.9,3.11】（※再掲）

経営者による説明の定義	「企業の財務諸表を補完する報告書」→「補完する」ので、財務諸表に含まれるより多くの検討、分析、将来予測的情報、非財務情報を含む ※特定の名称はない（例：戦略報告書、経営および財務のレビュー）
経営者による説明の目的 （提供する情報）	a. 企業の財務諸表において報告される企業の財務業績及び財政状態についての投資者及び債権者の理解を高める。 （その他の関係者（例：企業の従業員・政府機関・一般大衆）にも有用な可能性があるが、目的ではない。） b. すべての時間軸（長期を含む）にわたり、企業が価値を創出しキャッシュ・フローを生み出す能力に影響を与える可能性のある諸要因についての洞察を提供する ※価値を創出する能力：企業が自らのために（＝投資者および債権者のために）価値を創出し、又は維持する能力
提供する情報の範囲	重要性がある場合 には提供しなければならない。 →経営者による説明の文脈において、情報を省略したり、誤表示したり覆い隠したりすることが、投資者及び債権者がその経営者による説明及び関連する財務諸表に基づいて行う意思決定に影響を与えると合理的に予想し得る場合 →IFRS実務記述書第2号「重要性の判断の行使」を基礎として、「重要性がある場合」の考え方を整理している【BC109】

「重要性がある」という情報の兆候【12.4】

- 主要事項【4.7】に関連している。
- 経営者が事業を管理するために使用している情報（例えば、企業の取締役会と議論した情報や、戦略の設定、資源の配分又は企業の業績の評価にあたって経営者が考慮した情報）から導き出されている。
- 企業の資本市場とのコミュニケーション（例えば、投資者及び債権者に対するプレゼンテーション）に含められている。

「重要性がある」という評価の際の留意事項【12.7-12.9】

重要性判断の視点	定量的要因と定性的要因の両方の検討が必要
将来事項に関する重要性判断の考慮事項	a. 当該事象が企業の将来キャッシュ・フロー（長期を含む）の金額又は時期に与える潜在的な影響（考え得る結果） b. 考え得る結果の全体の範囲及び考え得る結果が当該範囲に含まれる確率
見直し	各報告期間において見直す必要がある（：個々の状況・環境変化の影響を受ける）

重要性と情報の集約【12.10-12.11】

情報が集約されすぎると重要性ある情報が省略される可能性があるため、集約にあたっては以下の点を考慮する

- 個々には重要性がない情報項目が、類似する項目と集約した場合に重要性があることとなる可能性
- 財務諸表において報告される情報を分解することが必要となる可能性（例えば、その分解が、財務諸表において報告される金額に影響を与える諸要因についての理解可能な説明を経営者による説明が提供するために必要である場合）

「経営者による説明」の目的を満たすための情報の要件

「経営者による説明」の目的【3.1-3.2】（※再掲）

経営者による説明の目的 （提供する情報）：	a. 企業の財務諸表において報告される企業の財務業績及び財政状態についての投資者及び債権者の理解を高める。 （その他の関係者（例：企業の従業員・政府機関・一般大衆）にも有用な可能性があるが、目的ではない。） b. すべての時間軸（長期を含む）にわたり、企業が価値を創出しキャッシュ・フローを生み出す能力に影響を与える可能性のある諸要因についての洞察を提供する ※価値を創出する能力：企業が自らのために（＝投資者および債権者のために）価値を創出し、又は維持する能力
--------------------------	--

目的を満たすために必要な、「経営者による説明」の情報の要件【13.1】

完全性 【13.4-13.6】	- 扱う事項のすべての重要性がある情報（必ずしも、当該事項に関して経営者が利用可能なすべての情報ではない）を提供する - 重要性がある場合、過去に提供されている場合や他の報告書で利用可能であっても、経営者による説明に含めなければならない - 報告期間末日と経営者による説明の公表の承認日との間に発生する事象を反映しなければならない。
バランス 【13.7-13.10】	- 有利又は不利に受け取られる可能性を高めるための、歪曲、強調、重視、軽視、又はその他の操作が行われていない - 議論すべき事項の選択におけるバランスが必要 （例：好ましくない事項の議論を省略しない／一方の情報（例：好ましい事項）を強調しない） - 議論する事項に関して提供する情報の選択及び当該情報の表示におけるバランスを取る。 （例：仮定の設定を中立的にする（楽観・悲観を避ける）／有利・不利な情報を隠さない・誇張しない 等） - 野心的な事項（例：経営者の目標・計画）の議論にあたっては、それを妨げる事項も合わせて取り扱う。
正確性 【13.11-13.12】	以下のことを必要とする。また、全ての点で完全に精密である必要はない。 - 事実に基づく情報に、重要性がある誤謬がない。 - 記述が精密である。 - 見積り、概算及び予測が、そのようなものとして明確に識別されている。 - 見積り、概算又は予測を作成するための適切なプロセスを選択し適用するにあたり、重要性がある誤謬が生じておらず、当該プロセスへのインプットが合理的で裏付け可能である。 - アサーションが合理的で、質的及び量的に十分な情報に基づいている。 - 将来についての経営者の判断に関する情報が、当該判断及びその基礎となっている情報の両方を忠実に反映している。

「経営者による説明」の目的を満たし、投資者及び債権者によってより有用となるための情報の要件（1/2）

「経営者による説明」の目的【3.1-3.2】（※再掲）

経営者による説明の目的 （提供する情報）	a. 企業の財務諸表において報告される企業の財務業績及び財政状態についての投資者及び債権者の理解を高める。 （その他の関係者（例：企業の従業員・政府機関・一般大衆）にも有用な可能性があるが、目的ではない。） b. すべての時間軸（長期を含む）にわたり、企業が価値を創出しキャッシュ・フローを生み出す能力に影響を与える可能性のある諸要因についての洞察を提供する ※価値を創出する能力：企業が自らのために（＝投資者および債権者のために）価値を創出し、又は維持する能力
-------------------------	---

目的を満たした上で、投資者及び債権者にとってより有用な情報するために必要な、「経営者による説明」の要件【13.2】

明瞭性及び簡潔性 【13.13-13.18】	・ 平明な文言を使用し、難解な表現や不必要な専門用語を避ける必要がある。 ・ 時には、記述的な文言に加えて、表、グラフ又は図表を含む（必要に応じて説明のための文言を追加する） ・ 当報告期間における進展に関する情報を、期間ごとに変化しないか又はほとんど変化しない「継続的な」情報と区別する ・ 正確であるためには、 a. 企業固有ではない、「ボイラープレート」と呼ばれることのある一般的な情報を避ける。 b. 経営者による説明の中での情報の重複、又は関連する財務諸表でも提供している情報の不必要な重複を避ける。 c. 単純で明確な文言と、短く明瞭に構成された文章及び段落を使用する。 ・ 重要性がない情報は、重要性がある情報を覆い隠すことを避ける方法で提供しなければならない。 ・ 報告期間末日と経営者による説明の公表の承認日との間に発生する事象を反映しなければならない。
相互参照をする場合 【13.19-13.21】	・ 他の報告書において重要性ある情報を、相互参照によって経営者による説明に含められる場合、「経営者による説明」の一部になることから、（他の報告書においては、）以下の点を留意する。 a. 相互参照によって含める情報は、本実務記述書[案]の要求事項に準拠する必要がある。例えば、完全で、バランスが取れていて、正確である必要がある。 b. 情報が掲載されている報告書は、経営者による説明が利用可能な場合にはいつでも、同じ条件で利用可能である必要がある。 c. 経営者による説明の公表を承認した機関又は個人は、相互参照によって含める情報について、経営者による説明に直接含める情報と同程度の責任を負う。 ・ 他の報告書からの相互参照によって情報を含める場合、（経営者による説明においては）以下の点を留意する。 a. 経営者による説明は、当該報告書を明瞭に識別し、それにアクセスする方法を説明しなければならない。 b. 相互参照は、当該報告書の正確に特定された部分に対して行わなければならない。 c. 相互参照によって含めた情報は、経営者による説明に直接含めた場合と同じように最新のものでなければならない。 d. 当該情報が含まれている報告書が、経営者による説明が対象としている報告期間の末日よりも前に終了した期間についてのものである場合には、経営者による説明は次のようにしなければならない。 i. 当該情報の基準日を記述する。 ii. 本実務記述書[案]の要求事項を満たすために必要な場合には、経営者による説明が対象としている期間の末日までの追加的な情報を提供する。

「経営者による説明」が投資者及び債権者によってより有用となるための情報の要件（2/2）

「経営者による説明」の目的【3.1-3.2】（※再掲）

経営者による説明の目的 （提供する情報）	a. 企業の財務諸表において報告される企業の財務業績及び財政状態についての投資者及び債権者の理解を高める。 （その他の関係者（例：企業の従業員・政府機関・一般大衆）にも有用な可能性があるが、目的ではない。） b. すべての時間軸（長期を含む）にわたり、企業が価値を創出しキャッシュ・フローを生み出す能力に影響を与える可能性のある諸要因についての洞察を提供する ※価値を創出する能力：企業が自らのために（＝投資者および債権者のために）価値を創出し、又は維持する能力
-------------------------	---

目的を満たした上で、投資者及び債権者にとってより有用な情報するために必要な、「経営者による説明」の要件【13.2】

比較可能性 【13.22-13.23】	• 次のものと比較できることが有用。また、重要性がある情報を省略せずに比較可能性を高める必要がある。 a. 企業が過去の期間において提供した情報 b. 他の企業（特に、類似した活動を有する企業又は同じ業種で営業している企業）が提供した情報
検証可能性 【13.24-13.26】	• 以下のように検証可能性を高める方法を用いて、提供しなければならない。 a. 当該事業、他の事業又は外部環境に関しての投資者及び債権者が利用可能な他の情報との比較によって裏付けることができる情報を含めること b. 見積り又は概算を作成するために使用したインプット又は計算方法に関する情報を提供すること • 検証可能でない情報（例：将来予測的情報）についても、重要性がある場合には経営者による説明に含める。その際、仮定および作成方法を、裏付けるのに役立つ他の要因と合わせて記述する。
一体性 【13.27-13.30】	• 情報の完全性、明瞭性及び比較可能性は、すべて、当該情報が十分に統合された一体性のある全体として表示されることに依存する。 • 1つの内容領域について議論される事項が、他の内容領域への影響を有する場合には、その影響を評価する情報を含める • 企業の経営者による説明が、投資者及び債権者が当該情報を企業の財務諸表における情報と関連付けることができるようにする方法で提供する。 • 経営者による説明が、経営者による説明において提供している情報と企業が提供している他の情報（例えば、投資者向けのプレゼンテーション、企業の Web サイト、又は他の一般に利用可能なコミュニケーションにおける情報）との間の見掛け上の不整合の領域を説明する。

指標に対する要件（1/3）

「指標」の定義と例【14.1-14.3】

「指標」の定義	- 企業の財務又は非財務の業績又は状態の定量的側面又は定性的側面をモニターするために使用される測定値 - 重要性がある情報は、指標を含んでいる可能性が高い。【4.15】
「指標」の例	- 企業の収益、費用、キャッシュ・フロー、資産、負債又は資本の測定値 - 企業の営業の規模の測定値（例えば、地域別の生産能力） - 企業の環境への影響の測定値（例えば、温室効果ガスの排出量） - 無形の資源の開発における進捗度の指標（例えば、受けた規制上の承認） - 企業の関係の強さの指標（例えば、顧客維持の統計値又はブランドのレピュテーション・スコア）

指標の要求事項（全ての指標に対して）

明瞭性及び正確性 【14.4-14.6】	- 経営者による説明に含まれている指標が企業の財務諸表において表示又は開示されていない場合： a. 当該指標及びその範囲を、意味のある明瞭かつ精密な名称及び記述を使用して呼称し定義する。 b. 議論しようとしている事項の理解に当該指標がどのように寄与するのかを説明する。ただし、その寄与が説明なしでも明瞭である場合は除く。 c. 当該指標を計算するために使用した方法及びその計算へのインプット（行った仮定及びその方法の限界を含む）を説明する。 - 経営者による説明に含まれている財務業績又は財政状態の指標が、企業の財務諸表における表示又は開示から調整されている場合： a. 当該指標を、誤解を招かず当該指標を財務諸表において表示又は開示されている測定値と明瞭に区別する名称で呼称する。 b. 当該指標について報告した金額を、財務諸表において表示又は開示されている最も直接的に比較可能な金額と調整し、各調整項目を識別し説明する。 c. 当該指標を、調整の対象となる測定値よりも目立たせずに表示する。
一体性 【14.11】	1つの文脈において議論される指標が、別の文脈において議論されている指標又は他の測定値と類似している場合、経営者による説明が一体性を有するためには、前者の指標が後者の指標又は他の測定値とどのように関連しているのかを説明しなければならない。
指標と経営者報酬 【14.12-14.13】	- ある指標が経営者報酬の決定にあたって役割を果たす場合には、当該指標に関する情報は重要性がある可能性が高い。 - 経営者による説明に含まれている指標が、経営者報酬の決定にあたって役割を果たす測定値に類似しているが、同一ではない場合には、経営者による説明は、当該指標と当該他の測定値が互いどのように関係しているのかを説明しなければならない

指標に対する要件 (2/3)

「指標」の定義と例【14.1-14.3】

「指標」の定義	- 企業の財務又は非財務の業績又は状態の定量的側面又は定性的側面をモニターするために使用される測定値 - 重要性がある情報は、指標を含んでいる可能性が高い。【4.15】
「指標」の例	- 企業の収益、費用、キャッシュ・フロー、資産、負債又は資本の測定値 - 企業の営業の規模の測定値（例えば、地域別の生産能力） - 企業の環境への影響の測定値（例えば、温室効果ガスの排出量） - 無形の資源の開発における進捗度の指標（例えば、受けた規制上の承認） - 企業の関係の強さの指標（例えば、顧客維持の統計値又はブランドのレピュテーション・スコア）

指標の要求事項（全ての指標に対して）

比較可能性 【14.7-14.10】	- 過去の期間の数字と比較する場合の視点： - 過大なコストや労力を掛けずに入手可能である場合には、下記について比較対象金額を提供する。 （※入手するのに過大なコストや労力が必要となることにより、比較対象金額が提供されない場合には、その旨を記述する） - 前報告期間 - より前の報告期間（トレンドの出現を示すために必要である場合、又は財務諸表がそれらの過去の期間についての情報を含んでいる場合） - ある指標を計算するために使用した方法若しくは仮定又は指標の呼称と、比較可能な指標についての方法若しくは仮定又は呼称との相違を記述する。 - 提供した指標の前報告期間からの変更（すなわち、新しく含めた指標及び省略した過去の指標）を記述し、当該変更の理由を説明する。 - 経営者による説明に含められた指標に係る金額を他の企業が報告している金額と比較するのに役立つための視点： - 企業が当該指標を計算するために使用している方法又は経営者が当該指標を呼ぶために使用している名称と、類似した活動を有しているか又は同じ業種で営業している他の企業が一般的に使用している方法又は名称との相違を経営者が認識している場合には、経営者による説明はそれらの相違を記述しなければならない。 - 経営者が当該指標を記述的報告について公表されている要求事項又はガイドライン（例えば、業界団体又はサステナビリティ報告に関心を有する機関が公表したガイドライン）から引用している場合には、経営者による説明は次のようにしなければならない。 - 当該要求事項又はガイドライン及びそれらを公表した団体又は機関の名称を示す。 - 経営者による説明に含めた指標と当該要求事項又はガイドラインで定義された指標との間に相違がある場合には、その相違を識別し説明する。
-----------------------	---

指標に対する要件 (3/3)

「指標」の定義と例【14.1-14.3】

「指標」の定義	- 企業の財務又は非財務の業績又は状態の定量的側面又は定性的側面をモニターするために使用される測定値 - 重要性がある情報は、指標を含んでいる可能性が高い。【4.15】
「指標」の例	- 企業の収益、費用、キャッシュ・フロー、資産、負債又は資本の測定値 - 企業の営業の規模の測定値（例えば、地域別の生産能力） - 企業の環境への影響の測定値（例えば、温室効果ガスの排出量） - 無形の資源の開発における進捗度の指標（例えば、受けた規制上の承認） - 企業の関係の強さの指標（例えば、顧客維持の統計値又はブランドのレピュテーション・スコア）

指標の要求事項（予測及び目標に適用される追加的な要求事項）

全般的な要求事項 【14.14】	- 当該予測又は目標が関連する当期の業績又は状態の指標を識別する。 - 当該予測金額又は目標金額を計算するために使用した方法及び当該計算へのインプット（行った仮定及び当該方法の限界を含む）を説明する。
当報告期間について過去に公表した予測又は目標の扱い 【14.15-14.16】	- 次のいずれかの場合には、当期の金額が、企業が過去に公表した予測金額又は目標金額と比較してどうなのかに関する情報を提供しなければならない。 a. 実際の当期の金額が当期の経営者による説明に含められていて、予想金額又は目標金額が一般に公開されたコミュニケーションに含まれていた場合 b. 当期に係る予測金額又は目標金額が、過去の期間の経営者による説明に含まれていた場合 c. 上記a.、b.の両方に当てはまる場合には、実際の当期の金額及び予測金額又は目標金額を開示したうえで、差異及び当該差異の影響を分析し説明する。
当報告期間以降の期間について過去に公表した予測又は目標【14.17】	当該指標についての実 際の当期の金額を当期の経営者による説明に含めている場合には、経営者による説明 は、当該予測にアクセスする方法及び当該予測が公表日以降に更新されているかどうか を説明しなければならない。

付録B：長期的な見通し、無形の資源及び 関係並びに ESG 事項

長期的な見通し、無形の資源及び関係並びに ESG 事項

「経営者による説明」の目的【3.1-3.2】（※再掲）

経営者による説明の目的
（提供する情報）

- a. 企業の財務諸表において報告される企業の財務業績及び財政状態についての投資者及び債権者の理解を高める。
（その他の関係者（例：企業の従業員・政府機関・一般大衆）にも有用な可能性があるが、目的ではない。）
- b. すべての時間軸（長期を含む）にわたり、企業が価値を創出しキャッシュ・フローを生み出す能力に影響を与える可能性のある諸要因についての洞察を提供する
※価値を創出する能力：企業が自らのために（＝投資者および債権者のために）価値を創出し、又は維持する能力

長期的な見通し、無形の資源及び関係並びにESG事項【IN16】【4.16】【B1-B3】

投資者及び債権者は、企業の長期的な見通しに影響を与える可能性のある事項に関する情報に特に関心がある。そうした事項には、企業の無形の資源及び関係（企業の財務諸表において資産として認識されていない資源を含む）並びに環境・社会・ガバナンス（ESG）事項に関する事項が含まれる可能性がある。

→よって、これらの情報に重要性がある場合【3.2】には、主要事項【4.7】に当てはまる可能性が高い。付録では、これらの情報を提供する際のガイダンス・考慮事項を提供している。

企業の長期的な見通しに影響を与える可能性のある事項についての報告 (内容領域に関連する記載)

内容領域	ガイダンスの項目名	ガイダンスの概要
(導入部)	B.1.4 主要事項	経営者による説明は主要事項（すなわち、企業が価値を創出しキャッシュ・フローを生み出す能力（長期を含む）に不可欠である事項）に焦点を当てることを要求されると述べている。
事業モデル	B.1.5 事業モデルの記述	企業の事業モデルとは企業が価値を創出しキャッシュ・フローを生成しようとするプロセス（長期を含む）の統合化されたセットであると述べている。
	B.1.6 企業の事業モデルの適応可能性、弾力性及び永続性	経営者による説明における情報が、企業の事業モデルの適応可能性、弾力性及び永続性を投資者及び債権者が評価するための十分な基礎を提供することを要求している。事業モデルのそれらの特徴は、企業が長期的に価値を創出しキャッシュ・フローを生み出し続ける能力に影響を与える可能性がある。
	B.1.7 企業の事業モデルの主要な特徴	主要なものと識別される可能性があり、したがって経営者による説明において議論することが必要となる企業の事業モデルの特徴の例には、将来（長期を含む）において企業が価値を創出しキャッシュ・フローを生み出す能力に関しての不確実性を生じさせる可能性のある特徴が含まれる。
	B.1.8 企業の事業モデルの記述されている目的との合致	企業の事業モデルについて、重要性がある可能性のある情報の例として、企業が目的についての声明を発表している場合に、企業の事業モデルが企業の記述した目的（通常、企業が長期において最終的に何を達成しようとしているのかを示す）とどのように関連するのかの説明がある。
	B.1.9 企業の活動が環境及び社会に与える影響	企業の活動が環境又は社会に与える影響が、企業が価値を創出しキャッシュ・フローを生み出す能力（長期を含む）に影響を与えたか又は影響を与える可能性がある場合、経営者による説明における情報が、投資者及び債権者がそれらの影響を理解できるようにすることを要求している。
戦略	B.1.10 戦略の主要な側面	経営者による説明が戦略の主要な側面（すなわち、企業が価値を創出しキャッシュ・フローを生み出す能力（長期を含む）の維持及び発展に不可欠な側面）に焦点を当てることを要求している。
	B.1.11 経営者の戦略のドライバー	経営者による説明における情報で説明する経営者の戦略のドライバーには、企業の記述している目的（企業が最終的に何を長期的に達成しようとしているのか）が含まれる可能性がある。
	B.1.12 経営者の戦略の目標並びに関連するマイルストーン及び計画	経営者による説明における情報が、経営者の戦略の目標（これは企業の方向性（長期を含む）を示す）並びに当該目標に向けてのマイルストーン及びその達成のための計画を投資者及び債権者が理解できるようにすることを要求している。

企業の長期的な見通しに影響を与える可能性のある事項についての報告 (内容領域に関連する記載)

内容領域	ガイダンスの項目名	ガイダンスの概要
戦略（続き）	B.1.13 経営者の戦略の実行における進捗度	経営者による説明が、戦略の実行における進捗度（長期的な目標の達成に向けての進捗度を含む）を投資者及び債権者が理解できるようにするための情報を提供することを要求している。
	B.1.14 経営者の戦略の実行における進捗度に連動したインセンティブ制度	経営者の戦略について、重要性がある可能性のある情報の例を示している。 （経営者又は他の従業員に対するインセンティブ・スキームが、当該戦略の実行（長期を含む）における進捗度とどのように連動しているのかの説明）
	B.1.15 経営者の戦略を実行するために必要となる財務的資源	経営者の戦略（長期的な目標を含む）を実行するために必要となる財務的資源について、重要性がある可能性のある情報の例を示している。
資源および関係	B.1.16 資源の利用可能性又は質に影響を与える可能性のある諸要因	企業の資源の利用可能性又は質に影響を与える可能性のある諸要因について、重要性がある可能性のある情報には、長期的に当該資源へのアクセスに影響を与える可能性のある企業のより幅広い環境における体系的な諸要因に関する情報が含まれる可能性がある。
	B.1.17 関係の利用可能性又は質に影響を与える可能性のある諸要因	企業の関係の利用可能性又は質に将来（長期を含む）において影響を与える可能性のある諸要因について、重要性がある可能性のある情報の例を示している。
リスク	B.1.18 企業が晒されているリスク	主要なリスク（すなわち、企業が価値を創出しキャッシュ・フローを生み出す能力（長期を含む）を根本的に阻害する可能性のあるリスク）には、企業の事業モデル又は企業の事業モデルの維持及び発展のための経営者の戦略を根本的に阻害する可能性のあるリスクが含まれ、混乱を長期的にのみ生じさせる可能性のあるリスクが含まれる。
外部環境	B.1.19 外部環境が企業に与える影響	経営者による説明が企業の外部環境における主要な要因及びトレンド（すなわち、企業が価値を創出しキャッシュ・フローを生み出す能力（長期を含む）に根本的に影響を与えたか、又は影響を与える可能性のある要因及びトレンド）に焦点を当てることを要求している。
財務業績および財政状態	B.1.20 財務業績及び財政状態に影響を与える可能性のある諸要因	企業の財務業績及び財政状態の開示目的の1つは、提供される情報が、どのような要因が将来（長期を含む）において企業の財務業績及び財政状態に影響を与える可能性があるのかを投資者及び債権者が理解できるようにすることにある。そうした要因には、企業の事業モデルの主要な特徴、経営者の戦略の主要な側面、主要な資源及び関係、主要なリスク並びに企業の外部環境における主要な要因及びトレンドが含まれる可能性が高い。

無形の資源および関係についての報告

(内容領域に関連する記載)

内容領域	ガイダンスの項目名	ガイダンスの概要
事業モデル	B.2.3 企業のプロセスに関する情報	企業の価値創出及びキャッシュ・フロー生成のサイクルについて、重要性がある可能性のある情報には、企業の資源及び関係（無形の資源及び関係を含む）の獲得、維持又は強化に伴うプロセスに関する情報が含まれる可能性がある。
戦略	B.2.4 経営者の戦略の主要な側面及び当該側面に関する情報	経営者の戦略の主要な側面には、次に関するものが含まれる可能性がある。 - 資源又は関係（これには無形の資源及び関係が含まれる可能性がある）に対する企業のアクセスの維持又は強化 - 当該資源及び関係の質の維持又は強化のための経営者の戦略
資源および関係	B.2.1 主要な資源及び関係	議論すべき資源及び関係は、企業の財務諸表で資産として認識されているものに限定されないと述べている。主要と識別される可能性のある資源又は関係の例には、独占的な権利又は独特のノウハウなどの無形の資源及び関係の例が含まれる。
	B.2.2 主要な資源及び関係に関して提供すべき情報	資源及び関係（無形の資源及び関係を含む）について、所定の開示目的を満たす情報を要求している。企業の資源及び関係（無形の資源及び関係を含む）について、重要性がある可能性のある情報の例を示している。
リスク	B.2.5 主要なリスク及び当該リスクに関する情報	主要なリスクには、以下のような可能性のあるリスクが含まれる場合がある。 無形の又はその他の資源を根本的に阻害するか又は、例えば、企業の評判を損なうことにより、関係を根本的に阻害する可能性のある事象及び状況のリスク
外部環境	B.2.6 企業の外部環境における主要な要因及びトレンドに関して提供すべき情報	外部環境における主要な諸要因及びトレンドには、企業の無形の又はその他の資源及び関係に関連する要因及びトレンドが含まれる可能性がある。
財務業績および財政状態	B.2.7 企業の財務業績又は財政状態に影響を与えたか又は与える可能性のある諸要因	経営者による説明における情報が、どのような要因が企業の当報告期間の財務業績及び財政状態に影響を与えたのか又は将来（長期を含む）において影響を与える可能性があるのかを投資者及び債権者が理解できるようにすることを要求している。そうした要因には、他の内容領域について議論された事項（無形の資源及び関係に関連する事項を含む）が含まれる可能性が高い。
	B.2.8 資源及び関係の強化に対する支出	当報告期間における企業の財務的資源の配分について、重要性がある可能性のある情報には、企業が価値を創出しキャッシュ・フローを生み出す能力の強化に対する企業の支出（研究開発への投資など）に関する情報が含まれる場合がある。

主要な環境的および社会的事項 (内容領域に関連する記載)

内容領域	ガイダンスの項目名	ガイダンスの概要
全般事項	B.3.1 主要事項の識別	企業の顧客、仕入先、従業員又は他の利害関係者によって提起された提起した事項が、企業が価値を創出しキャッシュ・フローを生み出す能力に不可欠である場合には、当該事項は主要である可能性があるとして説明している。
事業モデル	B.3.6 事業モデルの主要な特徴	事業モデルの主要な特徴には、企業が環境及び社会に与える影響が含まれる可能性がある
	B.3.7 企業の活動が環境及び社会に与える影響に関する情報	経営者による説明における情報が、企業の活動が環境及び社会に与える影響を理解できるようにすることを要求している（そうした影響が、企業が価値を創出しキャッシュ・フローを生み出す能力（長期を含む）に影響を与えたか又は与える可能性がある場合）
	B.3.8 環境及び社会への影響の管理における進捗度	企業の環境及び社会への影響の管理における進捗度について、重要性がある可能性のある情報の例を示している。
戦略	B.3.9 経営者の戦略の主要な側面及び当該側面に関する情報	経営者の戦略の主要な側面には、次に関するものが含まれる可能性がある。 ・ 天然資源若しくは他の資源又は関係への企業のアクセスの維持又は強化 ・ 環境、社会若しくはその他の要因又は企業の外部環境におけるトレンドへの対応
資源および関係	B.3.2 主要な資源及び関係 B.3.3 主要な資源及び関係に関して提供すべき情報	企業の資源の例には、未採掘又は未収穫の天然資源に対する権利が含まれる場合もある 企業の関係には、政府、規制当局、非政府機関又は地域コミュニティとの関係が含まれる場合があると述べている。
リスク	B.3.10 主要なリスク及び当該リスクに関する情報	主要なリスクには、以下のような可能性のあるリスクが含まれる場合がある。 ・ 企業の事業モデルを根本的に阻害する（例えば、企業の環境又は社会への影響から生じるリスク） ・ 天然資源若しくは他の資源又は関係を根本的に阻害する。
外部環境	B.3.4 企業の外部環境における主要な要因及びトレンド	外部環境における主要な諸要因及びトレンドには、自然環境、社会又は関連する規制に関連するものが含まれる場合がある
	B.3.5 企業の外部環境における主要な要因及びトレンドに関して提供すべき情報	外部環境における主要な諸要因及びトレンドには、環境、社会又は関連する規制に関連するものが含まれる場合がある。
財務業績および財政状態	B.3.11 財務業績及び財政状態の主要な側面	企業の財務業績及び財政状態の主要な側面には、財務業績及び財政状態の環境又は社会的な事項に関連した側面が含まれる可能性がある
	B.3.12 企業の財務業績又は財政状態に影響を与えたか又は与える可能性のある諸要因	企業の財務業績又は財政状態に影響を与えたか又は与える可能性のある諸要因は、環境及び社会的な事項に関連する場合がある。

**【参考】
本公開草案に対する
コメント募集**

Part.A : 全般的な要求事項

質問1 — 経営者による説明が関連する財務諸表

2.2項は、経営者による説明が、それが関連する財務諸表を識別することを提案している。同項はさらに、関連する財務諸表がIFRS基準に従って作成されていない場合には、経営者による説明が財務諸表が作成されている基礎を開示することを提案している。

公開草案は、関連する財務諸表の作成の基礎に関して何も制限を提案していない（例えば、財務諸表をIFRS基準の基礎となっている概念と同様の概念を適用して作成するという要求を提案していない）。

BC34項からBC38項は、これらの提案についての当審議会の理由付けを説明している。

- a. たとえ財務諸表がIFRS基準に従って作成されていない場合であっても、企業が改訂後の本実務記述書への準拠の旨を記述することを認めるべきであることに同意するか。賛成又は反対の理由は何か。
- b. そうした財務諸表の作成基礎に制限を設けるべきではないことに同意するか。賛成又は反対の理由は何か。反対の場合、どのような制限を提案するか、また、その理由は何か。

質問2 — 準拠の旨の記述

- a. 2.5項は、本実務記述書の要求事項のすべてに準拠している経営者による説明に、準拠の旨の明示的かつ無限定の記述を含めることを提案している。BC30項及びBC32項は、この提案についての当審議会の理由付けを説明している。

同意するか。賛成又は反対の理由は何か。

- b. 2.6項は、本実務記述書の要求事項の一部（しかし全部ではない）に準拠している経営者による説明に、準拠の旨の記述を含めることができると提案している。しかし、その記述は限定付きとし、本実務記述書の要求事項からの離脱を識別し、当該離脱の理由を示すことになる。

BC33項は、この提案についての当審議会の理由付けを説明している。

同意するか。賛成又は反対の理由は何か。

質問3 — 経営者による説明の目的

3.1項は、企業の経営者による説明が次のような情報を提供することを提案している。

- a. 財務諸表において報告される企業の財務業績及び財政状態についての投資者及び債権者の理解を高める。
- b. 長期を含むすべての時間軸にわたり企業が価値を創出しキャッシュ・フローを生み出す能力に影響を与える可能性がある諸要因に対する洞察を提供する。

3.2項は、重要性がある場合には3.1項で要求されている情報を提供することを提案している。3.2項は、経営者による説明の文脈において、情報を省略したり、誤表示したり覆い隠したりすることが、投資者及び債権者がその経営者による説明及び関連する財務諸表に基づいて行う意思決定に影響を与えると合理的に予想し得る場合には、当該情報は重要性があると述べている。

3.15項から3.19項は、「価値を創出する能力」の意味を含めて、当該目的の諸側面を説明している。

BC42項からBC61項は、これらの提案についての当審議会の理由付けを説明している。

経営者による説明の目的の提案に同意するか。賛成又は反対の理由は何か。反対の場合、その代わりにどのようなことを提案するか、また、その理由は何か。

Part B及び付録B — 内容領域 (1/2)

質問4 — 全体的なアプローチ

公開草案は、次のような目的ベースのアプローチを提案している。

- 経営者による説明の目的を定める（第3章参照）。
- 経営者による説明の6つの内容領域、及び、それぞれの内容領域について、経営者による説明で提供される情報が満たすことを要求される開示目的を定める（第5章から第10章参照）。
- 経営者による説明が開示目的を満たすために提供することが必要となる可能性のある情報の例を示す（第15項参照）。しかし、
- 経営者による説明が提供しなければならない情報の詳細で規範的なリストは提供しない。

BC69項からBC71項は、当審議会がこのアプローチを提案した理由付けを説明している。

当審議会のアプローチ案が次のようになると予想するか。

- 運用可能とすることができる — 投資者及び債権者が必要とする情報を経営者が識別するための適切かつ十分な基礎を提供する。
 - 執行可能である — 企業が本実務記述書の要求事項に準拠したのかどうかを監査人及び規制当局が判断するための適切かつ十分な基礎を提供する。
- そうでない場合には、どのようなアプローチを提案するか、また、その理由は何か。

質問5 — 開示目的の設計

内容領域について提案している開示目的は、3つの要素で構成されている。主たる目的、目的の評価及び具体的な目的である。4.3項は、各構成要素の役割を説明している。4.4項から4.5項は、内容領域についての開示目的を満たし、経営者による説明の目的を満たすために必要な情報を識別するためのプロセスを示している。

BC72項からBC76項は、これらの提案についての当審議会の理由付けを説明している。

- 開示目的の設計の提案に同意するか。賛成又は反対の理由は何か。反対の場合、その代わりにどのようなことを提案するか、また、その理由は何か。
- 提案している開示目的についての全般的なコメントのうち、質問6に対する回答で扱っていないものはあるか。

質問6 — 内容領域についての開示目的

第5章から第10章は、6つの内容領域についての開示目的を提案している。次のことに関する情報について提案している開示目的に同意するか。

- 企業の事業モデル
- 当該事業モデルを維持し発展させるための経営者の戦略
- 企業の資源及び関係
- 企業が晒されているリスク
- 企業の外部環境
- 企業の財務業績及び財政状態

賛成又は反対の理由は何か。反対の場合、その代わりにどのようなことを提案するか、また、その理由は何か。

Part B及び付録B — 内容領域 (2/2)

質問7 — 主要事項

4.7項から4.14項は、経営者による説明が主要事項に焦点を当てるという要求事項案を説明している。当該各項は、主要事項の識別に関するガイダンスも提案している。第5章から第10章は、内容領域のそれぞれについての主要事項の例及び経営者が主要事項をモニターし当該事項を管理する上での進捗度を測定するために使用する可能性のある指標の例を提案している。

BC77項からBC79項は、これらの提案についての当審議会の理由付けを説明している。

- a. 本実務記述書が経営者による説明は主要事項に焦点を当ててを要求すべきであることに同意するか。賛成又は反対の理由は何か。反対の場合、その代わりにどのようなことを提案するか、また、その理由は何か。
- b. 主要事項の識別に関するガイダンス案（主要事項の例を含む）が、経営者による説明が焦点を当てるべき主要事項を経営者が識別するための適切かつ十分な基礎を提供するであろうと予想するか。そうでない場合、どのような代替的又は追加的なガイダンスを提案するか。
- c. 提案しているガイダンスについて他にコメントはあるか。

質問8 — 長期的な見通し、無形の資源及び関係並びにESG事項

本公開草案で提案している要求事項及びガイダンスは、企業の長期的な見通し、無形の資源及び関係、並びに環境的及び社会的事項に影響を与える可能性のある事項に関する報告に適用されることになる。付録Bは、そうした事項に関してどのような情報を提供する必要があるのかを決定するにあたり経営者が考慮することが必要となる可能性が高い要求事項及びガイダンスの概要を示している。付録Bはまた、記述している事実パターンにおいてどの事項が主要でありどの情報に重要性があるのかを識別するにあたり、経営者が当該要求事項及びガイダンスをどのように考慮する可能性があるのかを示す例も示している。

BC82項からBC84項は、このアプローチについての当審議会の理由付けを説明している。

- a. 本公開草案で提案している要求事項及びガイダンスは、投資者及び債権者が次のことに関して必要とする重要性がある情報を経営者が識別するための適切かつ十分な基礎を提供するであろうと予想するか。
 - i. 企業の長期的な見通しに影響を与える可能性のある事項
 - ii. 無形の資源及び関係
 - iii. 環境的及び社会的事項賛成又は反対の理由は何か。提案している要求事項及びガイダンスが、経営者が当該情報を識別するための適切かつ十分な基礎を提供しないであろうと予想する場合には、どのような代替的又は追加的な要求事項又はガイダンスを提案するか。
- b. そうした事項に適用される要求事項及びガイダンスの提案について他に何かコメントがあるか。

質問9 — サステナビリティ報告に関するIFRS財団評議員会のプロジェクトとの相互関係

BC13項からBC14項は、IFRS財団の評議員会が、財団がサステナビリティ報告基準を設定するための新しい審議会を設置することを可能にするために財団の定款を修正する提案を公表した旨を説明している。将来において、企業はその新しい審議会が公表する基準を、本実務記述書に準拠するために必要となる環境的及び社会的事項に関する一部の情報を識別するのに役立てるために適用することができる可能性がある。

評議員会の計画に関連して、当審議会が本実務記述書を最終確定するにあたり考慮すべきであると回答者が考える事項はあるか。

Part C — 情報の選択及び表示

質問10 — 重要性の判断の行使

第12章は、経営者が重要性がある情報を識別するのに役立てるためのガイダンスを提案している。
BC103項からBC113項は、当該ガイダンス案を開発した際の当審議会の理由付けを説明している。
ガイダンス案について何かコメントはあるか。

質問11 — 完全性、バランス、正確性及び他の属性

- a. 第13章は、経営者による説明における情報が、完全でバランスの取れた正確なものであることを要求することを提案しており、当該情報をより有用にする可能性のある他の属性について論じている。第13章はまた、経営者による説明における情報が所要の属性を有することを確保するのに経営者が役立てるためのガイダンスも提案している。
BC97項からBC102項及びBC114項からBC116項は、これらの提案についての当審議会の理由付けを説明している。
これらの提案に同意するか。賛成又は反対の理由は何か。反対の場合、その代わりにどのようなことを提案するか、また、その理由は何か。
- b. 13.19項から13.21項は、企業が公表した他の報告書における情報への相互参照によって経営者による説明に情報を含めることについて論じている。
BC117項からBC124項は、これらの提案についての当審議会の理由付けを説明している。
これらの提案に同意するか。賛成又は反対の理由は何か。反対の場合、その代わりにどのようなことを提案するか、また、その理由は何か。

質問12 — 指標

第14章は、経営者による説明に含まれる指標に適用される要求事項を提案している。
BC125項からBC134項は、これらの提案についての当審議会の理由付けを説明している。
これらの提案に同意するか。賛成又は反対の理由は何か。反対の場合、その代わりにどのようなことを提案するか、また、その理由は何か。

質問13 — 重要性がある可能性のある情報の例

第5章から第10章に示している開示目的を満たすために必要とされる重要性がある情報は、企業及びその状況に応じて決まる。第15章は、重要性がある可能性のある情報の例を提案している。

BC80項からBC81項は、これらの提案についての当審議会の理由付けを説明している。

提案している例は、経営者による説明が次のことに関する情報についての開示目的を満たすために提供することが必要となる可能性のある重要性がある情報を経営者が識別するのに役立つであろうと予想するか。

- 企業の事業モデル
- 当該事業モデルを維持し発展させるための経営者の戦略
- 企業の資源及び関係
- 企業が晒されているリスク
- 企業の外部環境
- 企業の財務業績及び財政状態

そうでない場合には、どのような代替的又は追加的な例を提案するか。提案している例について他に何かコメントはあるか。

その他のコメント

質問14 — 発効日

1.6項は、本実務記述書がIFRS実務記述書第1号「経営者による説明」（2010年公表）を公表日以後に開始する年次報告期間について置き換えることを提案している。これは、本実務記述書が、公表日の少なくとも1年後に終了する年次報告期間について適用されることを意味する。

BC135項からBC137項は、この提案についての当審議会の理由付けを説明している。

提案している発効日に同意するか。賛成又は反対の理由は何か。反対の場合、どのような発効日を提案するか、また、その理由は何か。

質問15 — 影響分析

a. 本公開草案に付属している結論の根拠のBC139項からBC177項は、本公開草案における提案の予想される影響を分析している。

当該分析について何かコメントはあるか。

b. BC18項からBC22項は、本実務記述書の位置付けについて論じている。それらは、法域内の企業に本実務記述書に準拠することを要求すべきかどうかを決定するのは国内の立法者及び規制当局であろうと述べている。

企業が本実務記述書を遵守することを困難にするような国内の法令上の障害があると認識しているか。

質問16 — その他のコメント

本公開草案で示している提案について他に何かコメントはあるか。